

研究紀要

第30号

平成29年3月

巻頭のことば

【論文】

慶長期における外様大名と幕政との関わり

— 藤堂高虎の位置づけをめぐって —

関根 二三夫 1

鍋本 由徳 3

フード・ビジネスにおける経験価値のプロモーションに関する一考察

大学におけるアクティブ・ラーニング推進と教育学研究

— 社会科地理歴史科教育法レベルでの実践との比較 —

雨宮 史卓 1

古賀 徹 31

地域経済における産業集積、都市化及び雇用に関する一考察

陸 亦群 51

私道通行権の研究

— 公法たる行政法と私法たる民法が交錯する争点をめぐって —

根本 晋一 71

The Background of *Ulysses* (1922)

— As an Introduction —

猪野 恵也 99

メルロ＝ポンティと身体図式

中澤 瞳 107

【研究ノート】

占領地・植民地の「グレートゾーン」問題について

— 日本占領下中国と植民地朝鮮の研究動向 —

高綱 博文 123

当為を表す HAD BETTER に関する予備研究

小澤 賢司 145

巻頭のことば

日本大学通信教育部長 関 根 二 三 夫

日本大学通信教育部『研究紀要』第三〇号が発刊されることになりました。当該紀要は、通信教育部所属教員による研究成果として毎年一回発刊しています。通信教育部は、法学部、文学部、経済学部そして商学部の通信教育課程から構成され、学際的な特徴を持っております。今回、論文七編、研究ノート二編が掲載されており、ご投稿頂いた教員諸兄諸姉には深く感謝申し上げます。法学部関係では根本晋一准教授、文学部関係では高綱博文教授、古賀徹教授、猪野恵也准教授、鍋本由徳准教授、小澤賢司助教、中澤瞳助教、経済学部関係では陸亦群教授、商学部関係では雨宮史卓教授の玉稿が掲載されております。通信教育部教員の研究成果を広く社会に還元することは、高等教育機関としての通信教育部の使命であり、極めて重要なことであると思います。通信教育部はまた、生涯学習機関としての性格を有しており、様々な社会の要請に応えなければなりません。通信教育部教員による学際的な論文の掲載は、幅広い社会の要求を多少なりとも満足させるものと思います。

今後、学問分野が益々細分化され精緻化されて行くことになると思いますが、基礎的な学問研究を積み上げてその専門分野です。通信教育部教員が切磋琢磨し、さらなる研究の充実に繋がりますことを祈念致す次第です。最後になりますが、編集作業にご尽力頂きました関係各位に心より御礼申し上げます。巻頭のことばと致します。

慶長期における外様大名と幕政との関わり

―藤堂高虎の位置づけをめぐる―

鍋本由徳

はじめに

江戸時代初期、殊に慶長・元和期の幕藩関係については、戦前から指摘されている「二元政治」を主軸にしながら、東西二分統治、取次をはじめとした人脈形成などに焦点があてられ、多くの成果が出された。^①特に人脈形成の点では、組織ではなく、その人の個性・パーソナリティによって運営されたことが、現在の通説となっている。

慶長期の幕府政治の特徴は、大御所家康・將軍秀忠両者によって運営されていた、いわゆる「二元政治」が第一に挙げられる。秀忠は征夷大將軍となったとはいえ、家康の後見を得ることでその立場を安定させ、一方、家康は將軍としての秀忠を立てることによって江戸幕府の安定化を進めていった。それぞれのブレインは徳川譜代を中心にしており、秀忠の周囲はほぼ徳川譜代によって固められていたのに対し、家康の場合は後藤光次らの商人、金地院崇伝らの僧侶、ウィリアム・アダムズら外国人など、多様な性格を持つ者によって政權を動かしていた。

幕府の運営は主に家康が主導する傾向が強かったことは改めて指摘するまでもないが、どのような者

が、どのような立場で動いていたのか、その曖昧さは否めない。もつとも、出頭人政治の性格上、各幕閣の職務を限定することはできないため、その曖昧さ自体が慶長期幕政の特質であると言ってもよい。

人脈形成において、豊臣系大名が将軍家あるいは幕府へ接近するための手段となることが指摘されて久しいが、ここでは徳川譜代と豊臣系大名とをわけていることが前提であった。本稿で扱う藤堂高虎の場合、そのような見方を前提とせず、高虎が構築した公武を含めた広範囲な人脈が、高虎を幕閣に並ぶ存在にしたとの指摘がある^②。

確かに、人脈形成はその人物の位置付けを知るための重要な視角である。もつとも、その人脈形成には、政治的意図を重視するものと、私的関係を重視するものがある。それぞれを明確に区分することは、前近代において重要な意味を持たないかもしれないが、少なくとも、「人脈形成」を「接触があった」こととどめずに、その「接触」の意味を考え、政治利用の一端なのかどうかを意識しておく必要がある。

藤堂高虎は、通説において、家康・秀忠・家光の信頼を受けたと評価される人物である。しかし、その「信頼」がどのように獲得されたものかはよくわかっていない。また、高虎の行動を「信頼があった」ことが所与の前提となっている感が否定できない。そこで、ここでは高虎の行動を改めて検討する素材を紹介し、今後、高虎の評価をおこなう上で解決すべき課題は何かをとりあげていくことにする。よって、本稿は、新出史料を用いることはほとんどなく、また、想起される課題の解明を目的とするものでもない。今後の研究の指針を立てるための課題を提示することに主眼を置くものである。

1. 幕府関係者との人脈関係

(1) 課題点を考える視角

高虎が徳川家康と昵懇になった時期は、『公室年譜略』の記述にしたがえば、天正一四年（一五八六）十一月四日からという。⁽³⁾この年は小牧・長久手合戦後、豊臣秀吉と家康が大坂城で会見した年であり、また秀吉の母が家康の許へ向かった年でもある。一〇月二七日、秀吉が豊臣秀長に命じ、聚樂第に家康の屋敷を設けた。その際に監督として入ったのが藤堂高虎であった。⁽⁴⁾その功労を謝するため、家康から高虎に備前長光の刀が与えられた。それ以来、家康と高虎が近づいたというのが、藤堂家での理解である。

高虎は豊臣秀長に仕えていたが、秀吉と高虎との間に直接的な主従関係が成立したのは文禄四年頃である。秀吉が高野山に入っていた高虎を召喚し、伊予国宇和島七万石を与えたことで、高虎は秀吉の直臣となった。この期間、家康との関係で特別なできごとは見受けられない。

さて、『公室年譜略』のみならず、江戸時代初期に成立した『當代記』や『駿府政事録』で、高虎と徳川家（幕府）との間で密談や密謀が交わされたとの記事が随所に現れる。高虎が家康によって駿府へ召喚されることも少なからずあった。もっとも、実際に何を語ったのかは、密談ゆえに伝わらない。

先行研究では、家康・秀忠・家光から高虎へ発給された文書の数的分析がおこなわれている。⁽⁵⁾その数の特徴として、慶長一年から元和元年までは秀忠からの書状が多いとされる。家康からの書状が少ない理由として、家康に伺候す

ることが多かったからであろうと指摘する。駿府に屋敷を持つ高虎と家康の距離は近く、書状の往復が不要であったと考えることに不自然な点はない。高虎は主に家康のブレーンとして動くことが想定されるが、家康のみならず、秀忠の動きに合わせるケースがある。そこで、高虎と家康・秀忠の居所を改めて確認しておく必要がある。つまり、高虎の行動は独自のもののなのか、徳川家の意向に合わせたもののなのか、その事実が、家康・秀忠・家光の距離、書状数に影響を及ぼすと考えられるからである。

さらに、高虎が家康あるいは秀忠と密談に及んだとの記事は、高虎の家康・秀忠との個人的信頼関係が強かったことを想起させるとはいえ、具体性に欠けるのが実状である。密談の内容よりも、密談があった事実を重視すべきとの見解が出るだろうが、実際に高虎が動いた事実に目を向け、どのような事件あるいは政策に、どのように関わっていたのかを具体的に示すことで、高虎の位置づけを積極的に把握することもできるのではないだろうか。

(2) 幕閣との人脈構築での視点

人脈形成では、豊前の細川家がよく知られる。細川忠興らは金地院崇伝や本多正信、土井利勝ら幕府ブレーンのみならず、秀忠家臣の旗本との接触が多かった。幕府政策に関わる重要事項、大名から將軍家への贈答品や普請場に関する事項が多い。細川家と秀忠家臣との接触が生まれるきっかけは、忠利の江戸下向によるものである。

開幕前から、忠興は、岡田利治や鵜殿兵庫ら秀忠家臣を通じて情報を得る、あるいは情報を回すように忠利へ指示していた。慶長八年正月二〇日付け忠利宛忠興書状に「我々など其地之御普請被仰付候間、(補原康政) 櫛式太・(岡田利治) 岡大郎右・(鵜殿) 鵜兵

庫三人へ被申候て、小屋場取可被置候事」⁽⁶⁾とあり、また同年正月二七日付け忠利宛忠興書状には「浅左爲御見舞被下候由候、進物、又其元之大名衆又御まへ衆、又其下々までのミやけの駄、岡大郎右・鵜兵庫・曾我主計などニ念ヲ入尋られ候て、具ニ書付可被置候、これ第一の事候」⁽⁷⁾とあるようなパターンである。

また、忠興は事前に自らの動きを秀忠家臣へ伝えることがあった。これも開幕前であるが、慶長八年二月一日付忠利宛忠興書状に「先書ニ如申候、来廿一日夜其地、可著候、先々誰へも被申ましく候、此状櫛式へはやく者ニもたせ、夜とをり参候様ニ可被遣候」⁽⁸⁾とある。ここには、江戸到着を榊原康政のみに伝え、夜間通行の配慮を願ったものと考えられる。事前に自身の行動について知らせ、徳川家の内証をとることが目的となる。

ところで、慶長期における高虎書状では、細川家にみられるパターンの書状がほとんど残されていない。たとえば、慶長一二年（一六〇七）三月二六日付け増田弥右衛門・藤堂弥次郎宛高虎書状に「昨日廿五至駿府参着候、然者此書状共見分相届候而、本佐・青図書殿兩人返事早々とり候て此飛脚戻可申候」⁽⁹⁾とある。慶長一二年三月の主なきことには、清洲城主松平忠吉の死去（三月五日）、駿府城修築のための資材搬入（三月二五日）があるが、前後の書状がないため返事の対象事項は未詳である。高虎が本多正信・青山成重の返事を求めていることに政治的な意図を窺い知ることができるが、高虎自身の行動を決めるための返事か、あるいは幕府政策に関わる内容の回答か、検討する余地が残される。残存する高虎書状には、他大名の動向の確認や、政策リーグに関わるものが少ないことのみ指摘しておく。幕閣との関係は、「信頼があった」ことを前提とする前に、高虎がそれぞれの幕閣たちとどのような件で接触しているのかを検討する必要がある。それが私的交友にとどまるものか、幕府あるいは政情にかかる情報収集を主な目的

としているのか。先に述べたように、接触の有無が直接大名の政治的位置づけを示すものとは限らないのである。

(3) 大名家人質をめぐる視点

徳川家と大名との関わりでは、人質も素材となる。関ヶ原合戦前後で徳川家へ人質を送った細川忠興と藤堂高虎を比較してみる。各家の事情を勘案すれば単純比較は慎むべきだが、どのような違いがあるのかは示しておきたい。

忠利が人質として江戸へ入ったのは慶長四年である。当時の細川家嫡男は長男忠隆で、次男興秋とともに合戦前後は家康に与した。合戦後に忠隆は廃嫡され、その後、忠利が嫡男と決定した。そこで忠利の兄興秋が人質として江戸へ送られることとなったが、興秋が出奔する。忠利はそのまま江戸で、忠興は忠利に対して秀忠への奉公が肝要であると説き続けた。慶長九年、出奔前の興秋が細川家家老松井康之と加々山興良に宛てた起請文のなかに「諸事鵜殿兵庫殿・岡田太郎（利治）右衛門殿・曾我又左衛門殿（尚祐）、此三人被申次次第（二）可仕事（十）」とある。彼らは細川家と昵懇となつてゐる秀忠家臣である。忠利は人質でありながら、秀忠家臣の旗本らとの交流を通して忠興へ情報を廻したのである。

一方、藤堂家では、慶長五年正月に高虎弟の正高が江戸へ送られた。^①忠利と異なり、正高は、秀忠から下総国香取郡に三〇〇〇石の知行を与えられた。数えで一三歳である。なお、忠利は慶長四年段階で数え一五歳である。同時期に人質となり、ほぼ同年齢の二人を比較すると、忠利は人質、正高は旗本と分かれた。正高自身のパーソナリティによるものか、あるいは高虎が背後にいいのか、いずれにせよ、正高が秀忠に召し出された事実是不変である。忠興に比して高虎の信頼が厚かったからなのだろうか。単純にそう言い切れない点に課題が見えてくるのである。

慶長四年・五年、家康に対して親族を人質とした大名はそう多くない。その点で特異事例といえようが、細川家と藤堂家との違いを知ることができる。関ヶ原合戦前後から、家康と昵懇と評される大名がいる。細川家と徳川家との直接的な関係構築は、豊臣秀次事件にかかる借銀問題が契機であり、高虎に比べれば時期的に遅い。とはいえ、信頼獲得や懇意の関係は、時期の早晚が問題ではない。その人の行動を読み取ることと理解すべきことなのである。

(4) 居所の問題

家康・秀忠・家光から高虎へ発給された書状数をめぐる、將軍家と高虎（ここでは家康と秀忠）との関係を再確認するため、高虎の居所をみておこう（次頁表1参照）。高虎が駿府や江戸へ頻繁に出向く事実は『公室年譜略』『高山公実録』『駿府政事録』などからわかる。高虎の年越しは自領が多く、必ずしも常に將軍家とともにあるわけではない。とはいえ、家康や秀忠からの要請で駿府へ移動するケースが随所に見られる。家康あるいは秀忠からの招請で駿府へ呼ばれる豊臣系大名として異例である。仙台の伊達政宗も人脈の幅が広いが、將軍家と同じ動きは多くない。

細川家の事例では、忠興も上洛あるいは駿府・江戸へ下向している。しかし、それは自主的に忠興が移動する、あるいは忠利を移動させるケースが多く、幕府に伺いを立てた上で確認・決定している。⁽¹³⁾ 現在確認できる慶長期の高虎文書からは、伺いを立てるようなパターンの書状や、幕政・大名家に関わる風聞やリークに関わるものが見当たらない。その点において、人脈構築に力を注いだ細川家の書状から得られる情報の質と大きく異なっている。

家康と高虎の居所をみると、家康の行動にしたがって高虎も動く節が見られる。たとえば、慶長一六年四月一日、

表1 藤堂高虎・徳川家康・徳川秀忠の主な居所

年次	月 日	高虎	家康	秀忠	備考
慶長 8年	正月1日	大坂・伏見	伏見	江戸	
	2日	伏見→大坂	伏見	江戸	
	10月18日	伏見→江戸	伏見→江戸	江戸	11月着
9年	正月1日	江戸	江戸	江戸	
	2月中	江戸・伏見	江戸	江戸	家康(3月1日出立)に先行
10年	正月1日	板島	江戸	江戸	正月24日、正高秀忠上洛に供奉
	3月21日	伏見	伏見	伏見	秀忠を迎える
	4月26日	京都	伏見	伏見	参内供奉
	5月2日	伏見	伏見	伏見	秀忠主催の猿楽に出席
	5月12日	伏見	伏見	伏見	帰国の暇
	年末	伏見→江戸	江戸	江戸	家康は10月28日江戸到着
11年	正月1日	江戸	江戸	江戸	
	12月5日	板島?	江戸	江戸	家康は伏見→駿府→江戸
12年	正月	板島	江戸	江戸	
	3月上旬	駿府	駿府	江戸	高虎屋敷を与えられる
	10月4日	板島	駿府→江戸	江戸	
13年	正月1日	板島	駿府	江戸	
	正月中	板島・駿府	駿府	江戸	年末の駿府焼失
	10月	津	江戸	江戸	国替えによる入国
14年	正月1日	津	駿府	江戸	
	3月下旬	駿府	駿府	江戸	御礼
	4月	江戸	駿府	江戸	御礼
	5月下旬	駿府	駿府	江戸	家康からの招請(篠山築城)
	6月	篠山	駿府	江戸	視察
	9月	篠山	駿府	江戸	ほぼ完成
	10月	駿府	駿府	江戸	
	10月上旬	駿府	駿府	江戸	帰国の暇(江戸へは行かず)
15年	正月1日	津	駿府	江戸	
	2月上旬	駿府	駿府	江戸→駿府	秀忠が駿府へ来るため(招請か)
	10月15日	駿府?	駿府	江戸	家康の鷹狩に供奉
	10月	駿府	駿府	江戸	帰国の暇
16年	正月1日	津	駿府	江戸	
	3月5日	津→京都	駿府	江戸	家康の上洛による(家康は6日出立)
	3月中旬	京都・伏見	京都	江戸	
	3月23日	京都	京都	江戸	参内供奉
	3月28日	京都	京都	江戸	秀頼・家康会見 出迎え
	4月3日	伏見	京都	江戸	家康に従う
	4月18日	伏見→津	京都→伏見	江戸	家康駿府へ出立
	7月	駿府	駿府	江戸	
	8月2日	駿府	駿府	江戸	義直・頼宣他、駿府幕閣を饗応
	9月27日	駿府	駿府	江戸	家康を含め駿府幕閣を饗応
	9月晦日	駿府	駿府	江戸	駿府城二の丸頼宣邸へ。崇伝・元佑・日野唯心も予参
	10月3日	駿府	駿府	江戸	肥後監察の指示
	10月6日	駿府→熊本	駿府→江戸	江戸	肥後へ出立、家康は鷹狩へ

16年	10月中下旬	京都	江戸	江戸	これまでに陽春院一件の解決
	11月14日	熊本	江戸	江戸	肥後到着
17年	正月1日	熊本→駿府	駿府	江戸	出立
	正月15日	吉良→江戸	吉良	江戸	家康に謁見、報告
	正月下旬	江戸	駿府	江戸	報告
	2月下旬	江戸→駿府	駿府	江戸	家康による招請
	2月29日	駿府	駿府	江戸	到着、翌月中旬秀忠到着
	3月28日	駿府	駿府	駿府	秀忠他を饗応
	4月10日	駿府	駿府	駿府→江戸	秀忠江戸下向にともない、高虎へも江戸下向指示
	4月19日	駿府→江戸	駿府	江戸	出立
	6月26日	江戸→駿府	駿府	江戸	家康による招請
	閏10月1日	駿府→江戸	駿府→江戸	江戸	家康に従う(2日出立) 12日到着
	12月26日	駿府	駿府	江戸	家康による招請(城へ呼ぶ日) 駿府到着不明「密談」
18年	正月1日	駿府	江戸	江戸	
	6月中旬	駿府→江戸	江戸	江戸	大久保長安死去、不正露見のため急遽江戸から招請
	9月17日	駿府→関東	江戸	江戸	家康の鷹狩に供奉
	10月26日	川越	川越	江戸	富田・坂崎争論。板島城を預かる
19年	正月1日	江戸	江戸	江戸	
	正月2日	江戸	江戸	江戸	謡初に参加、松平家乗・松平忠良・松平康長・松平忠明・加藤嘉明・小笠原信之、松平忠国・小笠原秀政・松平忠実・松平定行・藤堂高虎・牧野忠成
	正月19日	江戸	江戸	江戸	大久保忠隣改易の件で江戸城へ
	正月25日	小田原	小田原	小田原	秀忠に供奉して小田原へ ※家康は先に小田原到着
	4月	江戸	駿府	江戸	出立地不明、江戸に呼ばれる
	9月中旬	江戸	駿府	江戸	「公日々江城ニ登営アリテ 秀忠公と密談アリ 世ニ何事ト云事ヲ知ラス」(略九 236p)
	10月2日	江戸→駿府	駿府	江戸	大坂征伐のため
	10月5日	駿府	駿府	江戸	到着

注) 本表は慶長8年～慶長19年10月までを対象とした。

高虎居所は主に『公室年譜略』に拠り、家康と秀忠の居所は『近世前期政治的主要人物の居所と行動』(京都大学人文科学研究所 1994年)を参照した。

家康が京都（伏見カ）から駿府へ向けて出立すると同時に、高虎が伏見から伊勢へ向けて出る、あるいは慶長一七年閏一〇月一日、両者がともに江戸へ向かう、ような同期がある。家康、あるいは秀忠からの招聘もあり、どのような内容であるかは別にして、他の外様大名には見られないケースが高虎の場合は頻発していることに注目しておきたい。

2. 藤堂高虎が直接関与する幕府政治問題

藤堂高虎が幕府政策にどこまで関与したのか詳細にはわからない。わずかな事例でみれば、天下普請による築城で縄張り担当者として家康から重宝されていたことは事実である。とはいえ、慶長一四年の篠山築城では総奉行は池田輝政が担当しており、そのような点をかんがみれば、池田輝政もまた幕政に参画した人物となるのだろうか。先述の通り、高虎が家康・秀忠の要請にもとづいて召喚され、何らかの形で幕命を受けた可能性はある。しかし、具体的な内容が詳らかではない以上、他の豊臣系大名と高虎との差別化を図るならば、実際に高虎が幕府政策に関連する、あるいは「公儀」にどこまで関与したのかを把握しておくことが必要だろう。

（1）慶長一六年秀頼・家康の二条城会見

慶長一六年三月二八日、豊臣秀頼と徳川家康が二条城で会見した。その位置付けも大きな問題だが、それを解明することが本稿の趣旨ではないため、経緯や意義は省略する。確認することは、二条城会見での高虎の行動である。同日、

細川忠興が松井康之へ送った書状によれば、鳥羽までの迎えとして、徳川義俊（義直）・随伴の浅野幸長、徳川頼将（頼宣）・随伴の加藤清正、その他に藤堂高虎が出た。さらに二条城では池田輝政が迎ええた。^⑭

出迎えた徳川義俊と浅野幸長は、徳川義俊の室が浅野幸長の娘春姫であり、この時点で縁組が決まっていた（嫁ぐのは四年後である）。同じく徳川頼将と加藤清正は、徳川頼将の室が加藤清正の娘八十姫であり、義俊と春姫同様、縁組が決まっていた。鳥羽までの迎えと随伴の組み合わせには相応の理由がある。そして池田輝政の場合は、文禄四年（一五九五）に家康の娘督姫を継室として迎え、徳川家康と縁戚関係にあった。なお、同じく家康の娘を室に迎えた蒲生秀行は上洛していない。当日饗応を受けた者は、出迎えた加藤清正・浅野幸長・池田輝政の三名、豊臣秀頼家臣のなかで片桐且元と大野治房、そして藤堂高虎の三名である。以上から、高虎のみ縁戚関係にない点で異質である。高虎が選出された要因として「信頼の有無」が重視されるならば、高虎の政治的位置付けをみる上でもっとも難しい課題が、「なぜ信頼を獲得できたか」といった根本である。高虎の持つパーソナリティのみならず、信頼を獲得するに至るプロセス（実際に信頼を得た結果としての行動）を検討することが求められる。

（2）嵯峨天龍寺塔頭陽春院一件での高虎

そこで高虎が関わった具体的事件に触れておこう。天龍寺塔頭陽春院一件については筆者が以前まとめたところである。^⑮発端は慶長一四（一五年）に遡り、慶長一六年五月以後、池田輝政が関わってくる。一回目の争論で敗れた宝泉庵が陽春院の由緒を持ち出し、それを受けた池田輝政が陽春院を破壊した鹿王院を相手取り、鹿王院の処罰を幕府へ

要求したのである。輝政が家康の娘婿であったことが、審理を複雑化させた。本争論では常に輝政優位で進むが、表向きは金地院崇伝の迷惑通り、鹿王院と宝泉庵両名の駿府召喚を前提とした。しかし、一〇月下旬、本件を高虎が扱うとの話が国奉行でもあった米津親勝と京都所司代板倉勝重を通して崇伝へ伝わり、また、本件についてはすでに本多正純も承知であるとのことが伝えられ、鹿王院の離山で決着した。

この一件を通して、筆者は幕府政治の脆弱性を指摘した。それに対し、脆弱性もあるが、解決に導いた藤堂高虎が徳川譜代に匹敵する存在だったことを評価すべきとの見解がある^⑬。高虎が他の外様大名とは異なるとの意見を否定するつもりはないが、やはり藤堂高虎がなぜ関与したのか（できたのか）が解決していない。

高虎が登場するまでの流れがかなり複雑であるため、高虎の行動を含めて、本争論の最終段階を整理しておく必要がある（表2参照）。なお、特別な場合を除き、本一件は『本光国師日記』^⑭の記事をもとにしている。

慶長一六年一〇月一日、高虎は、加藤清正の死去にともなう肥後監察を駿府で命ぜられ、六日に駿府を出立した。駿府年寄衆と崇伝との間で鹿王院下向承認の許可願と許可との取り交わしがあったのは一〇月中旬である。この段階で、高虎と駿府年寄衆の間で本一件に関する取り決めはない。なぜなら年寄衆からは内済ではなく当事者召喚で進むことが許可されていたからである。また、駿府年寄衆が藤堂高虎による内済を知るのは、十一月一日付けの崇伝宛勝手書状に「村茂介殿其外年寄衆へも。明日以飛脚可申入候」とあることから、十一月一日以後である。

問題は、同書状に「従本上州も藤堂泉州幸被罷上候間。陽春院出入之儀。何様共任泉州相済候様二と被仰越候条」と書かれている点にある。つまり、駿府年寄衆とは別に、本多正純はすでに承知していたこと、高虎自身が正純以外

表2 陽春院一件 駿府・関東・京都での動向

日 付	【駿府】 元佶・崇伝	【駿府】 駿府年寄・藤堂高虎	【京都】 板倉勝重・米津親勝・高虎
10月1日		肥後監察の決定	
10月6日		高虎駿府出立 家康も江戸へ出立	
10月15日		家康の鷹狩 本多正純 駿府年寄が随行	B 板倉勝重→崇伝 争論審理委任
10月16日	A 崇伝→駿府年寄 鹿王院召喚の伺い		
10月16日	B 崇伝・元佶→勝重		田上與兵衛、駿府へ
10月17日	崇伝→宝泉庵・鹿王院 駿府下向指示		◎この間、高虎が内済を実行 板倉勝重の承諾 米津親勝の承諾
10月23日	田上与兵衛駿府着		
10月24日		A 駿府年寄→崇伝 崇伝に任せる旨返書	
10月下旬	崇伝→宝泉庵・鹿王院 駿府下向指示	田上と駿府年寄談合	
11月1日			C 板倉勝重→崇伝 高虎内済の件
11月2日			D 米津親勝→崇伝 高虎内済の件
11月5日	田上与兵衛駿府着		
11月6日	崇伝→板倉勝重 鹿王院下向催促		
11月11日	D 米津親勝書状受領		
11月12日	C 板倉勝重書状受領		

注) 本表は『新訂本光国師日記』上の書状写・案文をもとに作成した。
アルファベットは以下のような書状の対応関係を示す

対応

A	10月16日崇伝発給	10月24日駿府年寄衆返書発給
B	10月15日板倉勝重発給	10月16日崇伝返書発給
C	11月1日板倉勝重発給	11月12日崇伝受領
D	11月2日米津親勝発給	11月11日崇伝受領

の駿府年寄より前に、本件に関わっていたことがわかるのである。

一月二日付け崇伝・元佑宛米津親勝書状によれば、「爰元二て泉州済口之様子談合仕候、就夫藤泉州大坂出船之刻、播磨へ使者を被遣、又兵庫分重而使者被遣、様子相済由申頼候二付て、昨朔日二鹿王院致闕所、山林被申候、右之分二て三左衛門殿可被成御堪忍様子二候」とある。ただ家康へこの一件を伝えてあるので、「泉州御肝煎二て、御合点候へハ、如何候条」と輝政から村越へ書状が渡り、承知して欲しいと高虎から輝政へ伝えたと続く。

では、高虎が本一件を知り、正純の承諾を得るのはいつだろうか。高虎は一〇月六日に駿府を出立し、肥後下向途上、京都にて内済の件を親勝（勝重が同席した可能性はある）に知らせ、米津らは村越へもその旨を伝達した。駿府年寄衆は六日に駿府を発ち、家康の鷹狩に随行しているため、高虎が本多正純の承諾を得るとするならば、六日以前となる。そして、そのことを村越ら駿府年寄衆は知らされていなかったことになる。そうでなければ、崇伝へ鹿王院らの召喚承知の連署状を出すことはあり得ないからである。一方、崇伝は駿府にしながら、一連の流れをまったく知らずに村越ら駿府年寄衆へ書状を送り、一〇月下旬に鹿王院らの召喚許可を得て、準備を進めていたのである。

勝重家臣の田上與兵衛は、一〇月一六日に京都を出立し、二三日に駿府へ到着した。翌日、駿府年寄衆への事情説明のため江戸へ向かった。村越直吉は二九日付け崇伝・元佑宛書状にて與兵衛到着の件を崇伝に伝えている。與兵衛の駿府帰還は一月五日で、この時、一件は終了していた。一〇月下旬に與兵衛が駿府へ戻り、高虎の件を話していないことから、與兵衛が江戸にて事情説明した時も、高虎による一件内済情報を共有していないと判断できようか。¹⁸

結果、陽春院一件の内済は、正純と高虎の間で決まり、駿府年寄衆は何も知らぬまま、崇伝と今後の方針を話し合っ

ていた。板倉勝重も一〇月段階では聞かされず、高虎が京都に入り、米津親勝とともに知った可能性が高い。

陽春院一件は、幕府内部の思惑が錯綜し、解決策が見つからなかった。輝政の主張を聞き入れた場合、慶長一五年に幕府が鹿王院へ出した陽春院破壊許可（上意）の正当性が失われ、輝政の主張を聞き入れなければ、幕藩関係に問題が発生する。その時に解決策を見出したのが高虎であり、それを保証したが本多正純である。

本多正純との結びつきは、本多政重の前田仕官をめぐる交渉で確立されていた。直江兼統の養子だった本多政重の前田家仕官をめぐる動きである。⁽¹⁹⁾ 四月一六日、高虎は前田利長に宛てて「筑前様へ被召出候様に御座候ば、佐渡殿・^(本多正純)上野殿別而忝可被存候」と書状に記した。⁽²⁰⁾ 正信・正純の思惑は政長の前田家仕官であるが、利長が慶長一六年に京に出て出された三か条条々のなかにある奉公人条項への抵触を危惧していた。⁽²¹⁾ 前田利光（利常）も高虎に対し駿府年寄衆との談合を勧め、結果、六月一日に成瀬正成・安藤直次・村越直吉の連署状にて、条々に抵触しない旨が利光へ伝えられた。⁽²²⁾ 政長の仕官に直接身内が関わることを憚ったためであろうか、この一連の流れは高虎中心に動いている。高虎が将軍家・幕閣・大名の間での調整役として動き、そして成功したのである。

陽春院一件でわかることは、幕府が譜代だけで動かすことができないとの脆弱性、そして高虎の「問題解決能力」の確認ということになる。調整役の実績を作り、かつ正純との結びつきを強めた高虎の申し出であれば、正純が断る理由はない。ただ、高虎が出てくるのを幕府が待っていたわけではなく、幕府が高虎に働きかけたのか、確証は持てない。高虎の手腕を買うのであれば、混乱に陥る前に高虎へ内済依頼したと可能性も考えられる。幕府では対処しきれなくなった段階で高虎を頼ったのであろうか。その点で、「信頼があるから」解決に向かうのか、この問題の解決

によって、「信頼に対する確実性を得たのか」、そのどちらになるのかも簡単に評価できない。

(3) その他、高虎に対する他者の理解

その他、諸大名の状況から、藤堂高虎に対する意識や理解についてみておこう。慶長末年になると、高虎に対する他大名の評価を書状から窺い知ることができる。細川家の場合、元和以降の評価は先行研究にて明らかにされたが、仙台の伊達政宗書状からも高虎の状況がわかる。慶長一八年三月二八日、政宗の屋敷へ秀忠の御成があり、その節、本多正純・藤堂高虎、酒井忠世らが招かれた。⁽²³⁾翌月二六日、政宗は駿府での能にて饗応した。成瀬正成・安藤直次・松平正綱・片山宗哲・後藤光次・加々爪忠澄・永井直勝・西尾忠永、そして藤堂高虎へ、能興行の案内を送っている。⁽²⁴⁾駿府幕閣に加えて高虎へも同文を送ったところに着目しておきたい。

また、これまでもたびたびとりあげた細川忠興・忠利と高虎の関係について、直接高虎との接触があった大きな問題が慶長一八年大徳寺惣見院の一件である。⁽²⁵⁾惣見院の跡目をめぐり、玉甫が弟子賢谷を跡目に指定して遷化した。それに抵抗したのが月岑である。月岑は惣見院の由緒から、本来は古溪の寺であり、古溪の唯一の弟子である自分こそが跡目相続に相応しいと主張した。忠興は高虎へ書状を出し、惣見院古溪が金銭使い込みで追放され、替わって玉甫が預かったものであること、そして月岑が旧知である高虎へ取成を依頼するだろうが、それを無視して欲しいとの依頼をおこなった。⁽²⁶⁾この一件で高虎は相応に取成をしたようだが、その成果は得られず、忠興の主張が通った。

忠興は慶長一十九年以後、高虎に強い関心を示す。慶長一十九年六月二六日付け忠利宛忠興書状には「藤泉州切々参会

候哉、如何様疎々數無之様ニ可被仕候事」とあり、さらに同年一〇月三日付け忠利宛忠興書状では、忠興の母光壽院の湯治を中止したことであろうか、そのことについて本多正信・土井利勝・藤堂高虎へ書状を送るように指示している。⁽²⁸⁾この宛所が、交友関係が根拠となつてゐるのか、それとも政治的情報源としてのものであるかは確定できないが、忠興のこれまでの行動傾向から、高虎が幕府関連の重要な動向を知り得る者として注視されていたことが窺える。

細川家の藤堂家への関心は慶長末年と遅い。高虎が幕府に関連する案件に積極姿勢を見せるのは主に慶長一六年頃からと思われ、その動きに対して、各大名が注意を払つてゐる。人脈形成の上で、高虎を利用しようとした者もいたであろう。仮に関係が良好でなかったとしても、忠興が福岡の黒田家の動向を注視していたように、書状へ逐一その人物の動きを記すことがある。細川家と黒田家とは慶長五年以来の確執があり、その動きは適宜忠興・忠利の間で共有された。すなわち、書状に出てくる人物であっても、必ずしも良好な関係とは限らないのである。この場合は人脈構築とは少々異なつた解釈が必要となる。その上で、慶長期における忠興の書状で藤堂高虎の名がほとんど出てこないのはなぜなのか。このことも、高虎の位置付けを考えるひとつのきっかけになるのではないだろうか。

おわりに

現状において、高虎の研究では多くの課題が残されているということが筆者の見方である。高虎は諸書においてその人物像が高く評価されている。信頼があるからこそ幕政に関われる、信頼が人脈の拡張を実現させたことはその通

りである。その信頼を高虎の行為の前提とするのではなく、高虎の行動を丁寧に取り、周囲の人間関係を的確に把握し、高虎自身が何をおこなっていたのかを押さえていくことが、高虎の位置付けを明確にしていくのである。

高虎に関わる史料が相応にありながら、慶長期の高虎像が元和以後のそれと比較して具体像がなかなか見えてこないのは、書状から様々な大名の動向や幕府の動向を把握しにくい点にある。慶長一八年に大久保長安から高虎に宛てて各年貢米や金・銀山の運上をめぐる書付が出されたように、幕府政治に直接関係した諸史料を見直していくことで、展望が見えてくる。

また、幕府や将軍家と大名家との信頼関係は、必ずしも幕政への参画をみるだけではない。「公儀」の枠組みのなかで、幕政に参画できた外様大名に対し、他者はどのようにその人物を見ていたのだろうか。それを知るために、多くの大名家の書状から人間関係をみることに、周辺の状況を踏まえて人物評価をおこない、その大名が高虎をどう評価し、対応しようとしたのかをみていきたい。そして、慶長期から元和・寛永という大きな時代の変化のなかで、高虎の位置付けが変化しないことは考えられない。よって、家康・秀忠・家光の三代によって確立へ向かう江戸幕府政治のなかで変化する高虎の位置付けを考えていくことが、今後の大きな課題である。

注

(1) 幕府制度では松平太郎『江戸時代制度の研究』(武家制度研究会、一九一九年、後、柏書房、新人物往来社により復刊)、戦後では、藤野保『幕藩体制史の研究』(一九六一年、吉川古文館、後、新訂版を一九七五年に刊行)、北島正元『江戸幕府

- の権力構造』(岩波書店、一九六三年)がよく知られる。人脈形成では、中村孝也『家康の臣僚 武将編』(人物往来社、一九六八年、後、国書刊行会・硯済社から復刊)、同『家康の政治経済臣僚』(雄山閣出版、一九七八年)など。取次をめぐつては山本博文『幕藩制の成立と近世の国制』(校倉書房、一九九〇年)をはじめ、多くの大名家の個別事例研究が発表された。
- (2) 齋藤隼人「藤堂高虎の人脈ネットワーク」(藤田達生監修 三重大学歴史研究会編『藤堂藩の研究』清文堂、二〇〇九年)。
- (3) 『公室年譜略』(上野市立図書館、二〇〇二年)、一〇二頁。
- (4) 『家忠日記増補追加』巻之十(国立国会図書館所蔵)、天正一四年一〇月二七日条。
- (5) 斎藤前掲「藤堂高虎の人脈ネットワーク」。
- (6) 『細川家史料』(大日本近世史料) 一一三二頁、史料番号二五。
- (7) 『細川家史料』 一一三三頁、史料番号二六。
- (8) 『細川家史料』 一一三五頁、史料番号二九。
- (9) 「長井文書C群」(久保文武『藤堂高虎文書の研究』清文堂、二〇〇五年) 二四二頁、史料番号一一一。
- (10) 「松井家文書」(八代市立博物館寄託『松井文庫所蔵古文書調査報告書』十三) 六七～六八頁、史料番号三三四。
- (11) 『公室年譜略』 一四六頁では、これが大名が江戸へ送った最初の人質であるとしている。
- (12) 『綿考輯録』第二巻 一一二九頁。文禄四年(一五九五)豊臣秀次切腹に伴い、金子秀吉に返却せねばならなくなった忠興は松井康之を使い、家康に借金を申し出た。その際の仲立ちが榊原康政・本多正信であった。細川忠興と榊原康政の懇意は『綿考輯録』第二巻 一七七頁に「誓詞の儀可被差上となり、榊原康政は兼而忠興君と睦しく候間甚氣遣に被成」とあることから窺える。
- (13) 慶長一九年大坂冬の陣に際し、江戸にいる忠利が秀忠に従軍することになった。忠興の在国を本多正純や金地院崇伝から伝えられ、その件を本多正信や土井利勝へ知らせるように家老松井興長へ伝えた(一〇月一八日松井興長宛忠興書状「松井家先祖由来附」三〇九頁)。
- (14) 「松井家文書」(『松井文庫所蔵古文書調査報告書』三) 七二頁、史料番号四七〇。

- (15) 拙稿「慶長期における駿府政権の対大名意識―嵯峨天龍寺塔頭陽春院一件を素材にして―」(『戦国史研究』四二号、二〇〇一年)。
- (16) 藤田達生『江戸時代の設計者―異能の武将・藤堂高虎―』(講談社現代新書、二〇〇六年)。
- (17) 『新訂本光国師日記』一(統群書類従完成会)に、陽春院一件関係の書状案文などが多数収められている。
- (18) 注(15)では、田上與兵衛が駿府幕閣と会った際に村越らとは別に本多正純へ伝えたのではないかと考えていたが、田上はその結果を知らされるだけだったとの可能性が強くなった。
- (19) 清水聡「慶長期加賀藩の政治体制と幕藩体制への編成―「三ヶ条条書」と本多政重登用を中心に―」(立正大学大学院文学研究科『大学院年報』第二〇号、二〇〇三年)に、政重登用までの経緯が詳述されている。
- (20) 「本多氏古文書等」二(金沢市立玉川図書館近世史料館架蔵)。
- (21) 同前。
- (22) 同前。
- (23) 『伊達政宗卿伝記史料』(財団法人藩祖伊達政宗公顕彰会、一九三八年)、七五五―七五六頁。
- (24) 「貞山公治家記録」卷二三(『伊達治家記録』二、宝文堂、一九七三年)、五八八頁。
- (25) 拙稿「江戸初期幕政の展開と金地院崇伝の政治的役割」(『日本大学経済学部研究紀要』一般教育・外国語・保健体育 五七号、二〇〇七年)。
- (26) 『新訂本光国師日記』第二、八六頁。
- (27) 『細川家史料』一一九一頁、史料番号七一。
- (28) 『細川家史料』一一九八頁、史料番号七六。
- (29) 「大久保長安代官所年貢等勘定覚」(『紀伊国古文書』『藤堂高虎関係資料集補遺』三重県、二〇一一年)、二七九頁。

フード・ビジネスにおける経験価値の プロモーションに関する一考察

雨宮 史卓

はじめに

フード・ビジネスにおいてブランド概念を検討する場合、様々な局面での考察が必要である。なぜなら、食品はいかなる分類においても品質の安全性は重要であり、消費してしまえば無形となるが、内食の場合、食材の鮮度や見た目、パッケージの優劣といった有形財の要素が大きな購買要因になる。これに対して、中食は調理時間の素早さ、可搬性の良好さが重要であり、外食の場合は店舗の雰囲気、サービス内容、従業員の態度といった無形の要素が大きな選択要因になる。したがって、有形財を購入する際に消費者はブランドに安心、信頼、品質、機能、デザイン、知名度等の様々な要素を期待してブランド選択するのと同様に、フード・ビジネスにおけるブランド選択もいかなる価値を消費者に訴求すべきかを内食・中食・外食に分けて考察すべきである。

既存のマス・マーケティングでは有形財や無形財に拘わらず消費者を定量的に扱い、購買行動において仮説検証を行う事に重点が置かれていた。仮説検証後に、競争優位性を見出そうとした企業は結果的に市場が飽和し、コモディティ化に繋がっているのが現状である。定量的アプローチでは消費者ニーズやウォンツが多様化している現在では的確に市場を捉えられない。今や製品・サービスの本質的な機能だけで企業が競争優位性を勝ち取るのは不可能である。例えば、ファッショ

ン性の高いアパレル業界や装飾品、化粧品は、ブランド価値に代表されるように、感覚的・情緒的要素が重要となるし、実用性が重要な家電製品及び食品では、環境や健康に配慮する等の社会的要素が重要となる。また、芸術性に関する映画や音楽においては、従来の消費者行動研究では限界がある。様々な製品・サービスにおいて象徴的要素が重視されているのが現状である。

そこで、注目すべき概念が第四の経済価値としての「経験価値」である。コモディティは市場において代替可能であり、製品は有形財、サービスは無形財として経済価値をそれぞれ捉えるが、経験は消費者の思い出に残るという特質をもつ。とりわけ、フード・ビジネスにおいては経験価値のマネジメントが重要となる。なぜなら、今までフード・ビジネスで大きな要素を占めていたホスピタリティの概念が「人と人との関係に存在する相互関係を意味し、マネジメントにおいては経済交換だけでなく相互人間価値を創造する経営」¹⁾である以上、有形の食品、無形のサービスは勿論、企業が提供する事に共感し、それにより経験という価値を見出したときに、ホスピタリティは実現されるからである。そのため、フード・ビジネスにおける企業はマネジメントにおいて経験価値の概念を競争優位の源泉として捉える事へシフトする必要がある。サービス経済のシステムにおいても、提供されるサービスに納得して顧客が集まり、対価が支払われるというものであった。しかし、サービスさえも付加価値が失われ、差別性がなくなるとコモディティ化を余儀なくされる。そのため、機能やサービスの利便性といった価値を超える次元、すなわち経験価値を体現した製品・サービスの提供へとブランド・マネジメントを転換させる必要がある。

一方、フード・ビジネスにおけるブランド概念に目を移すと、食品を流通させている小売業者に、その概念が多く重要な機能を果たし

ている。消費者が、その店舗でしか購入できない特定のブランドや食品を期待するようになってきている。例えば、チェーン・システムを核とする大規模小売業の力は、消費者のストアに対する忠誠度や信頼度を強力にしている。PB（プライベート・ブランド）商品は、そういったストアの信頼度を基盤として開発されている。現にPB商品のほとんどが、そのストアの名称を付けて陳列されている。特に食品の領域では、スーパー・マーケットやコンビニエンス・ストア（CVS）は製販同盟を通じて事実上、惣菜・中食の食品製造業を系列下に置いている。

さらに、PB商品の価格戦略は大きな転換期を迎えている状況にある。今までのPB商品は、大手メーカーが全国展開するNB商品と比べ安価であることが大きな訴求要素であり、それが消費者の支持を得ていた。小売業者側もNB商品よりもPB商品を自社開発して販売した方が利益率も高かった。しかし、PB商品の一部にはNB商品よりも品質が劣る、信頼性に欠ける等の理由から消費者に敬遠される商品が存在していた事実もある。それは、従来のPB商品は商品企画や製造ノウハウ等で大手のメーカーに太刀打ちできない中小メーカーに製造を依頼していた事が多かったからである。しかし、経営努力により、集客力が向上した大規模小売業の交渉力が増すにつれ、大手メーカーに製造・企画を依頼する事が多くなっているのも現状である。そのため、PB商品の品質の向上が顕著である。高品質・高価格で付加価値を前面に訴求したPB商品も数多く見受けられるようになり、PB商品に対する消費者のイメージも大きく変わりつつある。現にセブン・イレブンやイオン等の大手小売業は、この流れを見据えて「ワンランク・アップ」商品の企画・販売に踏み込み、高価格であっても消費者に受け入れられている。すなわち、消費者はメーカーの創造するブラ

ンドよりもストアの信頼を購入している状況にある。製造業からの発想であった、元来のブランド・マーケティングのコンセプトはフード・ビジネスの領域において変革を余儀なくされている。

本稿では、上述の社会背景や産業構造の変化とフード・ビジネスにおけるブランド概念の進展を視野に入れつつ、①まずは、コモディティ商品の特徴を明確に示し、コモディティ化現象を検討する。②次に、フード・ビジネスにおける内食、中食、外食の違いを明確に示し、コモディティの範囲を考察する。③また、食品に対する経験価値の役割を考察し、それを見出すプロモーションの手法を総称ブランドの観点から検討する。④そして、フード・ビジネスに経験価値を導入するためには、様々なカテゴリーの枠を超越する事の重要性を訴え、食品に対するブランド概念の意味づけを試みる。

1. コモディティ製品の特徴

マーケティング理論上でコモディティ (Commodity) という用語に関して明確な定義がなされていない。「商品」、「日常品」あるいは「生活必需品」と訳されているのが現状である。しかし、商品の意味一つをとっても、単なるグッズ (Goods) や、マーケティング戦略を実施し、他企業の競合商品と差別化をはかって成立する商品としての意味でのマーチャンダイズ (Merchandise) など多様である。したがって、この場では市場の動向を踏まえつつ、「コモディティ製品」と「コモディティ化」の意味を明確にする必要がある。

コモディティという単語自体は、com (一緒の) + mod (尺度) + ity (状態) からなり、「単一の尺度で測れる状態になったもの」²⁾ と解釈することが可能であると思われる。B・J・パイン II (B. Joseph Pine II) と J・H・ギルモア (James H. Gilmore) は、コモディティを

次のように捉えている。「もともとコモディティという言葉は、自然界から得られる産物を指す。植物なら地上で栽培し、収穫をする。鉱物なら地中から掘り出し、採掘する。動物なら地上で育て、食肉として解体する。企業は、そうして得たコモディティに若干の加工や精製を施し、大量に貯蔵して市場に運ぶ」³⁾としている。また、「差別化できないので、コモディティ市場は需要と供給のバランスだけで価格が決められる」⁴⁾とも述べている。確かに、メーカーによって加工される以前の産出物であれば、品種や等級などの若干の差異はあるにせよ、同じ等級であればまったく差別性を認識することができず、代替可能な製品となる。

一方、コモディティ製品についてケラー（Keller,K.L.）は「コモディティとは、極めて基本的であるために消費者の心の中で物理的に差別化できない製品のことである。しかし、各製品カテゴリーで消費者が意味ある差異を確認するとブランド化される可能性がある」⁵⁾と述べている。また、ステープル・グッズ（Staple Goods）と同義語で捉える見解も見受けられる。それは、「頻繁かつ規則的に購買される日常必需品（主要商品）であり、恒常的な需要があるため小売店は常時在庫しておく必要がある。多くの場合、ブランドによって差別化されることが殆ど無く、主として価格に基づき販売され、コモディティとよばれる」⁶⁾としている。

これらの考察から、コモディティ製品とは、人が生活する上で日常必需品であり、基本的な機能や便益が備わっていれば購入する商品群であると理解できる。また、同じ製品カテゴリーにおいてブランド要素が明確に消費者に認識されていないといえる。すなわち、競合企業の製品との機能やベネフィットの差別性が示されていないために、ブランド力の構築がなされていない状況である。

消費者行動の観点でいえば、コモディティ製品とは高価格製品や嗜好性の要素が強い商品とは対照的に、頻繁に定期的に購買されるものである。また、消費者は計画的にそれらを購入するわけではない。洗剤、シャンプー、歯磨き粉、トイレトペーパー等を想定すれば明白なように、日常生活においてたまたま容器が空になりそうだからとか、買い置きがなくなって最寄り店に買いに行くものである。そのため、小売店側は、恒常的な需要があるため常時在庫しておく必要があるが、コモディティ製品の多くは、ブランドによって差別化されることが少なく、主に価格に基づいて購入される傾向にある。

したがって、コモディティ製品の場合、消費者にとって日常不可欠な商品ではあるが、企業間では価格競争に陥りやすく、「あちらの店の方が安い価格で売っていた」等の理由により選択されるケースが多いのが現状である。スーパー等の小売店では主力商品であるが、メーカーにとっては価格競争を余儀なくされる商品群である。モノ不足の時代においては、チェーン・システムを展開している小売店にとっては、常に消費者の手元に配置し安価に提供することがリピーター確保のために重要な訴求点となるが、市場が飽和している状況下ではコモディティ製品は必要な量だけ手に入ればよいのが現状である。

さらに、これらは趣味や嗜好により消費される製品とは異なり、コモディティ製品を購入することは楽しみとはならない。したがって、消費者はその消費を必要最低限に抑えるため、価格に大きく左右される。消費者が評価するサービスや特定ブランドを購入するためにコモディティへの支出は極力儉約される傾向となるであろう。つまり、どの家庭にとってもコモディティ製品はなくては困るものではあるが、その消費量は世帯人員数に大きく影響される。洗剤、歯磨き粉、さらに食品の調味料等は一家族が共同で使用するものである。現在の日本

市場のように、シングル・マーケットが脚光を浴び、単身世帯数が増加する状況下ではコモディティ・マーケットは縮小の一途をたどり、価格競争が激化することが必至である。以上のことから、コモディティ製品の特徴を示すと下記ようになる。

- ①頻繁かつ規則的に購入される日常必需品
- ②恒常的な需要がある
- ③ブランド要素に差別性を発揮しにくく、消費者にとって代替可能
- ④消費量が市場規模に相関して縮小する
- ⑤価格競争を余儀なくされる

2. 現象としてのコモディティ化

一方、「コモディティ化」の意味に目を移すと、パインとギルモアは、「自社製品やサービスが差別化できなくなり、マージンは底抜けに低下し、消費者はひたすら価格の安さだけを基準に製品を買う」⁷⁾ という状態のことをコモディティ化としている。また、コトラー（Philip Kotler）は、供給者側が購買者に対する駆け引きの戦術として、その意味を示している。それは、「決め手が価格だけだとほのめかす方法である」⁸⁾ としている。

ところで、上述に例としてあげた日常必需品の多くは、新製品として市場に投入される時点でコモディティとして消費者に捉えられることを企業は想定していない。つまり、それらの多くは連日、マスメディア広告によって当該のブランド・イメージを定着させようと戦略が練られている。その意味では、明らかに市場導入の時期はマーチャンダイズ商品である。現に、1980年代までシャンプー市場における売上1位の製品コンセプトは「フケ、かゆみを抑え髪の汚れを素早く落とす」というものであった。そのため、どのメーカーも同様なコンセプ

トで競合ブランドを投入したため、価格競争が激化した。やがて、消費者ニーズに変化が見られ、「髪のコンディショニングを整える」というコンセプトが脚光を浴び、一部のメーカーのそのコンセプトが消費者に認知されると、かつての定番商品が崩壊し、そのコンセプトの商品が市場でNo. 1 となった⁹⁾。しかし、現在のシャンプー市場はすべてのメーカーが、このコンセプトを念頭に新製品を企画しているので、類似品が店頭に並び、一部の有名美容室の店名をブランドに付与したものを除いては価格競争が起こっているのが現状である。

このようにコモディティ化とは、消費者ニーズに適合し高付加価値であった製品の市場価値が低下し、一般的なものとなり価格によってブランドが選択される状態になったことを意味する。したがって、製品導入期には高価格である商品も製造、販売、流通経路の確立により、どのメーカーのものも差別性がなくなり、求めやすい価格で販売されるような傾向もコモディティ化といえる。

世帯普及率が急速に高まった、パーソナル・コンピュータや携帯電話、スマート・フォン等は、その典型的な例であるといえる。PCは今や規格化された部品を組み立てれば製品として成立するので、技術を要せずに容易に価格競争に陥っており、技術としての競争優位性が各社保たれてない。また、スマート・フォンは安価な加入料金を徴収するだけで、本体は無料のケースもありうる。通話・メールの料金も価格の安さをプロモーションの訴求内容の第一義としている。これはサービスを売るために製品を無償で提供しているといえる。たとえ、無形性のサービスであっても取引が成立すれば商品である。かつては、サービス提供に使われる製品よりもサービスそのものを消費者は高く評価していたが、サービスも規格化と認識されると価格競争が起こる。

コモディティ製品自体の意味は前述の①～⑤の特徴がある商品で

あったが、コモディティ化の流れはあらゆる市場で起こりうる。ハイテクの集合体である高性能製品や無形財としてのサービスさえも価格だけで取引が可能な程度に品質・内容が標準化されてしまえば、コモディティ化を意味するのである。したがって、企業間の価格競争を回避するためにも、ブランドにより消費者が選択するような戦略策定¹⁰⁾が必要になる。換言すれば、コモディティ製品はブランド化し、付加価値が付与されて導入された製品・サービスはライフサイクル上でコモディティ化の到来を防ぐことが急務となる。

同様に、フード・ビジネスにおいても提供される食品やメニューの味覚・品質が優位性を出していても、サービスが同等である場合はコモディティ化する可能性がある。したがって、差別優位性をフード・ビジネスの中に導入するためには、ブランド概念をどのように扱うべきかを内食、中食、外食に分類して以下に考察する。

3. フード・ビジネスの分類とコモディティの範囲

フード・ビジネスにおけるブランド概念を考察する場合、有形財と無形財の両極面からのアプローチが必要である。その理由は、後述するが、まずは商業上の規定として商品を検討してみたい。商品には、有形財としての製品と無形財のサービスがある。市場において有形財であれ無形財であれ商取引される全てのものは商品であるが、近年では有形と無形の両局面で考えなくてはならない商品も存在する。上述のスマート・フォンや携帯電話は、その好例である。携帯電話自体は、有形の製品であるが消費者はそれのみを購入するためにブランド選択をするわけではない。電話にまつわる通話機能、メール機能等を含めた様々な無形のサービスに対して、消費者は対価を支払っている。そのため、携帯電話のデザイン、機能といった有形財におけるプロモー

ション戦略も重要であるが、同様に、他社との差別化を目的とする無形財のパケット料金設定や定額プラン等も重要な訴求要素となる。

また、商業上、フード・ビジネスにおける食品は内食、中食、外食の三つに分類されるのが通常である¹¹⁾。

- 1)「内食」とは、調理主体が「世帯内の人」で、調理の場と喫食の場が原則として「家庭内」にある食事をいい、
- 2)「中食」とは、調理主体が「世帯外の人」で、調理の場は原則として「家庭外」にあり、喫食の場が「家庭内」である食事をいい、
- 3)「外食」とは、調理主体は「世帯外の人」で、調理の場は原則として「家庭外」にあり、喫食の場も「家庭外」にある食事をいう。

すなわち、世帯人員数に関わりなく家庭内で食材を調達し、調理して食事をする場合は内食、ファースト・フード店やCVS、持ち帰り弁当店等で惣菜等を購入して自宅で喫食する場合は中食という事になる。近年では、女性の社会進出、若年層の調理離れ等による、家庭内における調理時間の減少や調理に対する簡便化志向の高まりにより、中食市場は拡大し続けている。そして、食材の調達、調理、提供、後片付けといったサービスの全てを世帯外の人、或いは施設に委ねるのが外食である。高級レストラン、ファミリー・レストラン、居酒屋、バー等での喫食がそれにあたる。したがって、フード・ビジネスの範囲は内食、中食、外食に食品・飲料とサービスを提供する企業をいう。

これらの事を考慮すると、フード・ビジネスも有形財と無形財の両局面からブランド概念を検討する必要がある。なぜなら、食品はいかなる分類においても品質の保証、及び安全性は重要であり、消費してしまえば無形となるが、内食の場合、食材の鮮度や見た目、パッケージの優劣といった有形財の要素が大きな購買要因になる。これに対して、中食は調理時間の素早さ、可搬性の良好さが重要である。さらに、

外食の場合は店舗の雰囲気、サービス内容、従業員の態度といった無形の要素が大きなストアの選択要因になるからである。

一方、食品をコモディティと見なすかの否かの観点で検討すると、「食事」という行為は日々の事であるので、日常的な食生活を担おうとすると、一日単位、或いは一回当たりの食の調達価格はなるべく安価に設定することが必要条件となる。したがって、日常生活における内食・中食はコモディティの要素が大きいことになる。これに対して、外食は消費者の心理変化や消費者行動における状況変化によって考察しなければならない。外食におけるフード・サービスの場合、顧客に対する食の提供だけでなく、それと並行して行われる接客サービスも、その商品の重要な構成要素である。事実、メニューの内容はそれぞれの店舗によって異なり、その性質や味覚により集客力に差が出る。すなわち、メニューの内容によってストアとしてのブランドが確立している事になる。同様に、接客サービスのあり方もその店舗ごとに特徴がある。高額の客単価が想定される外食店とチェーン系列により比較的安価で定額の外食店ではサービス内容が全く異なる。仕事等の移動の途中で喫食を必要とする場合は、早くて安価をコンセプトとした店舗を選択する事になるであろうし、記念日やイベント等に関する食事であれば、ビジネス上でも家族単位でも比較的高額でくつろげる、或いは高級な雰囲気等がストア・ブランドとしてのコンセプトになりうる。

また、外食は消費者の家族形態や時代背景、及び消費者のライフスタイルの変化によってコモディティか否かに影響を及ぼす。例えば、外食に対しての内食は日本経済の高度成長期である 1960 年代を通じて形成されたものである。この時代に高度経済成長の成果として、電気・ガス・水道といった住居のインフラストラクチャーが各地に整備され、家電製品メーカーは、電気釜、冷蔵庫などの家電を各家庭に装

備させる事になる。つまり、各家庭での調理の効率化が向上したのである。さらに、日本各地に新規住宅が大量供給され、当該地域の駅から住宅街を結ぶ道に商店街が形成され、青果・食肉・鮮魚小売店等の消費者への食料品配荷機構が整い、食料品等を購入する事が生活習慣として普及した。したがって、各家庭での食材の調達が非常にそれまでとは比べものにならない程に利便性が増したのである。

これに対して、外食産業の我が国での発展は1970年代の初頭に見られる。日本経済のさらなる成長は、大都市部や工業発展を続ける太平洋沿いの諸都市に、膨大な新規労働力需要を喚起して、全国の地方農村から若年層を中心にして、大規模な人口移動をもたらした。さらには、1960年代後半から1970年代初頭にかけて若年層の大学進学率は、急激に伸びている。つまり、多くの人々が定職及び大学を求めて家庭を離れ、大都市において単身生活者が増大し、核家族化がこの時代に進展した事を意味する¹²⁾。

この時代の単身生活者は、「賄い」が不随する下宿や寮などに居住する事で食生活の大半を満たしていた事が示されている。当時は単身世帯の住居は自炊設備の付いた住居や部屋の供給は過少であり、現在のようにCVSやスーパー等の小売店も少なく「賄い」に依存する以外の選択肢は殆ど見受けられなかったのである。しかし、高度経済成長期の後半になると、「賄い」の割合が激減し、食費に占める飲食料品の割合が大きくなり、飲食料品の小売店は大量に増加したのである。そのため、1970年代に入ると、単身生活者の食生活は、圧倒的に外食によって成立することになり、1970年代から1980年代の初頭までは、単身者の食費の6割が外食に支出されていたという現状があった¹³⁾。当然、この時代の外食はあくまでも内食の代替として必要に迫られて外食を利用していた事になる。換言すれば、内食が欠損する

場合の止むを得ざる代替行為が外食であり、外食産業は、消費者食生活の効率性を実現する社会装置として機能していたのである。この機能・役割を意識的に担って店舗の増設を図ったのが、ファミリー・レストランやファースト・フード等のチェーン系列店であり、当時の社会措置としての典型的な例である。1970 年前後に、都心に職や大学を求めて単身生活をはじめた人々は、そこで新たな家族を構成する。単身で外食が日常化していれば、内食が国民食生活のスタンダードな時代とは異なり、結婚や出産により新たな家族単位を形成しても外食を許容する事が可能だったのである。したがって、この時代の外食は当然、コモディティという事になる。内食という家事を外食産業に委託するのと同様に、クリーニング業、洋服リフォーム業、保育所等の家事支援産業もこの時代から繁栄する事になる。

しかし、日本経済が好景気に入る 1980 年代半ば以降は、家族形態も多様化し、それを反映するように消費者の食生活も多様なものとなった。当然、多様な食生活に伴い、食に関する情報も氾濫することになる。消費者は、日常において食情報に接触し、様々な食生活のニーズを形成することになったのである。また、食生活を支えるための供給形態も多様化している。食料品を扱う小売店は、内食、中食、外食に関らず生活空間の周囲に隙間なく供給網が整備されている。さらに、テレビ、新聞、雑誌等によるマスコミ媒体における通信販売、インターネットを利用して食品を取り寄せる事も可能である。季節ごとに或いは、海外から新しい食品が大量に露出し、マスコミや店舗にはその情報が氾濫する。消費者はそれらの情報に敏感に反応し、関連のストアへ足を運ぶ。マスコミで取り上げられたストアは行列が出来ることが多々ある。時間と労力を費やさなければ入手できない食でなければ、マスコミで取り上げられる程のトレンドにはならず、商品の購入

に頼る食生活になってからこそ出現した現象である。このような、状況下での外食はコモディティからは大きく逸脱した現象であり、食のファッション化との指摘もある¹⁴⁾。このように、外食はコモディティに属するのかどうかは、時代ごとの社会状況及び家族形態の変化や消費者のライフスタイルの変化により異なってくるのである。

したがって、この場では近年の社会状況を考慮して、日常生活において一日単位、或いは一回当たりの食の調達価格はなるべく安価に設定することが必要条件となる内食、中食をコモディティ商品の範囲とし、サービスを含めて商品の購入を決定する外食をコモディティの範囲外としたい。尚、現象としてのコモディティ化は上述の議論から明らかのように、フード・ビジネス上での食の消費にも到来する可能性があることを付け加えておきたい。

4. 経済価値としての経験価値

第2節での考察のように、コモディティ化とは、消費者ニーズに適合し高付加価値であった商品の市場価値が低下し、一般的なものとなり価格によってブランドが選択される状態になったことを意味する。製品だけではなく、サービスさえも価格だけで取引が可能な程度に品質・内容が規格化・標準化されてしまえばコモディティ化となる。低価格競争に代表される価格強調型マーケティング戦略はトップ・ブランドに対する一つの対抗策で過去は成功していた。それは、製品やサービスの大量生産がもたらす規模の経済により、価格を引き下げてもそれに見合うコストの削減ができたからである。しかし、今やこのシステムは成長も利益も保証できなくなっているのは周知の事実である。

パイン (B. Joseph Pine) とギルモア (James H. Gilmore) は無形財であるサービスのコモディティ化を重要概念としており、成熟市場の

中でサービスが差別化力を失うことによってコモディティ化し、それをさらに差別化しようとする経験価値の付与ということに行きつくとしている。彼らはコーヒー豆をその例にあげている¹⁵⁾。

図－１のようにコーヒー豆は採取されるときには代表的なコモディティ製品であり、カップ一杯に換算された価格は非常に低価格である。加工業者がその豆を挽いて製品としてパッキングがなされ小売店で販売されると、品種や容量で多少のばらつきはあるものの、図のように一杯分の価格が若干上昇する。さらに、同じ豆を使用し、淹れたコーヒーが街角の喫茶店やカフェで提供されると 300 ～ 500 円の価格へと上昇する。

だが、同じコーヒーでも五つ星のレストランやホテルのラウンジで提供された場合、顧客は 1000 円以上の価格を支払うことになる。一連のサービスが雰囲気や舞台のセットのような空間の中で演出がなされ、コモディティ、製品、サービスに次ぐ第四のレベルを実現した企業は、経験という価値を作り出していると提唱している。

とりわけ、フード・サービスにおいては、この経験価値を見出すことがより可能である¹⁶⁾。ヨーロッパの高級ブランドに代表されるように製品の場合は、どこの小売店で購入したかということよりも、メーカーがどのブランドかということが消費者の頭の中にイメージとして定着する。したがって、自分の欲するブランドであつたら、当該製品をどこの小売店で購入したかということは重要ではない。このことは近年、リサイクル・ショップの繁栄の一因でもある。しかし、フード・サービスの場合、食品メーカーや提供されるメニューの製造者は消費者側には意識されず、「あの店のメニューはおいしかった」とか「サービスが上質であつた」といったようにストアのブランド名だけが定着する。食品は製品と同様に有形ではあるが、売物が規格化されておら

ず顧客の要求によってカスタマイズされた無形の活動であるにとらえられるために、食品という製品を上質なサービスで包んで提供されたものに顧客は評価を下すのである。

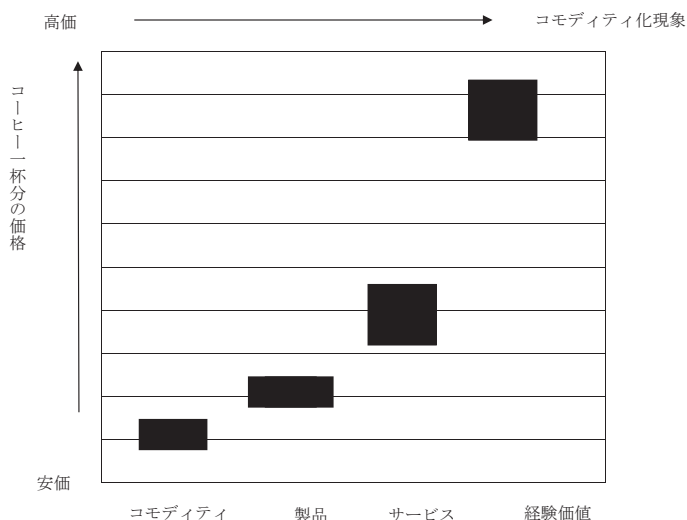
したがって、成熟市場の中で製品・サービスが差別化を失うことによってコモディティ化し、それらをさらに差別化しようとする経験価値の付与ということに行きつくことになる。この経験価値とは、まさにインタラクティブの概念にあてはめて考察することが可能である。なぜなら、上述したように、第4のレベルである「経験」は、企業がサービスを舞台に製品を提供し、顧客を魅了したときに生じる。製品は有形であり、サービスは無形であるが経験は思い出に残るという特質を持つ。経験を消費しようとする人は、有形であれ無形であれ、特定の時に企業が提供してくれるものに価値を見出しているのである。

たとえば、ディズニーランドを想定すると理解しやすい¹⁷⁾。このテーマ・パークは経験を経済価値として明確に志向してビジネスを展開しているため、リピーターが絶えない。子供たちを親がディズニーランドへ連れて行くのは、そこでのアトラクションやレストランでの食事を楽しむためだけではない。記念に写真に撮り、子供の成長後にその思い出を共有するためでもある。経験は個人それぞれが感じる感動や喜びといった情緒的なものである。そのため、同じ場所に複数の人が存在していたとしても、まったく同じ経験を得ているとは限らない。個人のその時々の気持ちや状況が提供されるものと相互作用する過程で、一つの経験が生まれてくるのである。

したがって、企業が提供することに共感し、それにより経験という価値を顧客が見出したときに、経済価値としての目的が達成されるのである。そして、企業はマネジメントにおいて経験価値を新たな競争

優位の源泉として捉える必要がある。これまでのサービス経済のシステムとしては、提供されるサービスに納得して顧客が集まり、対価が支払われるというものであった。しかし、サービスでさえも付加価値が失われ、差別性がなくなるとコモディティ化を余儀なくされる。図－１における横軸のコモディティ化現象とは、あらゆる製品・サービスにコモディティ化の波が押し寄せる可能性があることを意味する。そのため、機能やサービスの利便性といった価値を超える次元、すなわち経験という価値を体現した製品、サービスの提供へとマネジメントを転換させる必要がある。

図－１ コーヒーの一杯分の価格（経済価値別）



出所：B・J・パインⅡ＋J・H・ギルモア『経験経済』ダイヤモンド社、2005年、p.11を参考にして加筆

また、コーヒー豆の例で見たように、コモディティから製品、サービス、そして経験へと進化するのが経済価値の本質であるように、各々

の経済価値は根本的なところから他の経済価値とは異なっている。本質的な違いがあるので、経済価値の段階が上がると、その前の段階よりも大きな価値が生み出される。先のディズニーランドを例に出せば、ディズニーランドは単なる遊園地でなく、世界初のテーマ・パークである。来場者のことを顧客とか消費者とは呼ばず「ゲスト」と呼ぶ。そこで働く人々は従業員でなく「キャスト」として扱われる¹⁸⁾。ゲストはアトラクションを楽しむ以上に、そこで展開される物語の世界に入り込む経験を楽しむ。キャストは視覚、聴覚、味覚、臭覚、触覚に訴えかける作品のステージングを通して、一人一人のゲストに固有の経験を創出する。まさに、フード・ビジネス、とりわけ外食に関しては、この経験価値を体现できる店舗こそが消費者から選択される可能性があり、ストアとしてのブランドが成立するのである。

5. 総称ブランドを活用した経験価値のプロモーション手法

上述のごとく、コモディティ化の到来を防ぐために経験価値をいかにマネジメントしていくかが重要な鍵になるのは理解できるが、有形財である製品にも当然、コモディティ化の波は押し寄せてくる。規格化・標準化が行われやすいのは、むしろ有形財の方であり、より深刻である。そのため、この場では経験価値とは、あくまでも消費者にとっては情緒的なイメージなので、いかにして当該のイメージを企業が提供するブランドに定着させるべきかを検討する。

ところで、ある特定のブランド名を人々が聞いて、好意的なブランド・イメージが形成された場合、高級、安心、信頼、さらには、親しみなど様々な要素をイメージする。これらの要素はブランド力を構築する上で重要な要素であるのは言及するまでもない。そのため、伝統的なマーケティングの手法により、各企業は製品・サービスの特性や

便益性を追求し、これをブランドに反映させて差別化をはかってきた。企業はブランド力を向上させることにより、「①マーケティング効率の向上、②プレミアム価格が設定可能となり大きなマージンを得ることができ、③流通業者の強力が得やすく、④競争優位の源泉となる」¹⁹⁾といった有効性を得るのである。だからこそ、マーケティング・マネジメントにおけるブランド戦略は重要な役割を担ってきたのである。

周知のごとく、近年では消費者の価値観が多様化している。そのため、特定のブランド名を見聞きしたときのイメージは受け手によって様々であるが、同一の製品・サービスのカテゴリーでは似通ったイメージが形成される。たとえば、あるブランド名から「安い」というイメージを受けたとしたら、買回り品や専門品の場合は「安い＝安っぽい、品質が劣る」と認識される可能性がある。しかし、最寄り品の場合は「安い＝良心的、値ごろ感」と認識されるであろう。さらに、特定のストア・ブランドに安価というイメージが定着した場合には、「他の店舗よりも安い」という消費者にとってのストア選択の尺度になり、そのイメージが集客力に繋がる。ストア・サービス・カテゴリーでは誰しも安さをプラス・イメージで解釈し、「あの店で購入した製品は安価なのに高品質」といったようにストアのイメージのみが形成され、メーカーのイメージは形成されない。同一メーカーのものであれば、どこかのストアに陳列されていても品質は同等と消費者は認識しているのである。近年の、ディスカウント・ストア、リサイクル・ショップ、およびワンコイン・ストアの繁栄はその好例ともいえる。逆に、「高価」であれば専門品の場合「高級品、輸入品」、さらに「憧れ」といった情緒的要素も形成される。最寄り品の場合は、「贅沢、無駄遣い」とイメージされる可能性もある。

また、ブランドに「安心、信頼」という要素は、いかなる製品・サービスのカテゴリーにも欠かせない要素であるが、誰にでも通じる価値である。そのため、この要素だけで競合ブランドとの差別性を打ち出すのが困難であるし、日本市場における企業の安心、信頼の訴求は当然のこととなっている。この要素を維持しつつも、「個人の要求に応じてカスタマイズされたサービス」が欲しいと考える消費者、サービス商品を「愛着または、ステータス」という要素で選択する消費者が多いのも現状である。フード・ビジネスにおいても食品の安全性は当然であり、消費者はそれ以上に「非日常的空間」、「ゆったりとした時間」、「上質な時間」等のカスタマイズされたものを店舗に求め、それが店舗のコンセプトになっている。そのため、伝統的なマス・マーケティングの手法を見直す必要がある。マス・マーケティングは市場を単一のものとしてとらえ、製品の大量生産、大量流通、そして多額の広告投資を行い、新製品を次々と開発してきた。そのやり方こそが誰にでも通じる価値やブランド・イメージを創り出しているといえる。戦略の核心が「万人向け」であると、愛着やステータスといった情緒的イメージを消費者に植え付けるのは難しいし、消費行動を喚起するのも困難である。すなわち、製品の品質改良や付加価値により競合企業との差別性を打ち出す努力がなされても、万人向けのイメージがコモディティ化してしまい、消費者にとってどのブランドも似たり寄ったりと思われてしまう。

そこで、情緒的イメージを定着させるため、近年ではメディア戦略とは異なった形で、人物を「総称ブランド」として創造するプロモーション戦略が無視できなくなっている。この総称ブランドとは、ターゲットとされた個々の受け手に抽象的な人物イメージを与えるために創り出される。

日本市場においては「セレブ、アスリート」²⁰⁾が代表例である。セレブはセレブリティ (celebrity) の略で、元来は著名人や名士を表す用語で特別な権力、財力を持つ人々、あるいはそのグループのリーダーを表現した。日本では、「金持ち」、「憧れの人」、「優雅な人」、および「知的な人」といった意味合いで解釈され、受け手により様々なイメージを醸し出すが、欧米にはその名詞自体には金持ち、優雅等の意味はない。一方、アスリート (athlete) は英語で競技者の意味である。しかし、総称ブランドとしては、一流スポーツ選手を示す言葉であり、プロかアマチュアの区別もなくオリンピック選手を指すのか、世界選手権の出場選手を指すのかといった個人能力レベルの定義もなされていない。二つの用語に共通して考えられることは、意味が曖昧なため受け手により、解釈が拡大され、あくまでも抽象的なイメージでしかないということである。

また、近年では「美魔女」²¹⁾ という用語もマスコミを中心に定着している。これは、ある女性誌が比較的年配な女性であっても、「魔法をかけたように美しい」という意味で提示した造語である。1986年の男女雇用機会均等法の施行により、社会進出をする女性が増加し、当該の女性達がいつまでも年齢を気にせずいたいというニーズに反映して認知された総称ブランドといえる。しかしながら、上述の総称ブランドと同様に、対象者の明確な年齢、及び職種等は規定がなく抽象的で曖昧なイメージを消費者には与える。

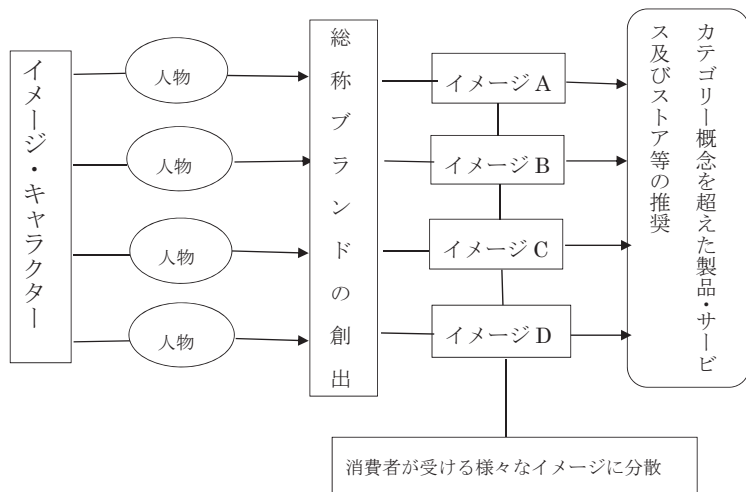
戦略として重要なのは、抽象的イメージであるがゆえに製品・サービスのカテゴリー概念を超えられるということである。当然、日本の場合、誰もが知る有名タレントや一流スポーツ選手、ジャーナリスト等がプロモーション戦略により「セレブ、アスリート」等として広告塔となり、様々な製品・サービスを消費者に推奨することになる。

しかし、消費者自身は特定の個人にはなれないことに気付いている。すなわち、「憧れの人に少しでも近付ける」、及び、当該消費者が「目標・理想とするイメージのタイプはこの人だ」ということをプロモーションにより訴えているにすぎない。憧れの人が使用する製品を使い、いつも利用している同等のサービスを消費し、行き付けのお店で購入したいという欲求を消費者に喚起するのである。これは、経験という概念を価値として消費者に提供している。すなわち、企業側は当該消費者が憧れとする人物のブランド経験をイメージさせるコミュニケーションを行うことで、購入意欲を喚起しているのである。広告塔となった人物は様々な製品カテゴリーのものを消費するし、高価なサービスを利用することもあれば安く安心のサービスを推奨する可能性もある。換言すれば、口コミとして消費者にこれらの情報が到達することになる。現に近年では、セレブから派生して「セレブリーナ」²²⁾ という造語までも見受けられる。これは、欧米有名女優等のセレブと総称されるタレントのファッションを模倣する人々を指す。しかし、特定のタレントを指定しているわけではなく、特定のブランドや購入すべきストアを規定しているわけでもない。あくまでも、消費者・視聴者としての人々が憧れる人を見つけてからの購買行動となる。

したがって、総称ブランドはカテゴリー概念の枠を超えて機能するのである。既存のブランド戦略が、「競合企業との差別性」を打ち出すための戦略であったために、カテゴリー概念を超えられなかったことと、大きく変化している。フード・ビジネスでいえば、総称ブランドとしての人物が安心の食材を使用して調理したり、海外でのメニューを紹介したり、いつも利用するレストラン、及び特定の時に活用するレストランの経験を消費者に訴求するのである。当然、製品・サービスがそうであるように、フード・ビジネスにおいても内食、中

食, 外食というカテゴリーの区別なく消費者に伝える事が可能となる。
 なお, 総称ブランドの概念図を図-2に示す。

図-2 総称ブランド概念図



出所：筆者作成

バーンド・H・シュミット (Bernd H.Schumitt) は今日, ブランド化されるのは製品や企業だけではなく, 芸術家, ビジネスマン, スポーツ界の有名人といった様々な個人が, 経験価値型ブランディングの手法を補完していると主張し, 彼らは自分たちをブランド化し, 自分たちの名前をみただけで, 消費者がその作品を買いたいと思うような様々な価値を提供したいという見解も紹介している²³⁾。シュミットの見解におけるこの場での有名人は, ロジャース (Rogers, E.M) の新製品普及過程の研究における革新的採用者²⁴⁾として捉えることができるのであろうか。顧客を開拓するという観点では, 総称ブランドとしての人物と役割は同じである。しかし, 彼らは既存のイノベーター

やオピニオン・リーダーの研究と同次元で論じるべきではない。なぜなら、ライフサイクル上の導入期に認知度を高め、製品の試用の場を設け顧客を開拓することに重点が置かれるこの研究は、製品コンセプトに合わせた戦略であるため、同一カテゴリ内でのイノベーターにすぎない。

総称ブランドを活用してのプロモーションにおいてはカテゴリの概念を超えて、経験価値をいかにマネジメントさせていくかが鍵になる。なぜなら、経験価値が消費者に感動や共感を与えるのであるなら、情緒性のものが重要となり、それは製品やブランドの機能や便益性で構成されるものではない。それは、消費者の生活に深く企業側が入り込んだ対話により初めて構成される。後述により、それを検討する。

6. おわりに（経験価値の今後の課題と若干の示唆）

既存のプロモーション戦略や広告コミュニケーション論は、ブランド・イメージを定着させることに主眼を置いてきた。つまり、自社ブランドと競合ブランドのイメージに差を付けるための観点だけで考察され、ブランド経験の要素が抜けていたのである。そのため、ブランド・イメージさえもコモディティ化してしまう可能性がある。現に、新製品として市場に投入される時点でコモディティとして消費者に捉えられることを企業は想定していない。つまり、それらの多くは連日、マスメディア広告によって当該のブランド・イメージを定着させようと戦略がねられている。その意味では、明らかに市場導入の時期は、他企業の競合製品と差別化をはかって成立するマーチャンダイズ製品であるのは上述のごとくである。

また、前節で考察したイメージ定着のための人物は、以前にも広告の中には登場している。たとえば、米国のタバコのリーディング・

ブランドである「マールボロ」は、永年に渡って放映されたテレビCM、荒野の夕暮れに立つ、カウボーイ、そして流れる「マールボロ・カントリー」という語りによってそのブランド・コンセプトを確立した。荒野の夕暮れでのタバコの一服は清涼剤であると同時に、毎日大都会の殺伐とした社会で働く人々にとっての癒しの一服である。その状況をカウボーイという人物像に反映させて、スモーカーたちにイメージさせていたのである²⁵⁾。しかし、これは消費者に対しブランド・イメージをより強力に定着させ他の製品との差別性を打ち出すことには成功したが、同一製品のカテゴリーのみに成立する。なぜなら、タバコを好む男性に対しての受容されるイメージ訴求であるため、他の製品カテゴリーには応用が効きにくい。あくまでも「男性的イメージ」の訴求であり、総称ブランドがその役割として担う、イメージの分散がなされない。

また、誰しにも受容される価値を創造することは、マス・マーケティングの役割であり、経験価値の概念で検討すべきではない。なぜなら、万人向けのイメージ要素を統計的に分析することは、定量的に消費者を捉えるにすぎないからである。ブランド・イメージの核心が「万人向け」であるとすれば、その企業は消費者にとって代替可能となる。すなわち、当該企業が提供するサービスが代替可能ではなく、消費者に与えるブランド・イメージが競争によりコモディティ化している状況になる。逆に、「個人の要求に応じてカスタマイズされたサービス」が欲しいと考える消費者、サービス商品を「愛着または、ステータス」という要素で選択する消費者が多いのは上述のごとくである。

この愛着、ステータス等はサービスの質や既存のブランド機能で構成されるものではなく、消費者の生活や経験といった情緒的・経験的な価値がポイントとなると思われる。この価値を消費者に訴求して、

定着したブランドが差別優位性を勝ち取ることができるとしたら、いかなる戦略策定が必要であろうか。まず、消費者の生活における当該サービス商品、ブランドの意義を問うことから始めなくてはならない。そのためにはやはり、カテゴリーの概念を除去する必要がある。

既存のマーケティング戦略におけるカテゴリー・マネジメントは、メーカーと流通業者の協力によって消費者の購買意欲を喚起することに重点が置かれていた。そもそも、カテゴリーの意味自体は、範疇あるいは部類といった意味である。マーケティングの観点からカテゴリーを考察すると、製品というものは個々に独立して市場を形成しているのではなく、いくつかの製品が同時に一つの需要を満たしている場合があり、一つ一つの製品も顧客が何らかの必要性や目的に従って購買されているという分析になる。したがって、カテゴリー・マネジメントとは店頭において、顧客の消費場面の想定から製品をグループ分けし、陳列や管理を行う技法のことであり、小売業が卸売業者やメーカーの協力を受けて、特定カテゴリーの収益を最大化することを目的としている。

たとえば、ある顧客がパンを購入するのが朝食のためであるなら、同時にバターやジャム、あるいは牛乳やコーヒーが求められるケースが想定できる。また、コンピュータ機器であれば、パソコンにプリンター等の様々な周辺機器を隣接して陳列し、関連購買を促すことも可能となる。すなわち、単品を重視するのではなく、顧客のニーズに合った製品配置を意識して、カテゴリーとして売れる状態にすることを念頭に置くのである。こういった捉え方で売り場を構成すれば、適切なタイミングで、適切な場所（売場・棚）に適切な価格で製品を提供することができる。また、顧客側にとっても見やすく、買いやすい売場になるので関連製品の必要性を思い出し、製品の探索が容易になる。

当然、売り手にとっても需要の維持や開拓が期待できるのである。

しかし、このカテゴリー・マネジメントは消費者の情緒的・経験的な価値を念頭に置いてはいない。あくまでも関連商品群としてカテゴリー分けをして、双方の売上、購買を効率的にしようというものである。

このことは、製品のカテゴリーとサービスのカテゴリー概念を分けて考えると、理解が容易であると思われる。まず、製品においては上述のように狭義の製品カテゴリー、関連商品群カテゴリーと競争に焦点をあてるのではなく、情緒的・経験的価値を念頭に置くのである。バーンド・H・シュミットは次のように提唱している。それは、シャンプー、シェービングクリーム、ドライヤー、香水というように個別の製品群で考えない。その代わり「バスルームの身だしなみ用品」とこれらを捉え、このような消費状況に適する製品は何か、どうすればこれらの製品、パッケージング、事前に接触する広告が消費経験を強化することができるかを自問するものである²⁶⁾。

また、無形のサービスを例にとれば、上述でも示したディズニーランドが典型であろう。ディズニーランドはオープンさせる際に「娯楽における新しい経験の提供」というコンセプトで価値を表現した。単なる娯楽のためのサービスでは、いずれ競合のテーマ・パークとコモディティ化に陥りかねない。実際、そこで誰しも写真を撮るのはアトラクションを楽しむだけでなく、一緒に時間を過ごした家族や友人と思い出を共有するためである。まさに、経験という価値を明確に志向したビジネスを展開しているのである。

ところが、多くの企業のマーケティング戦略はカテゴリー概念を中心に考察している。市場をセグメンテーション (segmentation) し、消費者をターゲティング (targeting) した上で、自社商品をポジショ

ニング（positioning）するという、いわゆる STP の戦略である²⁷⁾。これは伝統的な手法であるが、特定のカテゴリー市場における競争企業を中心に考察されている。換言すれば、消費者行動や市場の隙間を見極める手法は、あくまでも企業側から見たものであり、情緒的・経験的価値を見出すものではない。実際に当該サービスを自分自身の生活の中において、いかなる意味を持っているかという消費者の観点が抜けている。上述のごとく、消費者の観点はカテゴリー概念を超越したところにある。

したがって、今後はブランド・コミュニケーションの方法も転換を余儀なくされるであろう。大量の広告費を投資し、広範に渡るプロモーション戦略によって、ブランド名を消費者に認知させるだけではブランド力の構築にはならないのである。なぜなら、ブランドが認知され何らかの要素がイメージされたとしても、ブランド・イメージを高めるためには消費者の期待に応えなくてはならない。それを遂行すべき手段は、ブランドを通して経験価値を提供しなくてはならないのである。したがって、今後の企業は、消費者の観点を取り込むためにも、生活経験の中で、消費者にどのような意味付けをするのかを検討すべきであろう。消費者のインタラクティブな関係の中で、初めてそれを見つけ出され、結果として競争上の差別優位性が確保できるのではないだろうか。

注記（参考文献等）

- (1) 服部勝人（1996）『ホスピタリティ・マネジメント』丸善、p.118 を要約
- (2) この件に関しては、IT 情報マネジメント編集部「IT media ink. 情報マネジメント用語辞典」<http://www.atmarkit.co.jp/aig/04biz/commoditize.html>（2017 年 1 月 10 日アクセス）を参考にした。
- (3) B.Joseph Pine II and James H.Gilmore（1999）“*The Experience Economy*” 岡本慶一・小高尚子訳（2005）『経験経済 脱コモディティ化のマーケティング戦略』ダイヤモンド

- ンド社, p.20
- (4) 同前訳書, p.20
 - (5) Kevin Lane Keller (1998) “*Strategic Brand Management*” 恩蔵直人・亀井明宏訳 (2000) 『戦略的ブランド・マネジメント』東急エージェンシー出版部, p.48
 - (6) 宮澤永光・亀井昭宏監修 (2003) 『マーケティング辞典』(改訂版) 同文館出版, p.145
 - (7) Pine II and Gilmore (1999), 同前訳書, p.10
 - (8) Philip Kotler (2000) “*Marketing Management Millennium Edition*” 恩蔵直人監修 (2001) 『マーケティング・マネジメント』(ミレニアム版), プレジデント社, p.249
 - (9) 高谷和夫 (1996) 『時間マーケティング』産業能率大学出版部, pp.34-38 参照
 - (10) コモディティ製品のブランド化における戦略策定については, 雨宮史卓 (2016) 『ブランド・コミュニケーションと広告』第二版, 八千代出版, pp.53-57 を参照されたい。
 - (11) 岩淵通生 (1996) 『外食産業論 - 外食産業の競争と成長 - 』農林統計協会, p.15 参照
 - (12) この件に関しては, 「大学・短期大学等の入学者及び進学率の推移」文部科省 (学校基本調査) http://www.mext.go.jp/component/b.../01/.../1365622_1_1.pdf (2016 年 10 月 1 日アクセス), 及び, 厚生労働省大臣官房統計情報部 (2014) 『平成 26 年グラフでみる世帯の状況 - 国民生活基礎調査 (平成 25 年) の結果から - 』統計印刷工業株式会社, pp.5-7 参照
 - (13) この件に関しては, 総理府統計局「一世帯当たり年平均一か月間の消費支出 (全世帯) - 全都市」『家計調査年報』<http://www.stat.go.jp/data/chouki/20.htm> (2017 年 1 月 11 日アクセス) 参照
 - (14) 日本フードスペシャリスト編 (2002) 『食品の消費と流通』建帛社, p.28 参照
 - (15) コーヒー豆の事例に関しては, Pine II and Gilmore (1999) 全訳書, pp.10-11 参照
 - (16) この件に関しては, 雨宮史卓 (2002) 「ホスピタリティ・マネジメントとマーケティング・マネジメントの比較研究 I」『HOSPITALITY』(第 9 号), 日本ホスピタリティ・マネジメント学会, pp.145-147 を参照されたい。
 - (17) テーマ・パークに関しては, 青木幸弘・恩蔵直人編 (2004) 『製品・ブランド戦略』有斐閣アルマ, p.205 を参考にした。
 - (18) 経済システムの変化についての詳細は, 雨宮 (2016), 前掲書, p.68 の表を参照されたい。
 - (19) ブランド戦略におけるブランド・エクイティの有効性については, 同前掲書, pp.15-17 を参照されたい。
 - (20) この件に関しては, 『語源由来事典』<http://gogen-allguide.com/> (2017 年 1 月 10 日アクセス), を参考にした。さらに, 松村明編 (2006) 『大辞林 第三版』三省堂, 「アスリート」は p.46, 「セレブ」は p.1414 を参考。及び, 堀内克明監修 (2006) 『カタカナ外来語・略語辞典 改訂版』自由国民社, 「アスリート」は p.22, 「セレブ」は p.343 を参考にした。
 - (21) この件に関しては, 自由国民社編 (2017) 『現代用語の基礎知識 2017』自由国民社, pp.103-104 を参考にした。
 - (22) この件に関しては, 同前掲書, p.1172 参照
 - (23) Bernd H.Schmitt (1999) “*Experiential Marketing*” 嶋村和恵・広瀬盛一訳 (2000) 『経験価値マーケティング』ダイヤモンド社, p.81
 - (24) Rogers, E.M. (1962) “*Diffusion of Innovations*” 宇野善康監訳 (1981) 『イノベーション普及学入門』産業能率大学出版部, p.47
 - (25) 和田充夫 (2002) 『ブランド価値共創』同文館出版, p.172
 - (26) Schmitt (1999) 前訳書, p.47
 - (27) この件に関しては, 石井淳蔵 (2006) 「消費者の生活に深く入りこむ経験価値マーケティング」『プレジデント』(44 巻 3 号) プレジデント社, pp.133-135 を参考にした。

大学におけるアクティブ・ラーニング 推進と教育学研究

—社会科地理歴史科教育法レベルでの実践との比較—

古 賀 徹

1. はじめに

筆者は 2015 年度より学内において、全学規模でのアクティブ・ラーニング手法開発に関する共同研究¹⁾に参画している。アクティブ・ラーニングについては、各学会や各種研修会での課題研究やシンポジウムのテーマ等に取りあげられる頻度も高くなってきているが、筆者の本務校でも大学全体として推進を図りたいということで研究グループが構成され、教育学研究者としてこの試みに参加している。

しかし、本稿は筆者による「アクティブ・ラーニング」授業の実践報告や、そのための教材開発等に関する提案を論じるものではない。ここでは、アクティブ・ラーニングに取り組み、その実践について検討し、それを開示・公表することで推進を図るということは「教育学の研究」ではないのか、という問いを提起したい。全国の大学で教員が行う教育（教授・講義・授業）実践を専門誌・研究紀要など冊子に載せることは「教育学」の領域から評価されるべき事項ではないか。もちろん大学改革等が進められ、何らかの事案が大学運営として決断され、選択されていくことも大学が教育機関である限り、教育学の観点からの評価を受けることにもなる。実はこのことが置き去りにされているのではないかと、筆者は考えている。

大学で組織的な協議検討が行われるとき、そこに必ずしも教育学研究者・専門家がいるとは限らない。学部・学科等の構成上、教育学領

域の関係者が関わらないことは当然にあり得ることと理解している。もちろん教育学専門の教員以外も、大学の教員はその専門的事項についての「教育者」（指導者）である。「教育」の経験・経歴を積んだ教員であり、ご自身の教育論や教育観もお持ちであろう。しかし、外部より導入が迫られるその「教育改革」として入ってくる新事項が、「教育学」としてどのように位置付けられ、どのような意義をもつものであるかが理解されているのかについて筆者は懸念している。教育学的に構築され、その専門用語をも含んで構成された行政から通知されてくる文書を、その内実面まで正確に読みとれているのだろうか。

筆者は参加している共同研究グループの中でも、前述のような立場から「それは研究といえますか？」という苦言を重ねて発言し続けている。それが高等教育と研究の機関である大学の教員が、その教育・研究活動において忘れてはいけない自問自答の問いだと考えている。

本稿では、紙面上であらためて、教育学研究の視点からアクティブ・ラーニング推進における留意点を整理しておきたい。

2. アクティブ・ラーニングの推進とは？

「アクティブ・ラーニングが推進される」というが、それは、誰によって、どうして（何のために）求められているのか。またそれはいつごろからなのか。自立して学ぶことや、思考力を育む方針、「教授から学習への転換」といったように系統を同じくする問題提起は歴史的に幾度かあったが、「アクティブ・ラーニング」の文言としては比較的近年のことである。大学での実践については、2012（平成24）年8月28日の中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて 一生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へー」の副題に示されるように、「生涯学び続け、主体的に考える

力の育成」が政権側より求められていて、そのためにアクティブ・ラーニングを含む教育の質的転換が必要ということになる。

具体的な内容として、どのようなものが求められているのか。何がアクティブ・ラーニングなのか。同答申には、「グループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等による課題解決型の能動的学修（アクティブ・ラーニング）に取り組み、成果を上げる大学」として筑波大学をあげ、討論、クリッカー、eラーニング等が導入されていると示されている²⁾。ちなみに同答申には用語集が付され、それによると「教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。学修者が能動的に学修することによって、認知的、倫理的、社会的能力、教養、知識、経験を含めた汎用的能力の育成を図る。発見学習、問題解決学習、体験学習、調査学習等が含まれるが、教室内でのグループ・ディスカッション、ディベート、グループ・ワーク等も有効なアクティブ・ラーニングの方法である」³⁾（下線は筆者が付す）とされている。下線部が具体的な例ということになる。一方向的な教授ではなく、こういう手法を加えて学習活動を構成することが求められている。

もちろん大学にのみ求められているのではない。現行の学習指導要領（中学校：2012年、高等学校2013年より施行）もその改訂の際に「学習観」（学力観）が変わるとして、従来の「教え込み」型授業（受業）から、生徒達が積極的に学習活動に参加し、「自己学習力」をつける学習観への転換が必要だと提起されていた。思考・判断・表現力や言語活動が重視され、アクティブ・ラーニング導入が推進されている。むしろ高大連携の観点から、高等学校での思考力や学習意欲の向上に資するためにも大学の入試制度や大学での学びの質を改善しようとする関係性として位置付けられるのではないか。もちろんこれら

はPISA 調査等（Programme for International Student Assessment）の国際的な傾向（学力観）からも影響を受けていると考えられる。例えば、PISA2003 の目標として「自らの目標を達成し、自らの知識と可能性を発達させ、効果的に社会に参加するために、書かれたテキストを理解し、利用し、熟考する能力」等があげられている。

また、次期学習指導要領の構想においても「「主体的・対話的で深い学び」の実現（「アクティブ・ラーニング」の視点）」があげられている。中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」(2016年8月26日)では、子どもたちが「これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けたりすることができるようにするためには、子供たちが「どのように学ぶか」という学びの質が重要になる」⁴⁾とし、子どもたちが「主体的に学ぶことの意味と自分の人生や社会の在り方を結びつけたり、多様な人との対話で考えを広げたり、各教科等で身に付けた資質・能力を様々な課題の解決に生かすよう学びを深めたりすることによって高まる」と考えられている。そして特に「形式的に対話型を取り入れた授業や特定の指導の型を目指した技術の改善にとどまるもの」ではいけないものであり、「個性に応じた多様で質の高い学びを引き出すことを意図する」⁵⁾ことが重要とされている。

そしてアクティブ・ラーニングとは「カリキュラム・マネジメント」と一体化してとらえることが必要とまとめられている⁶⁾。

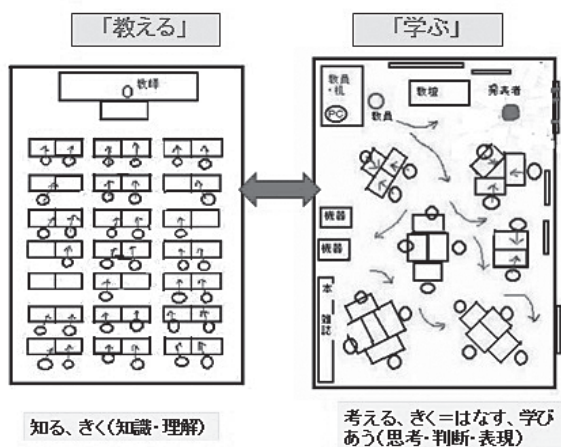
3. 〈実践 vs. 研究〉の不毛な対立を超えて

現在の「アクティブ・ラーニング」導入は、過去の同様の指針と比べて若干の変化が見られる。「過去」や「同様」と記したが、ここで

明治後期や大正時代の「新教育」にまで遡る必要はない。たしかに「八大教育主張」講演会（1921（大正10）年8月）の演題にも「自学主義」「児童主義」「動的教育」等の類似性が想像できるキーワードがあげられていたが⁷⁾、ここでは比較の対象として、また変化の経緯を見るために1990年代から2000年代、そして2010年代とそれ以降の現在までにおける学習観変容の構図をみておきたい。

1990年代は、従前の教育からの大きな転換点として「第三の教育改革」と表現されることもある⁸⁾。この時期には「知る」から「わかる」の教育への転換と表現されている。あるいは「教える」から「学ぶ」ことへの転換である。図1に示すように左側が従前の「旧」教育であるなら、そこから右側の「学習者主体の学び」へと変える必要があると唱えられたのである。左右を「岸」として、兩岸の間の「体験の川を渡る」といったような表現も行われた。

図1 学修者の能動的な参加とは？

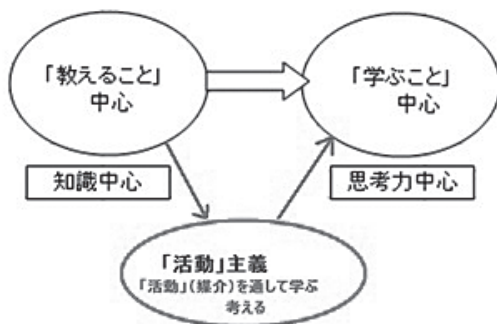


この当時に導入が図られたのが、小学校低学年における「生活科」の導入であり、これに続いて「総合的な学習の時間」導入（2000年代から）の準備として試行が全国の学校で模索されつつあった。

しかし、同時期においては「学力低下」などの危惧も高まり、図の構図を「這いまわる経験主義」として批判する声もあった。結果としては「ゆとり教育」として批判され、2000年代以降は、確かな学力の重要性や確認などがあらためて提起されることとなった。

これを受けて2010年代に入ってから学習指導要領ではどうなったのか。たしかに2000年代に比して、総合学習の単位数等は削減されたが、国際的な傾向からも「思考力」や「表現力」、「学習意欲」を重視する学習活動への転換を外すことはできなかった。それで、前掲既述のように「従来の「教え込み」型授業（受業）から、生徒達が積極的に学習活動に参加し、「自己学習力」をつける学習観への転換が必要だ」とされ、「知識」重視から「思考力」中心へ転換するため、習得した知識を「活用する」活動を重視することとされている。現行の学習指導要領の学習観を図示すると図2のようになる。

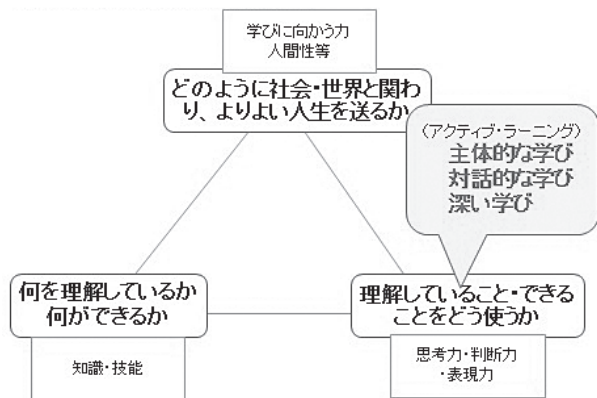
図2 現行の学習指導要領の“新しい「学力観」”



2000 年以降からこの時期までは、OECD（Organisation for Economic Co-operation and Development）の PISA 調査（2000 年，2003 年，2006 年，2009 年，2012 年，2015 年）での日本の順位変動なども大きな影響を及ぼしている。前述の PISA 型学力とも符合するコンピテンシー（能力）としての学力観により牽引されていたということになる。

しかし，90 年代以降，「詰め込み教育 vs. ゆとり教育」という不毛な争いにより右往左往していたと評価することもできる。そのためか，現在構想されている次期学習指導要領においては図 3 のような構造で説かれるようになっている。

図 3 次期学習指導要領における学びの構造



学校教育で身に付けるべき資質・技能を「知識・理解」と「思考力」とに二分して考えず，「知識・技能」とし，「思考力・判断力・表現力」を加え「学びに向かう力・人間性等」と三つに分けて，さらにどれかが最重要や到達点であるとはせず，目標を達成するために，知識・内

容を使いこなす活動をするという構成にされた。その使う学習活動として位置付けられて期待されているのがアクティブ・ラーニングであり、それは単なる形式的な学習の形ではなく「主体的な学び、対話的な学び」であり「深い学び」であるべきと規定されている。

この構図が「カリキュラム・マネジメント」と重なる部分である。カリキュラムとは、エイム（目標・ねらい）、スコープ（内容）、シーケンス（方法・順序性）で構成される。教育論議は「何を、どうするか」で語られることが多い（例えば「道徳を、必修化する」のように）が、「何のために」という「ねらい」を達成するために、そのための学習方法（何を、どうするか）が考案・工夫されることになる。従って「知識」や「詰め込み」が「知識（内容）」であるから、それを否定して「どのようにと考えさせる活動」に変えていけば思考力がつくのだという従来の構造では、「知識」の勉強が不要か軽視されることになるが、そこからは不毛な対立の論議しか生まれない。もちろん方法論や学習の形としてグループ学習をさせればそれでいいというのでもない。

知識・技能をしっかりと身に付けるのは当たり前で、それをどう使えるものかという学習活動（アクティブ・ラーニング）を通すことで、多様で複雑な社会・世界の中で、よりよい人生を送るための「生きる力」をつけることが目標なのだという構成になっている。ここにおいては詰め込み教育やゆとり教育といった対立構造を超えることが構想されている。逆に言えば、1990年代以降の改革においては、向かうべき方向は変わっていないが、学習観に対立構造が持ち込まれてしまったために実現しなかったということもあり、その壁を超えるには教育学の基本的な考え方であるカリキュラム構造の理解から捉えなおすことが必要だったということになる。PISA 学力観の影響等が考えられるが、「知識・理解」と固定的なものを「知識・技能」と能

力的なものと置き換えることで、従前の「詰め込み vs. ゆとり」という対立構造から抜けることが可能となった。

4. 教育学研究としてのアクティブ・ラーニング

近年、「アクティブ・ラーニング」を表題に記した研究著作も多く出版されるようになってきた。2014（平成 26）年には、溝上慎一『アクティブラーニングと教授学習パラダイムの転換』（東信堂）で学習観の転換が説かれ、河合塾編『「学び」の質を保証するアクティブラーニング』（東信堂）により全国大学調査の結果が刊行され各大学の先進的試みが紹介されることとなった。前者では一方通行の講義形態のみではない学習形態という表現でアクティブ・ラーニング推進のハードルを下げることで、普及を広めるエンジンの役割を果たしている。2015 年にも同様の入門書的位置を占める小林昭文『アクティブラーニング入門』（産業能率大学出版部）が刊行され、さらに松下佳代『ディープ・アクティブラーニング』（勁草書房）により「深い学び」の重要性も示され、これが次期学習指導要領の学習観にも反映されている。また、永田敬・林一雅『アクティブラーニングのデザイン—東京大学の新しい教養教育』（東京大学出版会，2016 年）など、新たな蓄積もみられる。

論文類について、国立情報学研究所の学術情報データベース CiNii で検索したところ、タイトルやキーワードに「アクティブ・ラーニング」「アクティブラーニング」「active learning」が含まれる論文類は表 1 の通りである。

2017 年 1 月 11 日時点で 745 件であるが、重複したものも多くあり、ページ数、内容（論文か研究ノートか、または発表要旨のみなど）も様々である。重複分と 2017 年のクレジットのものを除き 685 本となる⁹⁾。

2 ページ以下のものは学会やシンポジウム等の発表要旨が多く、また内容としては全体的に大学や学校での実践の報告、その紹介という形式のものが多く見られる。実践報告の対象となる学問系統としては、語学、法学、科学に工学、商学や会計学についてなど幅広くあり、他にも医療・看護系や教職課程、体育に総合科目・教養、初年次教育についてなどバラエティに富む。小・中学・高等学校についても理科、数学、国語、社会科、道徳と多様である。

表 1. アクティブ・ラーニングに関する論文類

	論文数	5ページ以上	3～4ページ	2ページ以下
1997	2	1	1	0
1998	1	1	0	0
1999	0	0	0	0
2000	1	0	0	1
2001	0	0	0	0
2002	0	0	0	0
2003	0	0	0	0
2004	0	0	0	0
2005	1	1	0	0
2006	1	1	0	0
2007	2	1	1	0
2008	3	2	0	1
2009	8	2	2	4
2010	19	10	3	6
2011	14	9	2	3
2012	24	18	1	5
2013	63	41	8	14
2014	106	86	6	14
2015	206	172	10	24
2016	234	204	20	10

データからは、2010 年前後から論文数が増えていることがわかる。また先に紹介した著書執筆者としては溝上氏が 2006 年から 16 年まで継続して 5 本、小林氏は短い講演録や発表資料が中心だが 8 本（共著多し）、林一雅も ICT 環境整備等に関する論考やシンポジウム資料等が 6 本ある。

しかし、論文数は増えているが「教育学プロパー」のものとなると少なくなり、溝上慎一、松下佳代の二人が代表する作品ということになる。すると問題は、業績として積み上げられているものの多くが「教育経験」「授業経験」を紹介することが中心の授業実践記録や（教育学者のではない）個人の教育観・教育論が記されているものだということになる。

これは批判ではない。批判や評価は一編ごとの内容で論じていくべきである。繰り返し記すことになるが、大学の教員はそれぞれ「教育者」であるから執筆自体に問題はない。新しい試みに関する試行の蓄積は貴重なデータとなる。しかし、「教育学」や具体的に言えば「カリキュラム・マネジメント」等を理解した上でその指導は形成されたものであるのかが問題となる。その理解もなく、単なる私見や個人の体験、主張に過ぎないものがないと信じたい。もちろん先行研究の論文類に目を通せば、わりと初期の段階においても評価の観点から語られていたり、単位の実質化ともいえる指摘を含んだものもある。

問題はこれら先行研究に関するレファレンスが十分であるのか。筆者も共同研究として今後、本務先のアクティブ・ラーニング推進を図るに際して、実際の授業分析や公開・紹介をしていくこととなる。その際に、類似の実践が事前に他校で行われていることを「調べもしない」（見落とす可能性はある）で、ただただ自分の「実績」として紹介していくのが「実践の研究」であるのかということに疑問をもつのである。われわれが「研究」として進め、その成果を研究実績として公開しようとするものが、先行研究にすら当たっていないというのが「研究者」としてゆるされるのかという問題である。先行研究の存在さえ確認せずに気楽に自分の好き勝手に発信するものを「研究」や「研究の成果」として公表するのが正しいのかどうか。

そもそも、もしも関連文献の多くがそのような実践報告であるとしたら、その実践例を把握しておくに価しないというご意見もあり得るが、これもしっかりとした評価をすることが前提になる。このように、もしも多くの「実践例」が意味を大きくもたないものだとしたら、それ自体がまた皮肉にも「這いまわる経験主義」や「アカデミックでない教育実践には意味がない」、「大学教員に重要なのは研究力であって教育力ではない」といった理解を広めることにつながるのではないか。そうさせないための学習の構造について理解するためには「教育学」の基礎的な理解や視点が必須となる。

5. 教育学研究としての水準とは

ここで「アクティブ・ラーニング」等の実践報告や組織的な推進を図るための論考が「教育学研究」としてどう評価されるのかを例示しておきたい。「泣いて馬謖を斬る」ではないが、共同研究メンバーの論稿を取りあげ、研究会内部でのやりとりを一部紹介する。共同研究は現在第二期めとして採択されており、一期（3年間）として前身に位置付けられる研究を終えてその成果を本学紀要に掲載したことがある。その中で（複数のグループがあるが）グループリーダーの一人、S教授の論説について、「教育学」研究者として「この研究成果は教育学の研究でもあるのだから、以下の点が不十分である」と指摘させていただく。

タイトルと内容は「eラーニングによる入学前教育の開発研究—高等教育研究とLMS—」というものである¹⁰⁾。20枚を超える論述であり、前半は3年間の研究の経緯、目的、活動の成果（作成した入学前教育用コンテンツ）等が丁寧に整理されている。グループリーダーとしてのS氏の真摯な取り組みとリーダーシップには最大の敬意を表

するものである。当該の論稿で問題の部分は後半の「2. 高等教育研究の意義—パイロットプログラム実施に至る経緯」以降で大学審議会や行政改革について論じられていく箇所からである。まず、18歳人口や進学率の数字を「武庫川女子大学教育研究所のデータを参照」するとして表示している。しかし内容を見ると、武庫川女子大学教育研究所の何らかのオリジナルの調査データ等ではなく、学校基本調査等から数字を出して整理されただけのものである。この場合、引用先に義理を通してそのように記したのだと理解したいが、表の項目等も特に独自性の強いものでもなく、しかも最新のデータでもない（2008年時点まで）。ここは研究としては、表示の模範として構図は学びながらも、文部科学省のデータを当たり、更新された分も加え配置すべきではないか。しかも、武庫川女子大学のデータ（論稿）自体もインターネット上に載せられたものである。資料を得る方途は自由で開かれたものであるが、ここはできるだけ学校基本調査のデータベースに当たるのが正解ではないか。引用をすべき資料かどうかの価値が、おそらく「教育学」の研究者でないためか気づかれなかったのであろう（S氏は国文学専攻の研究者）。さらに「筆者は学生時代に前期・中期中等教育（中学・高校）の教職課程教育を受けて教職免許を取得しているが、高等教育に関する研究とは無縁のまま大学の教壇に立っていたわけである」¹¹⁾と述べられている（下線は筆者が付した）。これは「中学校・高等学校の教員免許はあるが、大学に務めている自身は高等教育について研究としてみることもこれまでではなかった」という意味で謙虚に論じられている部分である。しかし、「教育」の用語として、そもそも下線部のような表現は使われない。その後でも重ねて「大学の全教員は事務局と協働して「高等教育研究」をすすめるべきではない」のが「現状認識」だとされている¹²⁾。実直で誠実な主張なの

だと思うが、「高等教育研究」だと意識されているのである。「教育の研究」なのだと意識して書くのであれば、当然データの扱いや先行研究の整理、適確な情報・用語を用いることが必須である（他にも多数、修正すべき箇所はある）。

何が問題なのかといえ、研究者としての蓄積も力量も信頼もある教授なのに、自分の専門外に関する論述であるからか、こんな初歩的なミスが出てしまうということである。ご専門とされる国文学の領域についてならばあり得ないのではないか。私が国文学の論文を書くことはまずない。しかし、教育者である教員は、教育の研究成果を（論文として）書くことができるのである。しかも、「高等教育研究」ということを意識しているが、それでもこのような記述になる。教育職員免許状をお持ちということなので、かつて学生時代には教職課程の授業を受け、何らかの教育学的な学びや訓練を受けたことがあるにもかかわらず、このようなミスはあり得るのである。「教育学」という研究領域があまりにもマイナーだということであろうか。

意識していても、現職の研究者であっても、大学での教育経験が豊富であっても、このような記述となる可能性があるとするならば、そこへの対応策は、「教育学」をレクチャーすることではなく¹³⁾、「教育学者があなたの論稿を読んで、あなたや所属する大学・学部が評価されるのだ」という事実を知っていただくことの方が有効ではないか。

6. 教職課程レベルでのアクティブ・ラーニング

ここまで、アクティブ・ラーニングの意義と、それを研究ベースで捉える際に注意すべきことについて論じてきたが、大学や各学校教育レベルで、その推進（積極的な活用・導入）が求められている。私も「アクティブ・ラーニング研究グループ」に参加しているので、自身の担

当する授業でも様々な取り組みにチャレンジしていきたいと思っている。ただ、私の担当する科目は「教職課程」の科目であり、「私が学生をアクティブ・ラーニングを使って学修させる」というレベルは当たり前前で、それよりも「未来の教員たる受講者たちが、アクティブ・ラーニングを理解し、それを実践の場で生徒（中学生・高校生）を相手に展開することができるようになる」ということが目標として設定されるのである。教員養成を担う大学の教職課程では、そういうレベルでのアクティブ・ラーニング推進が求められることになる。

実際に学生（教職志望者）の多くは、そのハードルをクリアして行く。次の写真は、2016 年度に教育実習を行った学生 F さんが作成した教材である。

社会科（日本史）での実習生の授業【授業の工夫】



Fさんは公立中学校で2年生を受け持ち、社会科の歴史的内容〔日本史〕の授業を行った。筆者は実習校を訪問し、授業2時間分（単元の4時間目と5時間目の分：2種類の授業）を見ることができた。この教材は、「化政文化」（学問の広まりと化政文化）の学習のために作成されたもので、トランプのように厚紙にカラー印刷した資料（錦絵等）を貼り、7組分作成され、各クラスで7班（グループ）に分かれて「神経衰弱」ゲームをしながら学べるようにデザインされている。同じカード2枚について、葛飾北斎や歌川広重といった人物名と、作品名が記されており、その二つの情報を揃えるとワークシートの空欄に記入して完成させることができるというものである。

授業は前回の復習からスタートし、国学や蘭学（『解体新書』等）、時代を表す風刺（狂歌や川柳）などについて生徒の興味を惹く話題と重ねながらスムーズに進められ、その後にグループ学習に移る。この活動に入ってから各班ごとに活発な学びあいが実現されていた。グループ学習にありがちな、活動を早く終えて静まるグループもなく、ワークシートを埋め終えた後は、他のゲームの方法を考え出しながら「美術作品」に親しんでいた。さらにその後は「気づいたこと」を数人が発言し、ゴッホら海外作品との関係性などの意見を全体で共有してまとめにと進んでいった。

印象的なのは、実習生指導を担当された現職教諭が「発想が新しい」「生徒たちがこんなに積極的に取り組む姿はなかなか見ることができない」とコメントしてくれたことである。筆者も地理歴史科の教員であったので「文化」が説明するのに難しく、授業で盛り上がりをつくりづらいことを実感している。ドラマ性やストーリーをなかなか表現しにくい部分と感じていた。ところが、そんな難しい題材をFさんは自らのアイディアで見事に超えていったのである。

「グループ学習の形態をとる」からアクティブ・ラーニングなのではなく、その中でどれだけ参加の意識や学習意欲を高め、しかも集団で学びあうことができているのかが問題となる。結果として何を理解し、何をできるようになるのか。Fさんの教材の工夫や、もちろん全体の構成、ワークシートの作成、話し方（語りかけ方）等が合わさって能動的に学ぶ空間が実現されていた。ちなみに、このカードを活用する方法については拙稿「『学習論』の変遷とフィンランドの教育実践」（2013年）¹⁴⁾で、「【カードをつかって、仲間（同種）を結びつける→解釈を行う→実際に調べる】、【美術品について並べ替えを行う→物語をつくる→発表する→講評する】」というフィンランドの授業実践を紹介し、註記で「美術・芸術教育の領域でも同様のアクティビティ、ワークショップ形式での学習活動」の存在を記していた¹⁵⁾が、英国にも同様の教材を使つての学習方法があることは確認している。Fさんは独自の発想でこのレベルの学習活動に行き着いていた¹⁶⁾。

このFさんレベルの学習デザインをできる「次代の教員」を養成するためには、実践できるレベルの方法論としてアクティブ・ラーニングを修得できる「大学の授業」が必要となる。そのレベルが求められる教職課程担当の大学の教員（研究者）としては、「アクティブ・ラーニング」に過剰に反応・反対し、「学びにならない」と断じる声には閉口するのみである。しかし「アクティブな教育を推進する」と発言しながらも、それが研究レベルとして認められない粗雑な理解である者も多く、その現状に対しては「大学で教育実践を語ることも、教育学研究者から評価の目で見られるのですよ」と言葉を贈るのみである。そして、教職課程に学ぶ学生たちは、もちろん一般の学科の授業にも参加している。私たちの授業には「そういうレベルの学生が参加している」ということは意識していただきたい。

7. おわりに

本稿では大学でのアクティブ・ラーニングを推進しようとするときに、その実践例を紹介することだけで「研究」といえるのかということについて、やや批判的に論じてきた。筆者は、アクティブ・ラーニング導入については原則として賛成であり、もちろん自らも様々な学修方法を実践することにチャレンジしている。そして当然のように先行研究（事例）から多くのことを学ばせてもらいながら、クリアすべき水準を意識している。

しかし、多くの事例については、それが他の同様の事例や先行研究を参照しているのか疑問を感じることも多い。例えば、代表的な先行研究である溝上慎一や松下佳代の著作名を参照した文献としてあげていたとしても、それを理論書として読みとれているのか疑問に思う論稿もある。これでは啓蒙書として読んでいるだけで、文献名としてあげれば（自分の実践が）お墨付きを得たかのようにと執筆者（実践者：大学の教員）は考えられているのではないかとも感じられるのである¹⁷⁾。

研究であるから理論的に記述せよと指摘したいのではない。教育方法に関する蓄積の多くは、あるいは教育方法論としてこれまで紡ぎあげられてきたものの多くは（ペスタロッチやルソーでも）実践の積み重ねや経験・実験を重ねながら（時間をかけて）、それを観察し、整理・分析することから精製されたものである。それも教育理論である。しかし、それを意識せず、省察もなく、例えばICT 機器を使うなどツールや見せ方を変えればそれが「研究」といえるのか、ということについては真正面から否定をさせていただきたいというのが本稿での筆者の立場である。

注記（参考文献等）

- (1) 日本大学理事長特別研究「『自主創造型パーソン』の育成を目標とした全学共通教育における効果的なアクティブ・ラーニング開発に関する研究」。本稿は、この研究成果の一部である。
- (2) 中央教育審議会「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて ―生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ―」（2012年8月28日）pp.3～4
- (3) 同上答申 p.37
- (4) 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会による「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」（2016年8月26日）p.23
- (5) 同上「審議のまとめ」p.23
- (6) 同上「審議のまとめ」p.24。なお、教育課程部会の委員名簿を見ると、部会長に無藤隆（白梅学園大学）、臨時委員として天笠繁（千葉大学）、市川伸一（東京大学大学院）らがいるが、このカリキュラム論については同臨時委員として奈須正裕（上智大学）が加わっていることがおそらく大きい。
- (7) 橋本美保・田中智志編著『大正新教育の思想 生命の躍動』東信堂、2015年。
- (8) それ以前にも同様の表現はあった。第一が明治維新时期で第二が戦後改革期となり、70年代以降（1971年、中教審）にこの表現が使われるようになった。
- (9) もちろん CiNii に掲載されたもののみではなく、より詳細に見る際には国立教育政策研究所教育図書館等の教育研究論文索引も利用する必要がある。また枚数は一つの目安であり、本来は媒体や記載の条件、執筆者の専門性まで含めて精査するべきと考える。さらにいえば、「アクティブ・ラーニング」という表題でなくとも、実質的に大きく関連する実践や授業方法・学習形態もあるので、教育方法・学習論の問題としてみていくべきかと考えている。
- (10) 佐藤健一「日本大学理事長特別研究パイロットプログラム（2012～14）eラーニングによる入学前教育の開発研究―高等教育研究と LMS―」日本大学通信教育部『研究紀要』第29号、2016年3月。pp.197～220
- (11) 同上 p.205
- (12) 同上 p.210
- (13) 大学教員には教育訓練がない、などの批判的意見も強い。たしかに医療・介護関係などの専門学校教員に対しては「教育学関連科目の研修」が長時間義務づけられている。その点では大学教員はフリーである。もちろん FD 関係の活動がそれを補完する形となっている。
- (14) 古賀徹「『学習論』の変遷とフィンランドの教育実践」日本大学通信教育部『研究紀要』第26号、2013年。pp.127～152
- (15) 同上 p.152
- (16) Fさんは大学の授業でも「授業の内容はもちろん、いろいろな先生の授業スタイルを見るだけで勉強になります。どんな授業だったか、毎回必ずメモを取って自分の授業の参考資料にしています。先生になったらこんな風に授業をやりたいと感じることが多く、自分がめざすスタイルも徐々に固まってきました」（日本大学通信教育部平成29年度入学案内の記事 p.10）と述べているように、授業の内容のみではなく「教え方」にも注目する学生であるから、「効果的な教育方法」を発想できるのだと考えている。ちなみに、Fさんは全ての授業がこのカード形式の形態なのではなく、研究授業（幕末の海外関係）では貼り紙教材を黒板に展開しながら説明を進め、発問を交えて進める堂々たる授業を行っていた。
- (17) 註記(6)にもあげた奈須正裕のカリキュラム研究に関する著作など、基本的・根本的な理論から学び深めていくことも必要と考える。

地域経済における産業集積，都市化 及び雇用に関する一考察

陸 亦 群

1 はじめに

開発途上国の人口成長は外生的な性格が強い。先進国における人口成長の加速が、主として経済成長により誘発された内生的な現象であった。先進国が産業革命に始まる生産力の上昇に支えられた雇用と所得の上昇にもとづくものであったのに対して、開発途上国は先進国で開発された衛生や医療の技術を輸入することによって生じた面が強い。人口成長が、経済成長に先だって外生的に引き起こされ、しかもその速度が爆発的に大きい。雇用の面から見れば、先進国の過去の経験と比較して新興国の雇用吸収ははるかに困難だと考える。本論文の分析対象は新興国経済である。従来の産業移転を通じたキャッチアップ戦略は雇用吸収の面において、その役割は十分果たしてきたが、1990年代半ば以降、世界経済のグローバリゼーションが進む中、新興国の雇用吸収には産業集積，都市化が関わってくる。

本論文は、新興国の人口増加の特徴を解析し、企業生産活動のグローバル化によってもたらされた産業集積，そして循環的集積のプロセスと都市化の形成が地域の雇用にどのようなインパクトを与えるかについて明らかにしたい。そして「中所得国の罠」について、中国を事例に如何に回避するかを検討したい。

2 新興国の人口動態と人口増加の特徴

2.1 新興国における人口増加

世界人口の長期的変化の視点から先進国の歴史的経験と比較すると開発途上国の人口増加の特徴が見えてくる。現在の途上国は2.5%に近い（低所得国では3%を越える）平均成長年率で、歴史に類を見ない急速なスピードで人口増加し「人口爆発」しているという特徴が見られる¹。世界人口の長期的変化から見れば、18世紀末から20世紀初頭にかけてのヨーロッパを中心とした近代経済成長において先進国の人口成長は加速した。ロシアは1.5%でもっとも高く、オランダは1.4%、ドイツは1.2%、平均成長年率は1%をわずかに上回る程度であり、2%を越えたケースはほとんどなかった。これに対して、アジア、アフリカいわゆる非ヨーロッパ地域の平均成長年率は2.5%に近い水準に達した。また、新興国の人口動態から見ると、2012年から2030年にかけて、人口が爆発的に増加することが予想されている。国連の世界人口予測によると、世界人口増加の95%が新興国で生み出されるという²。

新興国の人口爆発は何によってもたらされたのであろうか。これは「人口転換」(Demographic Transition) と呼ばれる理論によって説明されている。人口転換理論とは、経済開発初期の人口成長加速とその後の減速を出生率と死亡率の変化を説明したものである。この理論では、一国の人口転換は次の3つの局面を経過して変化すると説明して

1 2.5%の成長率が28年ほど続けば、その国の人口規模は2倍になる。これは「人口爆発」とも言われる。

2 経済産業省編(2013)『通商白書2013(HTML版)』第2部第2章による。〈URL=<http://www.meti.go.jp/report/tshuhaku2013/2013honbun/i2210000.html> 2017年1月10日最終閲覧〉

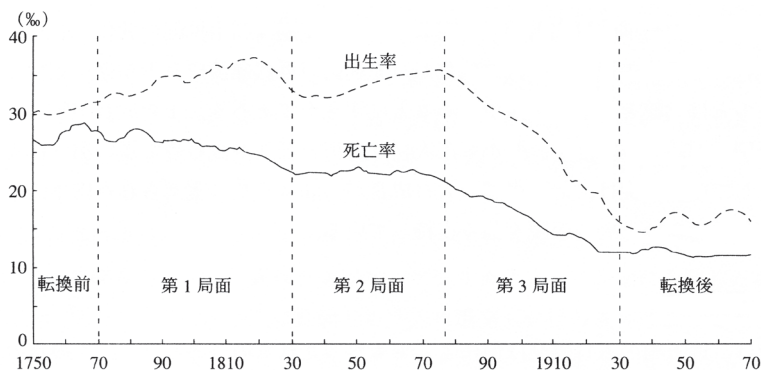
いる。

転換前においては、出生率と死亡率がともに高く、人口成長率が低位で安定する。前近代社会の人口動態はこのような特徴をもつ。近代経済成長が始まると、高い出生率のままで死亡率が低下する第1局面を迎え、人口転換に入る。次の第2局面において、死亡率が下げ止まるが、高出生率が維持されて人口の高成長率が継続する。その後の第3局面では、出生率が低下し、それが死亡率を上回って成長率が低下する。この第3局面を経て、出生率と死亡率および人口成長率のいずれもが低い水準に落ち着き人口転換は完了する。

このように、一国の人口動態はその人口成長率の低位安定の状態から始まって、高位の局面を経て再び低位の状態にもどるという「転換」のプロセスで推移していることが分かる。このような人口転換は近代化にともなって一般的に見られる現象である。この人口転換が典型的に進行したのは近代経済成長の先駆けとなったイギリスである。その変化のプロセスは図1のように描かれる。

イギリスの人口転換の第1局面は産業革命期（1770 - 1820年）で

図1 イギリスの人口転換



出所：速水佑次郎 (1995)『開発経済学』創文社, p.60 より転載。

もある。出生率の増加と死亡率の低下が人口成長に対してほぼ同程度の貢献をなしたことはイギリスの人口転換の特徴である。これは第1局面における高い出生率のままで死亡率が低下する通常の人口転換を説いたものとは異なるが、Birdsall（1988）は、イギリスの第1局面における人口成長の加速化は、前近代社会から生じていた循環的変動の延長にあるとしている。

図1では、第2局面においても出生率が高く維持され続けたと読み取れる。それは、近代的経済成長の最中で労働力の需要、雇用の増加に見合った人口成長であろう。この局面において死亡率が下げ止まったのは、工業化の副産物でもある都市のスラムへの人口集中がこのような結果をまねいたと説明した説があった（安場，1980，pp.53-54）。

そして第3局面の時期に、医療・衛生技術においては、伝染病の予防や細菌医学の確立に一定の成果をあげ、死亡率の低下に貢献した。Hicks（1960）によれば、1878年に、英国の工場法が成立し、児童の就労に制限が加えられるようになり、労働立法と初等教育普及によって子供の就労開始が遅れるほど親にとっては子供を持つ負担は重くなり、子供から期待される収入は減少し、さらに親が子供に期待する老後の生活保障の重要性においては、社会保障制度の充実によって家族ベースでの保障の役割は代替され、子供を多く持つことの意味が大きく低下した。したがって、第3局面では出生率が死亡率の低下を上回るスピードで低下し始めた。

国によって人口転換の歴史的パターンは異なる。人口転換にはフランスやアメリカなどのような、死亡率の低下からあまり時間をおかず、出生率の低下が生じているケースもあれば、開発途上国のような人口転換のスピードが速く、第2局面が観察されずに第1局面から第3局面へ移行するケースも多い。次節においては開発途上国の人口転換の

特徴について考察したい。

2.2 外生的人口成長と圧縮された人口転換

開発途上国のいわゆる「人口爆発」は、戦後に始まった新しい現象ではなく、第1次世界大戦（1914～18年）の終了後の10～20年間に遡り、1930年代から開発途上国の人口爆発が始まったことが分かる。さらに、ヨーロッパ系と非ヨーロッパの2つの地域に大別して、地域間の人口成長を比較すると、近代経済成長のもたらした影響は明らかである。18世紀中葉までには、この両地域の差異は率約0.1%程度で、それほど大きくはなかったが、産業革命が始まって以後の150年間にヨーロッパ系地域においては人口成長率が急速に加速し、19世紀後半から20世紀初頭にかけて成長率は約1.1%の水準に達した。それは非ヨーロッパ系地域の約2倍の速度となった。そして、ヨーロッパ系人口の世界人口に占める割合も1930年には4割近くに大きく上昇した。

このように、18世紀半ば以降の近代経済成長に先駆けた現在のヨーロッパ先進国の経験した人口成長は、経済成長によって引き起こされた内生的なものだったことはほぼ間違いないといえよう。19世紀末から20世紀初頭の1.1%の人口成長率をピークに、1930年代に入ってから成長率の低下に転じた。一方、非ヨーロッパ系地域において、20世紀に入ってから「人口爆発」が始まり、人口成長率が急上昇し始めた。1930年代以降、ヨーロッパ系との人口成長の格差を逆転したアジア、アフリカでは、0.5%強の人口成長率から2.5%強の水準へと4倍近く上昇した。現代の開発途上国の人口成長が、先進国が近代経済成長の初期に経験したのとは比べて急激であることは一つの特徴である。

開発途上国の人口成長のもう一つの特徴は、圧縮された人口転換で

ある。人口ボーナスのデータから確認できるように、台湾や韓国、タイやマレーシア、人口大国の中国も人口ボーナス期の終わりに近付いている一方、フィリピン、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、バングラディシュ、インドなどのアジア新興国市場は、2030年から2045年頃まで人口ボーナス期が続く³。アジアの人口動態統計から、新興国の中間市場（ボリュームゾーン）が今後急成長すると推測でき、また若年層人口が圧倒的比重を占めるボトム市場いわばネクストボリュームゾーンの成長ポテンシャルが大きいとしている。一方、労働市場においては人口の急成長によって大きな雇用吸収の圧力が生まれてくると考えられる。次節では、東アジア経済を事例にしてキャッチアップのプロセスにおいて、労働力がどのような形で吸収されたのかを考察していきたい。

3 雁行形態型キャッチアップと雇用吸収

国際分業構造からみれば、日本の対東アジア諸国の貿易は主としてアジア諸国における生産・輸出で必要とする中間財や資本財の供給であり、東アジア新興国はそれをベースに生産加工し、欧米市場を相手に輸出を行なう。このような分業構造のもとで、日本の対東アジア地域への直接投資は「日本→NIEs→ASEAN→中国沿海部」といった発展段階の格差の順序で行われた。日本は国内の産業構造の多様化・高度化の進展にともないながら産業移転の先頭に立ち、産業発展のリーダー格としてその役割を果たしている一方、アジアNIEsの輸出志向工業化も日本同様なプロセスをたどり、日本、NIEsの直接投

3 末廣（2014）、p.164

資によって近隣の新興諸国に生産拠点が展開され、これら直接投資の受け入れ国は輸出の増加が実現される。産業移転を通じて比較優位を失った産業、主として労働集約型産業は日本から NIEs へ、NIEs から ASEAN へ、さらに中国へシフトしていき、それを受け入れた国において新たな雇用機会が生まれたわけである。この東アジア地域のキャッチアップのプロセスをモデル化して捉えたのは小島清教授の雁行型経済発展論である。

雁行形態の発展について、まず理論的に整理していきたい。

赤松要（1896-1974）によって提唱され、後に赤松の門下生であった小島清（1920-2010）により拡充・精緻化された。1935 年に赤松の発表した「吾国羊毛工業品の貿易趨勢」の中で提唱されたが、この理論は長い間埋没した。1961 年、1962 年に赤松が発表した英語論文、1966 年にハーバード大学のレイモンド・バーノンがプロダクトサイクル論を提唱したことなどから注目を集めるようになった。雁行形態論は様々な意味を持つが、共通しているのは後発国が先進国に追いつこう（キャッチアップ）とする発展プロセスである。

小島モデルは主に 3 つのモデルから構築されている。その第 1 モデルは一国（国内的）の雁行発展モデルである。これは基本型と変型（ないし副次型）に分けて考えることができるが、後に小島清は基本型を「生産の能率化」、副次型を「生産の多様化、高度化」としている。

一国の経済を見ると、低付加価値の消費財はまず輸入され、次に輸入されたものと同じもの（輸入代替品）が生産されるようになり、最終的に輸出されるという産業発展のプロセスを経る。例えば布だとまずは輸入製品が国内市場に入り込む。その後、自国で生産するようになり、さらにその製品を輸出するようになる。このような産業の発展形態を雁行形態論の基本型と呼ぶ。

また、その低付加価値の消費財を生産するための低付加価値の生産財も輸入、輸入代替品、輸出のプロセスを経て、更にその低付加価値の生産財を生産する高付加価値の生産財も同じようなプロセスをめくり継起的に繰り返される。また、消費財を見ると低付加価値な消費財の輸入、輸入代替品の製造、輸出を追いかけるように高付加価値な消費財も同じプロセスをめぐる。

例えば、布が雁行形態論の基本型の発展形態を遂げる上で布を生産する機械をもまた基本型の発展形態を歩む。更には、その布を生産する機械を生産する機械も基本型の発展形態を歩む。このような順次に基本型発展形態が起こっていく模様を雁行形態論の副次型と捉えている。

小島モデルの第2モデルは、産業の拠点の移り変わりのモデルである。先進国は第1モデルの副次型を経て資本集約的産業を比較優位化させていき、比較劣位化された労働集約的産業は企業の直接投資を通じて後発国への生産拠点の移動を余儀なくされる。これを受け後発国の経済発展が起こる。

そして第3モデルの世界経済の雁行発展のモデルでは、赤松博士がいう「世界経済の同質化と異質化」という洞察の精緻化である。後発国がキャッチアップをしている状態（世界経済の異質化）であれば、第1、第2モデルがうまく回り、先進国が新しい製品を生み出せず、後発国のキャッチアップが追いついてしまっている状態（世界経済の同質化）では第1、第2モデルはうまく回らない。小島（2003）は、パクス・ブリタニカではイギリスの技術革新、産業構造の高度化、多様化が著しく世界経済は異質化し自由貿易の黄金時代であったとし、両大戦間期には世界経済は同質化し、世界恐慌、関税競争へとつながったと小島は説明し、世界経済の同質化を防ぐためには世界的に合意的な協業体制の確立、目下のところ、アメリカ州、ヨーロッパ、アジア

圏内での合意的な協業体制の確立が必要不可欠だとしている。

雁行形態モデルにおいては、投資国の海外直接投資がその比較劣位産業から順次に行われると想定している。すなわち、発展段階の格差を前提に、投資国の比較劣位にある産業が移転され、この産業は投資受入国では比較優位または潜在的に比較優位となる産業になると想定している。さらに、小島教授は海外直接投資を「順貿易志向的海外投資」と「逆貿易志向的海外投資」の二つに分け、日本の「順貿易志向的海外投資」が東アジア地域の経済成長の主因であると主張する。小島（2003）によれば、「合意的国際分業」が実現できれば、受資国の比較優位産業、或いは一押しすれば比較優位を獲得できる産業に直接投資を行いその生産性を改善すれば、お互いにより大きな利益の得られる貿易を拡大することができる（小島、2003, p. iii）。つまり、この「合意的国際分業」は投資国主導によって、どのような産業が海外移転するかが決定され、FDI 受け入れ国側は単に受身的にそれをキャッチするという。したがって、新興国にとっての雁行形態は一種の受身的キャッチアップのプロセスであったと言える。

しかしながら、雁行形態の終焉が迎えられた。陸（2012）は「域内経済連携の活発化によって、企業生産活動のグローバル化とその結果から生ずる部品や中間財の貿易増大による新しい国際分業が現れ、東アジア新興国の経験をダイナミックキャッチアップのプロセスが始まった」と捉え、「雁行形態は終焉を迎えている」と分析した⁴。

1990年代後半以降の雇用吸収は産業集積及び都市化問題に深く関わるようになる。次節は先ず、内生的産業発展と雇用吸収について検討したい。

4 陸（2012），p.100

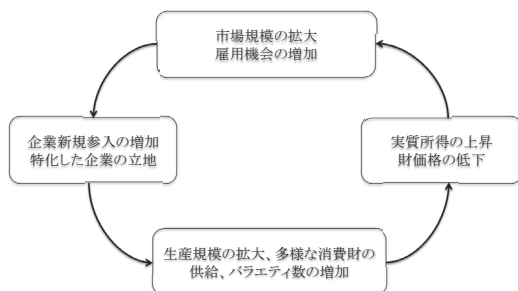
4 産業集積，都市化進展と雇用吸収—中国のケース・スタディを中心に

4.1 循環的集積のプロセスと内生的産業発展

藤田（1996）は，循環的産業集積のプロセスを明らかにした。それによれば，収穫逦増産業に対する需要が増えれば，企業は生産を拡大し供給を増やす。それと同時に，企業の新規参入が増え，財の差別化を図って生産を拡大することになる。生産規模の拡大によって規模の経済性が働き，平均生産費が低下し生産性が向上した結果，利潤が増加し財の価格は低下する。利潤増加は企業の市場参入にインセンティブを与え，消費者により多く差別化された財が供給される。この財のバラエティ数の増加と価格の低下は消費者の実質所得を高め，この市場により多くの消費者を引き付ける。

一方，多くの企業は輸送コストを抑えるために市場規模の大きい地域に立地し，そこでより多くの企業が多様な財を供給することになる。より多くの企業が立地された地域では，多くの雇用機会が増えるため，人々はこれらの地域へ移動し，これらの地域で働き消費することになる。これによって雇用が吸収され，市場はさらに拡大し，さらに多くの企業がそこに立地することになる。このような循環的な因果関係が

図2 循環的集積のプロセス



出所：筆者作成。

働き、産業集積が内生的に発生し、経済活動は特定の場所に集中しやがて都市が形成される。循環的集積のプロセスは図表2のイメージで示されている。

他方、園部・大塚（2004）は、産業集積を動態的に捉えて、日中台の産業集積の事例研究から「内生的産業発展論」が導かれた。この日中台の国地域のアパレル、弱電機器、オートバイ、工作機械、プリント基板の産業の事例研究において、内生的産業発展を、始発期、量的拡大期、質的向上期の各発展段階に分け、様々な産業の発展パターンに大きな類似性があることを見出したとしている。

まず始発期についてであるが、日本を始めとする東アジア経済の産業発展は、海外にある技術の模倣から始まったことが多い。自国民の所得が低いと、品質の悪い模倣品であっても、その需要があれば産業の誕生が可能になる。集積パターンとして、アパレルや弱電機器では商人主導で賃金の安い農村での起業が多く、オートバイ、工作機械、プリント基板では技術者主導で技術者や熟練労働者の集まる都市または都市近郊での起業が多かった。

それに続く量的拡大期は、始発期に低品質の製品の製造方法が確立されたのを受けて、それを模倣する新規参入企業が続出する時期である。この時期において市場が発達し、市場取引が農村や都市近郊の産業集積を発展させる原動力となる。新規参入の増加によって企業間競争が激化し利潤率は減少する。また、生産量は拡大するが生産効率は停滞する。

そして質的向上期は、量的拡大期の追随者の参入による利潤の減少が技術革新の契機となる。この段階では技術革新によって製品の質が向上するとともに、競争の結果として製品の差別化が起こる。また、多面的な革新によって存続企業の生産性は向上し利潤率も増大し、産

業全体の生産性も非効率な企業の退出とあいまって大きく上昇する。生産面では生産効率の向上、販売面ではブランドの確立を通じて産業集積の発展を促進することになる。このような動態のプロセスで産業が内生的に発展し、都市化が進展していくわけである。

4.2 都市化の推進と雇用吸収⁵

まずは都市化と雇用吸収について考えよう。前節で触れたように、規模の経済が働くことによって生産性が向上し都市化が進んでいくわけで、都市化の推進は国全体の生産性上昇に寄与すると期待される。農村住民が都市に移住することで、労働人口の産業間移動が始まり、第1次産業から第2次産業、さらに第3次産業へと就労人口が移動する。

農業を主体とする第1次産業に比べて、製造業を中心とする第2次産業、サービス業を主体とする第3次産業のほうが一人当たりの生産性が高い。就業構造をみると、改革開放政策が開始された1978年当時、就業者の70.5%、以降GDPおよび就業人口に占める第1次産業の比率は低下を続けている一方、第3次産業の比率は上昇傾向が続き、2014年には40.6%に達している。また、就業人口に占める第3次産業の比率は、1994年以降、第2次産業を上回っている。第一次産業のシェアは2014年には29.5%にまで低下した。第二次産業の就業人口構成比が1978年の17.3%から2014年の29.9%に拡大した。

名目GDPベースで1978年と2014年を比較すると、第一次産業のシェアが27.9%から9.2%に大幅に低下する一方、第二次産業のシェアは47.6%から42.7%にわずかに低下、第三次産業のシェアが24.5%から48.1%に大幅に拡大した⁶。

5 この節は、陸（2014）を元にデータをアップデートし一部加筆修正したものである。

6 公益財団法人国際金融センター「定期レポート」による。（URL=<https://www.jcif>

一方、実質 GDP 水準で各産業の寄与の変化をみると、その大半が第二次産業の寄与によるものと説明できる。背景には、製造業を中心とする第二次産業において産業の高度化・高付加価値が進んでいることが見られる。さらに、産業ごとに就業者割合と実質 GDP シェアをプロットしてみると、第一産業では就業者の占める割合に比べて実質 GDP に占めるシェア（5% 以下）がかなり低く、一人当たり実質 GDP でみた生産性の水準が低いことが示されている。これに対して第二次産業の就業割合は足元でも 30% 程度であるのに対して、実質 GDP に占めるシェアは約 70% と高く、第三次産業については 2002 年以降、就業者割合と実質 GDP シェアの逆転が起こっている。都市化の進展とともに第三次産業の就業者が増えているものの、第三次産業の高付加価値化がこれに追いつかないという結果になった⁷。

都市化とともに進む中国経済は、1990 年代半ば以降、就業構造では第二次産業（22.7%）と第三次産業（23.0%）とのシェアの逆転が生じた一方、第三次産業の実質 GDP ベースでは横ばい状態が続く⁸。

経済の成熟化に伴って、都市化の進展とともに第三次産業の構成比が増していく現象が見られる。これは低成長時代に向かう過程においてよく見られる現象であるが、中国経済は上位中所得国に入った段階にあり、まだ成熟化状態に達していないため、「中所得国の罠」にかかったのではないかと懸念されている。次節において、この問題について触れておきたい。

or.jp/member/Member.php?action=SubmitAction&M_Cntry=1&CC=018&CI=01,
2107 年 1 月 10 日最終閲覧)

7 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「中国経済レポート」No.41, p.6 (URL = http://www.murc.jp/thinktank/economy/analysis/china/china_130626.pdf, 2107 年 1 月 10 日最終閲覧)

8 同上, p.7

4.3 「中所得国の罠」回避の課題—産業・輸出構造の高度化

「中所得国の罠」とは、一言でいえば自国経済が中所得国のレベルで停滞している状況を指している。これは新興国が低賃金の労働力と低コストの資本を追加的に投入することによって経済成長が実現し、中所得国の仲間入りを果たした後、自国の人件費の上昇や後発新興国の追い上げをうけ、低コスト優位が行き詰まって競争力を失い、経済成長が鈍化していく。いわば要素投入型成長が壁にぶつかったという。

20年間にわたる実質10%台の高度成長の結果、中国の一人当たりGDPは2013年、2014年、2015年それぞれ6,959ドル、7,589ドル、8,154ドルとなり、1人当たりGDPの伸びは7.7%、7.4%、6.9%に低下した⁹。仮に同程度ペースで成長が続けば2017年には1万ドルに達することとなるが、それ以降の成長力についてはいわゆる「中所得国の罠」を回避できるかを問われることとなる。2016年3月5日に開幕した全国人民代表大会（全人代）の冒頭に行われた政府活動報告の中で、李克強首相は今年から始まる第13次5カ年計画の期間を「中所得国の罠」を克服する重要な段階と位置づけ、産業構造の高度化を一段と推進すると述べた。

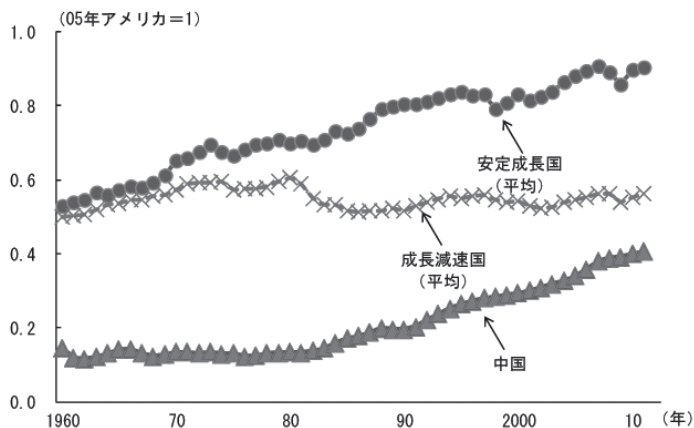
これまでの中国投資パターンから分かるように、素材産業型の業種と、電気機械等の組立加工業種である。一般的には、素材産業型の業種では、大量の資本投下が必要だったこともあり、比較的国有企業が多い傾向がある。一方、加工組立型の業種は、比較的外資との連携が多くみられる分野である。つまり、投資パターンは経済構造を反映して二面的な性格がみられる。

内閣府（2013）によれば、「中国はTFP（全要素生産性）の水準は

9 日本貿易振興会「JETRO 基礎的指標（中国）」による。〈URL=https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/stat_01.html 2017年1月20日最終閲覧〉

低いが、成長減速国とは異なり、TFP 上昇率はプラスの伸びを続けている。すなわち、中国では過剰投資が行われ投資の質が低下した面もあるが、その一方で技術進歩が経済成長を動かすしくみが育ちつつあることがうかがえる。」とした上で、「中国は対内直接投資の GDP 比が高く、外資との合弁をうまく活用して技術導入を行い、TFP を高めてきたことがうかがえる」としている¹⁰。

図3 TFP の推移



(備考) 1. Penn World Tableより作成。
2. 安定成長国：アメリカ、日本、韓国、香港、シンガポールの平均値。
成長減速国：マレーシア、タイ、アルゼンチン、ブラジル、チリ、メキシコの平均値。

出所：内閣府(2013)「世界経済の潮流—中国の安定成長に向けた課題」『2013 年下半期 世界経済報告』第 2-1-4 図より転載。

近年の非製造業の直接投資をみれば、消費地としての魅力は高まっている面もうかがえる。また、製造業の直接投資は減少傾向にあり、

10 内閣府(2013)「世界経済の潮流—中国の安定成長に向けた課題」『2013 年下半期 世界経済報告』, pp.123-124 <http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa13-02/pdf/s2-13-2-1-1.pdf 2017 年 1 月 20 日最終閲覧>

グローバルサプライチェーンとしての位置付けには陰りもみられる。よって今後は「関係国との安定的な対外経済関係を維持することを含め、投資環境の改善を進めていくことが課題である。また、サプライチェーンの中での位置づけをより高度な財や過程にシフトさせていくべく、直接投資の在り方も変わっていく必要があろう」としている¹¹。

投資の効率化や投資の質の向上が成功すれば、より高付加価値のものが市場で評価され消費されることによって成長が期待される。そういう意味において、産業・輸出構造の高度化・多様化は、投資の効率化、質の向上と表裏一体と言えよう。輸出等が拡大することで、成長の押上げに寄与するにとどまらず、技術移転が進み、それが国内投資を喚起することによって輸出構造の高度化が期待される。中国は堅調な直接投資に加え、2001年のWTO加盟をきっかけに貿易取引が急速に拡大した。また、実際の輸出品目の構造において、多様化や高度化がみられ、それが進展することは、持続的な成長を牽引する役割を持つと考えられる。

輸出構造の多様性からみれば、安定的な成長を維持している国は比較優位にある品目の数が比較的多く、成長が減速した国は比較優位を有する財が少ないことが分かる。また、輸出構造の高度化からみれば、安定的な成長を維持している国は経済成長に伴い高度な貿易財について比較優位を有する傾向にある一方、成長が減速した国は比較優位を有する財のうち高度な貿易財の割合は高くない。

中国の輸出構造について、Felipe (2012)によれば、中国の輸出財の多様性はかなり高くなっているが、輸出構造の高度化については水準としてはまだ低い。しかし、所得水準との相対関係でみれば高く、

11 同上, pp.124-125

特に成長減速国と比較すれば、相対的に高くなっている。中国は、労働集約型の産業に強みをもっているものの、経済発展度合いを考慮すると高度化の度合いが高いものについても比較優位性を持っており、安定国に近い¹²。これは、対内直接投資効果もあると考えられる。したがって、中国はこの路線を維持し、こうした多様化をできるだけ保持しつつ、高度化を進めていくことが重要と考えられる。

内閣府（2013）は、国際的なサプライチェーンの中で、中国はこれまで部品等の中間財の提供を受けて組立を行うという位置付けにあったが、組立については、次世代の新興国にシフトしつつある。そのため、中国は中程度の水準の部品等の中間財の供給にシフトしていくというのが一つのシナリオといえと結論付けた¹³。

中国経済の高い成長は第二次産業のシェアの拡大によって支えられている。中国が今後も安定成長を遂げるためには、当面は製造業中心の経済構造が必要であり、第二次産業の生産性を十分に高め、そのちにサービス業への移行を進めていくことが合理的であると考えられる。2007年の時点で、中国の世界の製品輸出に占めるシェアはドイツを上回り、2014年時点では17.9%となり、一大製品輸出国であることは間違いない。その製品輸出の中身をみると、労働・資源集約的製品輸出で31.3%、必要な熟練度・技術水準が低い製品で19.5%、同水準が中程度の製品で13.0%、同水準が高い製品で17.2%となっている。さらに、中国の輸出で大きなシェアを占める電気機械についてみると、必要な熟練度・技術水準が中程度の電機製品で35.9%、同水準が高い電機製品で41.4%、同部品で25.3%と他の国々を圧倒するシェ

12 Felipe, J. (2012) "Tracking the Middle-Income Trap: What is It, Who is in It, and Why? Part 2", *ADB Economics Working Paper Series* No. 307, Asian Development Bank, March 2012.

13 内閣府（2013）, p.128

アを占めている¹⁴。

すでに触れたように、都市化の進展とともに第三次産業の構成比が増していく現象が見られる。これは中国が雇用吸収の圧力に直面しているとも読み取れる。都市移住者の雇用吸収先として第三次産業のウェートが高まっていることが主因と考えられるが、それを回避するには第二次産業を主体とする産業発展を如何に持続させるかが重要であろう。経済成長とともに産業構造が高度化していくことは当然な流れではあるが、13億人口を抱えている中国にとって、当面の課題は如何にして雇用吸収力を高めることであろう。製造業を中心とする第二次産業を主体に置きながら重層的な産業構造を維持したまま都市化を推進すれば「中所得国の罠」を克服していくのではないかと考える。

5 むすびに

本論文の分析において開発途上国の人口成長は外生的な性格をもち、人口転換が急速かつ短期間で起きる言わば圧縮された人口転換という特徴を明らかにした。人口動態統計から、新興国の中間市場あるいはネクストボリュームゾーンの成長ポテンシャルが大きいとしている一方、人口の急成長によって労働市場は大きな雇用吸収の圧力に晒されると分析した。本論文は産業移転を通じたキャッチアップ戦略は雇用吸収には有用であるが、1990年代半ば以降グローバル化時代においては、循環的産業集積のプロセスが都市化の形成をもたらし、都市化推進が新興国の雇用吸収に寄与すると分析した。

14 三菱UFJリサーチ&コンサルティング『中国経済レポート』No.52による。〈URL = http://www.murc.jp/thinktank/economy/analysis/china/china_160323.pdf, 2107年1月10日最終閲覧〉

そして本論文は「中所得国の罠」について、中国を事例に如何に回避するかを検討した結果、製造業を中心とする第二次産業を主体に置きながら重層的な産業構造を維持したまま都市化を推進すれば「中所得国の罠」を克服していくのではないかと分析した。しかし楽観論ばかりではなく、中国が大幅な成長の減速を避け、「中所得国の罠」を回避するには大きな課題を残している。技術進歩の推進、産業・輸出構造の高度化、人材の育成とマッチング、そして都市化の進展と中間層の充実が極めて重要であると考えられる。

本論文は一連の分析を通して、新興国の人口増加の特徴、産業集積や都市化形成の雇用吸収との関連性について一定の結論に結びついたと考えるが、これらの分析は主として演繹的手法によるものであり、限界があることは否めない。よりクリティカルな結論を得るには実証的分析手法は欠かせないと考え、これを今後の課題にしたい。

参考文献

- 経済産業省編 (2013)『通商白書〈2013〉—世界経済のダイナミズムを取り込んで実現する生産性向上と経済成長 (HTML 版)』経済産業省。
〈URL=<http://www.meti.go.jp/report/tshaku2013/2013honbun/i2210000.html> 2017 年 1 月 10 日最終閲覧〉
- 公益財団法人国際金融センター「定期レポート」
〈URL=https://www.jcif.or.jp/member/Member.php?action=SubmitAction&M_Country=1&CC=018&CI=01 2107 年 1 月 10 日最終閲覧〉
- 小島清 (2003)『雁行型経済発展論 [第 1 巻]』文真堂
- 末廣昭 (2014)『新興アジア経済論 キャッチアップを超えて』岩波書店
- 内閣府 (2013)「世界経済の潮流—中国の安定成長に向けた課題」『2013 年下半期 世界経済報告』〈URL=http://www5.cao.go.jp/j-j/sekai_chouryuu/sa13-02/pdf/s2-13-2-1-1.pdf 2017 年 1 月 20 日最終閲覧〉
- 日本貿易振興会「JETRO 基礎的指標 (中国)」
〈URL=https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/stat_01.html 2017 年 1 月 20 日最終閲覧〉
- 園部・大塚 (2004)『産業発展のルーツと戦略—日中台の経験に学ぶ』知泉書館
- 速水佑次郎 (1995)『開発経済学』創文社
- 藤田昌久 (1996)「空間経済システムの自己組織化発展について」大山道広他編『現代経済学の潮流』東京経済新報社

- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「中国経済レポート」No.41 〈URL = http://www.murc.jp/thinktank/economy/analysis/china/china_130626.pdf 2107 年 1 月 10 日最終閲覧〉
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「中国経済レポート」No.52 〈URL = http://www.murc.jp/thinktank/economy/analysis/china/china_160323.pdf 2107 年 1 月 10 日最終閲覧〉
- 安場安吉 (1980)『経済成長論』筑摩書房
- 安室憲一 (2012)「グローバル・マーケティング企業のビジネスモデル」藤澤武史編著 (2012)『グローバル・マーケティング・イノベーション』同文館出版
- 陸 亦群 (2012)「キャッチアップにおける政府の役割と東アジア新興諸国の経験」『研究紀要』第 25 号, 日本大学通信教育部通信教育研究所
- 陸 亦群 (2014)「新興国の都市化とダイナミックキャッチアップ」『研究紀要』第 27 号, 日本大学通信教育部通信教育研究所
- Birdsall, Nancy (1988) , “Economic Approaches to Population Growth,” in H. Chenery and T. N. Srinivasan, eds., Handbook of Development Economics, vol.1, Amsterdam Elsevier, pp.477-542.
- Felipe, J. (2012) , “Tracking the Middle-Income Trap: What is It, Who is in It, and Why? Part 2” , ADB Economics Working Paper Series No. 307, Asian Development Bank, March 2012.
- Hicks, John R. (1960) , the Social Framework, 3rd, eds., Oxford: Oxford University Press.

私道通行権の研究

—公法たる行政法と私法たる民法が交錯する争点をめぐって—

根 本 晋 一

CONTENTS

第1 緒 言

第2 私道通行権の諸類型

第3 “公法”たる建築基準法によって生じた“私道”に関する法律上の諸問題

1 建物の接道義務と位置指定道路および建築基準法第42条2項に基づく 狭隘道路（いわゆる二項道路）

—接道と廃道① 建物が接道する道路を創る作業—

2 道路位置指定の取消し（いわゆる廃道）

—接道と廃道② 接道する建物がなくなった道路を廃道する作業—

3 廃道をめぐる通行紛争の発現形態

(1) 問題の所在

(2) 建築基準法に基づく道路位置指定処分の反射効としての「好意通行」

(3) 確立された判例理論たる「通行の自由権」

(4) 確立された判例理論たる「人格権的権利に基づく通行権」

(5) 法定通行権たる「袋地所有者の公道に至るための他の土地の通行権（囲 繞地通行権）」

(6) 約定通行権たる「通行地役権」

(7) 建築紛争の予防と調整

(一) 自治体の条例に基づく説明義務とADR（裁判外紛争処理）

(二) 説明義務の不履行に基づく信義則違反の主張（通行権行使の否定）

第4 公法規範としての建築基準法と私法上の通行権との関係

—人格権的権利に基づく私道通行権の成立要件の在り方をめぐって—

1 問題の所在

2 人格権的権利と人格権および通行の自由権との違い

第5 結 語 —私道通行権の展望と課題—

【Key Words】

公法と私法・建築基準法と民法・公道と私道・道路位置指定とその取消し・
通行の自由権・人格権的権利に基づく通行権

第1 緒 言

私道とは、概要、国や自治体が所有し管理する公道とは区別される
ところの、私人たる国民が所有し管理する私有の道路である。これに
対して公道は、まさに国民一般の公共の用に供するための生活路であ
ることから、私人たる国民の誰しものが、等しく任意に利用、すなわち
通行する利益を享受、あるいは通行する権利を有している（なお、私
道と公道の区別の前提たる“道路”につき、現行法制上の統一的な定義は存在し
ない。解釈上の概念として、「一般公衆の通行の用に供するための物的施設」なる
用語が存在するのみである。その理由であるが、私道は単なる所有権の範疇の問
題として捉えて、特別扱いをしないが故に「私道法」などの特別法を制定せず、
公道のみ特別扱いをしたからこそ、道路法、都市計画法などの公法規範を制定し
たからである。それ故に、現行法制上、公道と私道に関する明文の定義規定も存
在しないのである）。

この点、私道は、あくまでも特定の国民の所有に属する個人の財産
であることから、日本国憲法における私有財産制の保障と⁽¹⁾、民法の
指導原理の一つである所有権絶対の原則に鑑みて⁽²⁾、私道形成のため
に私有地の一部を供した敷地所有者が管理権限を有し、その承諾なし
に敷地所有者以外の第三者が自由に通行することはできない。しかし
ながら、土地は財産権たる不動産であることから⁽³⁾、取引の対象とさ
れ、任意に分筆や合筆がなされることから⁽⁴⁾、その過程において、恰
も飛び地のごとく、他人の土地に囲まれていて通路と接していない土
地が生じ得る。すると、そこで生活する住人は、好むと好まざるとに
かかわらず、他人の土地の一部を通路として使用せざるを得ない⁽⁵⁾。
かような事態を避けるため、事前に通路を設置してから土地を分筆や
合筆することもあり得る（視点の1）⁽⁶⁾。

また、既往のような、私法上の所有権の限界の問題とは別に、公益

的な見地からの公法上の土地利用規制もあり、防災や人命救助を目的とする進入避難経路の確保の見地から、通路に接していない土地には建物を建てられない。そのため、土地を分筆や合筆をして取引の対象とする場合において、既存の通路が存在しない場合には、通路を形成せざるを得ないため、取引の対象とされる土地の一部を供出させる場合がある⁽⁷⁾。この場合、公用収用とは異なり、供出させられた土地の一部所有権は、国や自治体に帰属することなく、供出した私人に留保されることから、その通路は公道ではなく、私道に分類される(視点の2)。

私道の発生原因は以上の場合に限られるものではないが、既往の例からも理解されるように、私道は様々な原因によって不可避免的に生じるものである。斯様な私道につき、敷地所有者が、私道を通行しようとする者について、任意に通行を承諾している場合は何らの法律上の問題はないが⁽⁸⁾、ひとたび、これを拒絶した場合、通行せざるを得ない者が所有する土地は外界から隔絶された絶海の孤島と化し、交換価値を失ってしまう。このような事態は、法律感情が許すところではないので、土地の便益や公益的見地から、他人の土地を通行し得る法的な地位を法律上保護されるべき利益または権利として認め、法が通路開設を強制する場合もあり得る⁽⁹⁾。

もっとも、その場合、通路開設を強制される側からすると、その私有財産(所有権)に対する重大な法律上の制限に他ならないことから⁽¹⁰⁾、斯かる制限を正当化する合理的な根拠を必要とすることは論を俟たない。以上説明したことから理解されるように、私道は、敷地所有権が私人に留保されていることから、公道のように通れて当たり前という理屈で片づけることはできないので、その成否について、つねに敷地所有者と通行者の緻密な利益衡量を必要とする。

本稿は、既往のような問題点を背後に抱えている私道通行権につき、

単なる所有権の限界の問題として民法解釈のみで解決し得る視点の1の論点ではなく、私法たる民法のみならず公法たる行政法との学際的な検討なくして解決し得ない視点の2の論点について、現時点における学説や判例理論の到達点を明らかにして⁽¹¹⁾、あり得るモデルケースを設定するなどして、その射程を探ろうと試みるものである（なお、必要に応じて視点の1に関する論点にも触れる）。

註（1）日本国憲法第22条1項の解釈について、同条項は、狭義の職業選択の自由の保障の裡に、選択した職業を遂行する自由、すなわち営業の自由の保障をも含むと解するのが通説・判例である。また、同法第29条1項は、個人の具体的な個別財産の私有を保障するのみならず、私有財産制を保障しており、制度としての資本主義経済体制、つまりは不動産や法人の私有をも保障していると解釈するのが通説・判例である。以上のように、職業選択の自由の保障と私有財産制の保障が相俟って、動産や不動産、その他の財産権の自由な私法的取引を基本的人権の一つとして保障しており、その授權による具体化が、民法典の財産編や商法典などの私法法規なのである。

（2）民法（私法）の指導原理の捉え方については諸説あるところ、それらを争いのないところでアウフヘーベンするのであれば、つぎのように構成される。まずは、権利能力平等の原則が大前提となり、そこから私的自治の原則が導かれ、これが、債権法の方面においては法律行為自由の原則（契約自由の原則）として派生し、物権法の方面においては所有権絶対の原則として派生し、資本主義的な自由取引競争を制度として体现していると構成される。

（3）民法第86条

（4）不動産登記法第39条。なお、一筆の土地相互間の境界を筆界といい、登記可能な土地の単位を筆（ひつ）というが、それは土地所有権がおよぶ一つの単位を現わした概念ではない。それ故に、一筆の土地の一部を時効取得することも可能と解するのが通説・判例である。

（5）民法第211条に規定されている袋地所有者の圍繞地通行権などの法定通行権を、講学上、相隣関係といい、個人の財産権に内在する当然の法律上の制約としての、土地所有権の限界を画する調整規定と位置付けられている。

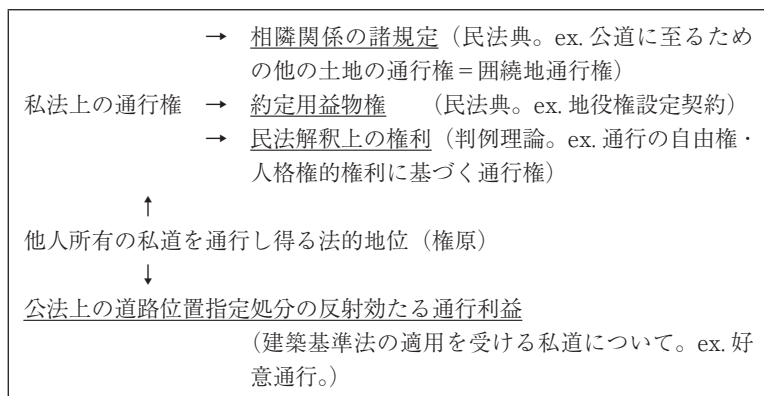
（6）通路を沿道所有者の共有となし、共有者各人が私道についての共有持分権を取得し、その持分に依じて私道全体を使用することができるとする態様や、私道自体を沿道土地とは別筆となし、それを更に小さく分筆し、各々を沿道所有者各人に個別に帰属させる態様もあり得る。その場合、沿道の自己所有地から離れた場所に私道の一部

所有権を持たされることが散見される。そうすれば、沿道所有地と接続する私道の一部所有地を、自己の敷地内に取り込んで専用使用するという弊害を回避することができるからである。

- (7) 建築基準法の道路位置指定処分に基づく私道が、これに該当する。例えば、一筆の土地を複数に分筆して分譲する場合など、もともと道路がなかった場合には道路を新設し、もともと道路があるが、それが法定の道幅 4m 未満であれば、それを法定の道幅まで拡幅し、もともと道路があるが、それが法定の道幅 4m 未満であり、しかも、既に沿道に建物が並んでいた場合には、もはや拡幅することはできないことから（狹隘道路）、これを 4 m あるものとみなし（みなし道路）、既存の建物が現行の建築基準法に違反する違法建築（いわゆる既存不適格）にならないように配慮している（同法第 42 条 2 項。いわゆる二項道路）。なお、既存建物を取壊して新築する場合には、当該新築建物については道路中心線から 2m の幅を設けて建築しなければならない（いわゆるセット・バック）。そうすれば、沿道の建物の建替えが進むにつれて、そこに幅 4m の法定幅員を持つ私道が漸次できあがってゆくからである。なお、二項道路については、法が強制的に道路位置指定をなし沿道所有者の敷地所有権を著しく制限する場合もあるので（一括指定）、後々第 3-3-(1)において指摘するような問題を生じるのである。
- (8) 設定当事者間の同意を必要とする約定の通行権として、民法第 280 条所定の通行地役権の設定が考えられる。
- (9) 第 2 において後述するが、地役権は、土地所有者の便宜のためではなく、飽く迄も土地そのものの便益、つまりは利便性を高める目的で設定される民法上の法定用益物権である。これに対し、建築基準法に基づく建物の接道義務（セット・バック）は、防災や人命救助を目的とする進入避難経路の確保という公益的規制である。
- (10) 私法的に考察すると、所有権絶対の原則に対する相隣関係の規制という理解になるが、公法的に考察すると、基本的人権たる個人の私有財産権に対する、公共の福祉（日本国憲法第 13 条）に基づく制約という理解になる。
- (11) 主に、判例理論として形成されつつある、第 3-3-(4)において説明するところの、人格的権利に基づく私道通行権の成否という論点が、これに該当する。なお、岡本詔治教授の「通行権裁判の現代的課題」（信山社 2010 年）が、この論点のみならず、私道通行権に関する法律上の諸問題についての体系的著作としては最新であると思われる。判例や通説と異なる私見を多数披露されているが、判例や通説の内容や問題点を緻密に分析され、その上で自説を構成されているので、示唆に富むばかりでなく、非常に理解しやすい。

第2 私道通行権の諸類型

第1「緒言」において簡潔に説明したことをチャート化すると、概ね次のようになる。



各類型の内容について、詳しくは、第3-3「廃道をめぐる通行紛争の発現形態」にて説明するので、ここにおいては、各類型の相互関係に絞って解説をする。思うに、自己所有の私道を通行し得ることは、単なる所有権の行使に他ならないので⁽¹²⁾、何らの問題を生じない。他人所有の私道を通行するためには、何らかの権原を必要とするべきところ、その権原如何、そして、それら権限の相互関係如何が問題となる。

この点、大別すると、私法上の通行権と公法上の行政処分の反射効としての通行利益（善隣関係に基づく無償の好意通行）に区別される。他人の土地を自己のために使う以上は無償の好意通行が基本であり、敷地提供者からの廃道要請があれば、無償使用者はこれを拒むことはできない。無償使用者側において、廃道要請を拒むのであれば、提供者に受忍義務を発生させるべき権利があると主張せざるを得なくなり、それが私法上の通行権である。これについては、まず、私的所有権（民

法第 206 条) の内容と行使の両面に対する公共の福祉 (日本国憲法第 13 条) に基づく制約として、民法は、所有権の限界を具体化する条項として相隣関係と題する諸規定を整備している⁽¹³⁾。これらの規制は、所有権にもともと内在する限界を現したに過ぎないことから、国家による損失補償を必要としないのみならず⁽¹⁴⁾、条文所定の要件が備われば、法律上当然に発生する。このような、当事者間の合意を不要とする通行権を法定通行権という。

つぎに、他人に通行されてしまう土地を承役地、そして承役地があることによって利便性を高められる土地を要役地と位置づけて、承役地所有者が要役地所有者との間において要役地を通行する旨を合意する契約を (通行) 地役権設定契約という⁽¹⁵⁾。民法典は、地役権を、地上権⁽¹⁶⁾ や永小作権⁽¹⁷⁾ と並ぶ用益物権の一つと位置づけ、また、相隣関係のような所有権に対する内在的な制約の現れでもないことから、設定当事者間の合意を成立要件とするのみならず (約定通行権)、これを有償とすることも可能と解するのが一般である。

そして、私法上の権利における最後に、確立された判例理論としての通行の自由権⁽¹⁸⁾ と人格権的権利に基づく私道通行権⁽¹⁹⁾ について触れる。これらの通行権については、つぎに説明をする建築基準法上の道路を通行する利益との関係を論じることなしに、その内容や行使要件を議論することは得策ではない。もちろんのこと、通行権主張者側において、公法上の通行利益の存在を主張することなく、いきなりにも通行の自由権や人格権的権利に基づく通行権を主張することも論理的にはあり得ようが、通常においては考え難い。けだし、かりに、通行の自由権や人格権的権利に基づく通行権の主張の根拠として、そこを通行することが生活上不可欠であることを理由とするのであれば、行政処分の反射効としての通行利益を主張する場合と重複するの

で、事実上の蒸し返しともなり得ることから、通行紛争の一挙抜本的解決の見地からは、何れの主張をも重疊的に主張し得るとすることは、信義に悖るとの誹りを受ける可能性があるからである。

以上説明したところから分かるように、確立された判例理論である通行の自由権や人格的権利に基づく通行権の主張の在り方、つまりは、他の権利主張と並行して構わないのか、それとも、通行利益の主張が否定された場合には、それと趣旨を同じくする人格的権利に基づく主張も否定されるので、もはや主張できないのかについては、議論が未だにアウフヘーベンされていないので、この関係性について一定程度の管見をまとめておく必要がある。この点については、第4「公法規範としての建築基準法と私法上の通行権との関係」の箇所において説明をする。

さいごに、行政処分の反射効としての通行利益を主張する場合について説明をする。問題の所在であるが、道路位置指定処分に起因して自己所有地側にセット・バックした結果、そこに歩道状の空地、すなわち通路が生じることから、沿道所有者のみならず第三者も、そこを自由に往来する法律上の利益を有するという判例理論が確立されているところ、この判例理論と、私法上の人格権的権利に基づいて通行権を主張する場合の根拠が同じなのか違うのかを検討しなければならない。これについても後述の第4において説明をする。

註 (12) 民法第206条

(13) 同法第209条乃至238条

(14) 日本国憲法第29条3項

(15) 民法第280条

(16) 同法第265条

(17) 同法第270条

(18) 最判昭和39年1月16日民集18巻1号1頁。ただし、公道たる村道に関する事案であることに注意を要する。

(19) 最判平成9年12月18日民集51巻10号4241頁、同平成12年1月27日判例時報1703号131頁。

第3 “公法”たる建築基準法によって生じた“私道”に関する法律上の諸問題

1 建物の接道義務と位置指定道路および建築基準法第42条2項に基づく狭隘道路（いわゆる二項道路）

—接道と廃道① 建物が接道する道路を創る作業—

第1「緒言」と註(7)において触れたように、建築基準法は、防災および人命救助を目的とする進入避難経路の確保の見地から、建物が適法に存立するためには、必ず幅員4m以上の道路に2m以上接道していなければならないと規定し⁽²⁰⁾（かような接道義務を果たすための道路を位置指定道路という）、これが充足されない場合には、建物を新築・建替えすることができず（つまりは、建築確認済証が出ない）、既存建物については現状維持が可能なものの、既存不適格として違法建築物となり、以後における同条件での建替えが不可能となる（もっとも、建築条件を現行法規に適合させれば再建築可。より小規模な建物になる）。

繰り返しとなるが、建築現場実務としては、一筆の土地を複数に分筆して分譲する場合など、もともと道路がなかった場合には道路を新設し、もともとの道路があるが、それが法定の道幅4m未満であれば、それを法定の道幅まで拡幅し、もともとの道路があるが、それが法定の道幅4m未満であり、しかも、既に沿道に建物が並んでいた場合には、もはや拡幅することはできないことから（狭隘道路）、これを4mあるものとみなし（みなし道路）、既存の建物が現行の建築基準法に違反する違法建築（いわゆる既存不適格）にならないように配慮している⁽²¹⁾（いわゆる二項道路）。なお、既存建物を取壊して新築する場合には、当該新築建物については道路中心線から2mの幅を設けて建築しなければならない（いわゆるセット・バック）。そうすることにより、沿道建物の建替えが進むにつれて、そこに幅4mの法定幅員を持つ私道を漸次

創り上げてゆくスキームをとっている。換言すると、建物が接道するべき道路を作り上げてゆく作業である。

かような“二項道路”の法的性格につき、国または自治体が道路敷地提供者の所有権を強制的に徴求する公用収用ではなく、所有権は飽く迄も沿道所有者に留保しつつ、防災および人命救助を目的とする進入避難経路の確保の見地から、この目的に背馳する使用・収益・処分の各行為を不可能とした点に特徴がある（要するに通路以外の使用を禁止している）⁽²²⁾。このように、道路敷地の管理所有者が私人であることから、二項道路は公道ではなく、飽く迄も私道に分類されるのである。

註 (20) 建築基準法第 43 条 1 項

(21) 同法第 42 条 2 項

(22) 同法第 44 条乃至 45 条

2 道路位置指定の取消し（いわゆる廃道）

—接道と廃道② 接道する建物がなくなった道路を廃道する作業—

これから述べることは、1. の“接道”とは反対に、接道するべき建物がなくなった場合、または既存建物について接道する必要がなくなった場合において、“廃道”することにより、道路敷地所有権に対する公法上の制限を取消す作業についてである。換言すると、接道するべき建物がなくなった道路を廃道する作業である。

既往の経緯によって発生する私道たる二項道路につき、沿道建物が取壊されて滅失し、または合筆されて別の私道や公道にも接道することにより、当該二項道路なくして接道義務を果たせるようになった場合には、当該私道についての道路位置指定を取消す旨の行政処分（廃道）を、当該二項道路を管轄する都道府県市町村の長に対して請求することができる⁽²³⁾。この場合、沿道所有者は、互いに道路中心線か

ら2mセット・バックしているところ、一方所有者は廃道によって敷地使用制限がなくなることから、実質的に自己の所有地が拡大されるため、是非とも廃道したいと望むのであるが、他方所有者は、既存二項道路の他に別の新たな接道を確保しながらも、既存二項道路を維持した方が、恰も角地のように出入口が多数確保できることから有利なため、廃道に応じないケースが考えられる。

この点、もし建築基準法に国や自治体を主体とする廃道処分命令によって廃道を強制できる旨の規定があればよいのであるが、残念ながら、かような規定は存しない。そのため、他方所有者のごね得が許されてしまうのが現状である。斯様な事態は、二項道路につき、道路を創る作業が一括指定という形で沿道所有者に強制されることに鑑みると、要するに、“創る方は強制で、無くす方は任意”ということになるので著しく不均衡であり、これを是正しないことは法の欠缺に他ならず、立法的不作為でもある。このことが、次の3-(1)において触れるような問題を生じさせている。

註(23) 同法第42条

3 廃道をめぐる通行紛争の発現形態

(1) 問題の所在

沿道所有者が相互的にセット・バックして道路敷地を提供することにより、互いの建物の接道義務を果たしている場合において、一方所有者は廃道によって敷地に対する使用制限がなくなることから、廃道を望むのに対し、他方所有者は、複数の接道が確保されることにより敷地の利便性が高まることから、廃道に応じないばかりでなく、却って第2の「私道通行権の諸類型」において指摘した私法上の通行権の存在をも併せて主張し、当該二項道路の無償使用利益を

既得権、つまりは私法上の“権利”として確保しようと試みることさえ可能となる（以下、この問題点を「筆者が懸念する事案」と呼称する）。

このような弊害は実際に発生しているところ、道路位置指定処分の反射効として、偶々、セット・バック部分と化した歩道状空地を事実上通行できていたに過ぎないはずのところ（無償の好意通行）、一方所有者の道路位置指定の取消し請求を契機として、却って他方所有者の無償使用権行為を“権利”として公認してしまう不合理を、果たして法が許しているのか否かが問題となる。この点、両者は別異の法領域に関わる別個の問題であることから、切り離して捉えることも理に叶うのであり（公法私法峻別論）⁽²⁴⁾、既存の接道の利益を手放したくない他方所有者が私法上の通行権を主張することも、論理的には十分に可能である。それ故に、かりに私法上の権利主張を制限するのであれば、十分な説明がなされなければならない。

註（24）最判昭和37年3月15日民集16巻3号556頁は、私道通行権につき、公法私法峻別論を採用した判決と理解されている。

（2）建築基準法に基づく道路位置指定処分の反射効としての「好意通行」

判例・通説が、今日までに認めてきた私道使用権原は、公法上の行政処分の反射効としての通行利益（無償の好意通行）と私法上の通行権に区別される。他人の土地を自己のために使う以上は、善隣関係に基づく無償の好意通行が基本であり、通路敷地提供者からの廃道要請があれば、無償使用者はこれを拒むことはできない⁽²⁵⁾。

既往の理を前提として、かりに無償使用者側において、敷地所有者からの廃道要請を拒むのであれば、敷地所有・提供者側に使用受忍義務があると主張せざるを得なくなるところ、それが、（3）～（6）において説明するところの、私法上の各通行権である。

註（25）東京高判昭和49年1月23日東京高民時報25巻1号7頁など

(3) 確立された判例理論としての「通行の自由権」

もっとも、(2)において説明をした事実上の通行利益は、単なる公法上の反射効に止まらず、私法上の法益に昇華される場合があり、建築基準法の適用を受ける私道についてのみ認められる通行権、つまりは“通行の自由権”と構成し、通行を妨害する私道の敷地所有者の行為に対し、物権的請求権に類似した妨害排除請求や、不法行為に基づく損害賠償請求（民法第709条以下）をなし得る余地を認めるのが判例である⁽²⁶⁾。

ただし、かような請求権は、セット・バック義務者、つまりは敷地提供者の所有権に基づく物権的請求権の行使を著しく制限することから（飽く迄も他人の所有地を通行する権利である以上）、容易に肯定することはできないという点では争いが無い。つまりは、通行者にとって、その通行が日常生活上不可欠であることや、その通行が敷地所有者に著しい損害を生じさせないということは、外すことができない重要な要件と考えられている。ゆえに、飽く迄も例外的な通行権であり、原則的には道路位置指定の反射に過ぎないことから、セット・バックがなされているから当然に通行できるし、それを妨げられることもないと思えるのは早計であることに注意すべきである。

筆者が懸念する事案との絡みで考えてみるに、概して通行の自由権が成立する可能性は低いと思われるが、想定される事案について検討する余地はあろう。

註 (26) 前掲註 (18) の最判昭和39年など

(4) 確立された判例理論たる「人格権的権利に基づく通行権」

建築基準法に基づく道路位置指定の反射的效果として、セット・バック用の敷地提供者間において、相互に提供地を通行するための利用権設定契約を締結していなかった場合であったとしても（もっとも、通常

は締結されていないと思われる)、必要な限度においての通行の自由を認める余地があることはすでに説明した通りである。通行の自由とは、具体的には、消極的に廃道に同意しないことのみならず、積極的に、廃道を望む敷地提供者がセット・バック部分に建物や工作物を設置するなどした場合において妨害排除請求をなし得ることを意味する。

もっとも、その理論的根拠や成立要件如何については議論の余地があり、下級審判決の内容も区々であったところ、前掲最判平成9年12月18日は、つぎのように判示して、従来までの議論をある程度止揚した。その要旨であるが、「…建築基準法42条1項5号の規定による位置指定を受け、現実に開設されている道路を通行することについて、日常生活上不可欠の利益を有する者は、右道路の通行を敷地の所有者によって妨害され、または妨害されるおそれがあるときは、敷地所有者が右通行を受忍することによって、通行者の通行利益を上回る著しい損害を被るなどの特段の事情のない限り、敷地所有者に対して右妨害行為の排除および将来の妨害行為の禁止を求める権利（人格的利益）を有する。…」というものであった⁽²⁷⁾。

そのポイントであるが、①現実に道路として開設されている使用の事実があり、②ここを通行することが日常生活上不可欠であること、③敷地所有者が通行を受忍することにより、通行者の通行利益を上回る著しい損害を蒙るなどの特段の事情が存在しないこと、という要件が備わったと認定された場合には、通行者による妨害排除や妨害予防請求を肯定し得る余地を認めたこと、そして、その根拠を人格権ではない“人格権的権利”に求めた点にある。

なお、近年問題とされている自動車通行の可否につき、前掲最判12年1月28日は、既往の最判平成9年を引用しつつ、自動車通行を確保する目的でなされた、通路内に設置された金属製ポールの撤去請

求を否定した。判旨であるが、当該私道は、もっぱら徒歩または二輪車による通行に供されてきた未舗装路であること、しかも原告は、本件私道の沿道地を賃貸駐車場として利用する目的で撤去を求めているに過ぎないことなどを認定し、原告側に本件私道を自動車で行き通す日常生活上不可欠の利益があるとはいえないことを理由に、本件撤去請求を否定したのであった⁽²⁸⁾。

斯かる理を筆者が懸念する事案との絡みで考えてみるに、新たな公道との接道が確保され、しかも公道沿いに正面玄関と車寄せが設置されている状況においては、わざわざ他人の敷地提供部分たるセット・バック部分を行き通し、裏口から人や自動車の出入りを確保しなければならない理由はなく、しかも、本件沿道建物は法人所有のショールーム的な機能を有しており、営利目的に供されていることを否定できないことに鑑みると、到底、本件私道を行き通すことが個人の生活上不可欠であるとはいえないと思われる。

しかしながら、公道と接道する合筆前の旧沿道所有者が、道路位置指定の反射効を利用してビルトイン駐車場を設置していた事実があり、公道との接道が確保された合筆後において、新所有者が旧所有者の通行地役権を承継したと主張して、現実に沿道に新建物を建築し、そこに裏口たるシャッター付きの広い勝手口を設け、本件私道を事実上使用しているとなると、旧所有者時代において、廃道を希望する沿道所有者が、その使用を黙認していた事実の有無が争点となる余地があるので、なおも検討の余地があろう。

註 (27) 前掲註 (8)

(28) 同上。通行権の存否全般にかかわることであるが、民法をはじめとする関連諸法は、その制度時期が明治維新时期から第2次大戦後暫くの間であったことに鑑みて、徒歩または二輪車の通行を前提として構成されており、四輪車は想定外であった。モータリゼーションの高度な発達により、自動車が庶民化し、一家に1台所有が常識となっ

た現代社会において、人口が都市部に集中し、居住用地が不足し、手狭になるに至ったが故に、「徒歩または二輪車にみならず自動車の通行をも認め得るのか」なる争点が新たに顕現したのである。

(5) 法定通行権たる「袋地所有者の公道に至るための他の土地の通行権（囲繞地通行権）」

これは法律上当然に発生する通行権であることから、その発生要件が備わる事案においては、原則として既述の通行の自由権や人格権的権利に基づく通行権を検討する必要はない。もっとも、例外的事態として、囲繞地通行権に基づいて通路が開設されたとしても、これが建築基準法所定の幅員を充足していなければ、なお建築不可になるので、建物建築についてはなおも囲繞されていると考えて囲繞地通行権を主張する余地、または次に説明をする通行地役権の設定により、これを拡幅する余地があり得ることに注意するべきである。

いわゆる囲繞地通行権とは、ある土地が他人の所有地または海岸・崖地等に囲まれ、公道に接していない場合において、囲まれている土地の所有者が他人の土地を、公道に至るまで、その承諾なしに通行することができる権利である⁽²⁹⁾。囲まれている側の土地を袋地（ふくろち）といい、囲んでいる側の土地を囲繞地（いようち）という。また、土地の一部が海岸・崖地に囲まれているために公道に接していない土地を準袋地という。平成16年度民法現代語化改正作業に際し、袋地なる用語は「他の土地に囲まれて公道に通じない土地」、そして囲繞地なる用語は「その土地を囲んでいる他の土地」と換言されたが、改正後においても従前どおりに、袋地や囲繞地なる用語を用いることに何らの差し支えはない。因みに、斯かる通行権は、所有権の限界を画定した相隣関係の一つとして位置づけられているところ、通行権者は囲繞地を有償にて、必要最小限の方法により、法律上当然に通行する

ことができるが、例外として、土地の一部が他人に譲渡され、または共有物が分割されたことにより袋地を生じた場合には、譲渡または分割前の土地にのみ無償の通行権が認められる。

既往のような性質に鑑みると、袋地について新たに接道が確保された場合、例えば、袋地と隣接する道路に接する土地の所有者が、袋地を売買や遺産相続などにより取得すれば、袋地への接道が確保され、袋地ではなくなることから、囲繞地通行権の成立要件を欠くことになるので、法律上当然に斯かる通行権は消滅する。囲繞地所有者が袋地を取得した場合においても同じ結論となる。したがって、既に新たな接道が確保され、道路位置指定を維持する利益を失った私道の沿道所有者が、「公道に至るための他の土地の通行権（囲繞地通行権）」を行使することにより、他の沿道所有者が提供しているセット・バック部分を通行できる余地はないので、筆者が懸念する事案においては、ひとまず埒外とされようが、近年問題とされている自動車通行について、新たに接道した道路の幅員が狭く、自動車の通行に供し得ない場合には、なおも囲繞されていると捉えることも可能なので、念のため検討する余地があろう。（註（28）参照）

註（29）民法第210条

（6）約定通行権たる「通行地役権」

地役権とは、民法典に明文が存する典型の用益物権の一つであり、地役権者と地役権設定者の間における設定行為において定めた目的にしたがい、他人（設定者）の土地を自己（地役権者）の土地の便益に供する権利である⁽³⁰⁾。ここにいう便益とは、地役権者の属人的な利便でなく、土地そのものの客観的な使用価値を高めることを意味する。斯かる理は、民法典所定の地役権が、物が人の利便性を高める人的役

権ではなく、物の価値を高める物的役権である所以である。地役権が設定された場合、便益を供する側の土地を承役地（しょうえきち）、便益を受ける側の土地を要役地（ようえきち）という。なお、民法典は、地役権の一般的な成立要件を規定するほか、具体的な類型としては用水地役権のみを規定しているところ⁽³¹⁾、引水地役権以外の類型を否定するものではなく、眺望地役権、送電線地役権、湧水池地役権、浸冠水地役権（遊水地地役権）などの実例が多数存する。通行地役権も、その一類型である。

これを、筆者が懸念する事案との絡みで考察してみると、幾つかのパターンにおいて検討する余地がある。まず、道路位置指定がなされたことにより形成されたセット・バック部分について、セット・バック部分を挟んで対置する沿道所有者は、セット・バックとして供出した土地を互いに利用し合う通行地役権を相互に設定したという意味において、自己の供出部分を承役地とする地役権の設定を黙示の裡に承諾していたと構成することが考えられる。

この点、二項道路については、建築基準法が昭和 25 年 11 月に制定・施行され、その施行令において、その時点において既に存在した狭隘道路・細街路については二項道路として強制的に一括指定したことに鑑みると（因みに、建築基準法の前身は市街地建築物法であり、セット・バックの前概念が建築線であった。計測単位として尺貫法が用いられているなど旧態依然としていたことから、建築基準法の制定により一新されたものである。因みに細街路は 2 間幅（3.6m）が一般であったことから、建築基準法の要求である 4m に不足するので、これを無理矢理 4m とみなし、二項道路として一括指定し、道路以外の目的での使用を禁止したことが、結果としてセット・バック部分の通行を事実上の既得権と化したことから、今日に至るまでの不条理を生じさせていることを忘れてはならない）、承役地とされる敷地所有者が自ら進んで承諾

したとはいえないことから、ただちに黙示の承諾ありと擬制することはできないが、その後の私道の使用状況如何、例えば、新たな接道が確保される合筆前の土地の一部が、セット・バック部分を唯一の接道とする土地であったと仮定して、近年問題とされている自動車通行に関し（註 28 参照）、そこにビルトイン駐車場が建設され、それについて特段の異議を述べなかった場合など、事案によっては事後的に承諾したと認定される場合も考えられるので、想定される事案について検討する必要がある。

つぎに、黙示の承諾が認定されなかった場合において、地役権を時効取得したと構成することも考えられる⁽³²⁾。もっとも、地役権の時効取得については、民法典に明文規定が置かれているところ、同条を限定解釈し、他人所有地を単に通り抜けている事実だけでは足りず、「通路」が開設されていることを要し、しかも、その通路が、これを積極的に必要とする要役地所有者自身によって承役地上に開設されたことを必要とするのが判例・通説であることから⁽³³⁾、ただちに時効取得の成立を肯定することは困難であろう。もっとも、事後的に、私道が改修され、拡幅され、あるいは、既往の例のように、ビルトイン駐車場が建設された場合など、その時点から取得時効を起算することも考えられるので、この点についても検討する余地がある。

註 (30) 民法第 280 条

(31) 同上

(32) 同法第 283 条

(33) 最判昭和 33 年 2 月 14 日民集第 12 卷 9 号 1492 頁

(7) 建築紛争の予防と調整

(一) 自治体の条例に基づく説明義務と ADR（裁判外紛争処理）⁽³⁴⁾

廃道を拒否する沿道所有者により、道路使用の既成事実が作り上げ

られてしまうと、例え訴訟に至った場合であったとしても、裁判所が現状追認的な判断をする恐れがあることから、これを未然に防止するためにも、隣接および近隣の住民との事前の話し合いが非常に重要となる。

この点、自治体の条例レベルにおいて⁽³⁵⁾、法令が定める一定規模以上の建物の建築主に対し、隣接および近隣の住民に対する建築内容の事前の説明義務を課し、その履行を建築確認済票の交付、つまりは建築確認の要件とすることにより、合意の存在を担保している⁽³⁶⁾。通常は、建築基準法および他の建築公法に適合する設計がなされていることは当然として、その他に、既存の隣接および近隣住民の日照、通風、眺望、プライバシーの保護などが意見として出されることが多いので、これを反映した設計に変更される事例が想定されるところ、筆者が懸念する事例、つまりは、他の接道が確保されたことにより、既存の接道が不要となった結果、廃道の余地を生じることもあり得ることから、廃道が説明に対する同意の条件となることも十分に考えられるところである。

もっとも、通常の事例のみならず筆者が想定する例外的な事例についても、当事者間の努力のみでは合意が形成困難なケースも多々あり得るところ、その場合への法的な対処如何が問題となる。この点、既往の条例に規定された自治体の建築紛争審査会が主導する、あっせんと調停がADR、すなわち裁判外紛争処理の方途として規定されている⁽³⁷⁾。まずは建築指導課の職員、多くの場合は一級建築士の資格を有する職員（課長級）があっせん人となるあっせんがなされ、これが不調に終わると、それで打ち切りとなる場合もあるが、つぎの手立てとして、これに、建築法規に詳しい弁護士などの法曹資格を有する外部の委員を調停委員として参画させる調停に移行することもある。ここに至ると、建築主側が代理人弁護士を同伴するケースも増えるので、訴

訟のリスクと費用の浪費などが合理的に勘案され、既存住民の利害得失が考慮された設計に変更され、あるいは損害賠償以外の代替案が提示されることが多い（金銭的補償問題は取扱わない旨、念を押されるのが通例）。

註 (34) Alternative Dispute Resolution の略語である。この点、「裁判外紛争解決手続の利用と促進に関する法律」（平成 16 年 12 月 1 日法律第 151 号）が制定・施行されており、本法の趣旨を生かすため、各法令上に ADR 手続きが規定され、その利用が促進されている。

(35) 東京都内を見てみると、例えば、千代田区中高層建築物紛争予防調整条例などがある。

(36) 同条例第 6 条

(37) 同条例第 7 条、第 9 条

（二）説明義務の不履行に基づく信義則違反の主張（通行権行使の否定）

（一）において説明したように、誠実な建築主であれば、条例を遵守して、事前の説明義務を尽くすであろうが、（一流のゼネコンであったとしても）そうでない建築主も存在するのが現実であり、集合住宅の窓口に居る管理員や警備員への突然の訪問と簡単な説明や、凡そ条例が求めている資料とはほど遠い、極めて簡潔な図面などを 1 枚程度手渡したのみで、そのみを以て説明したとの前提のもと、その日のうちに建築届出済証の交付、つまりは建築確認を申請し、これを取得してしまうケースも散見される。筆者が懸念する事例において、現実には生じたケースであった。

そうすると、話し合いがなされていないも同然であることから、当然のことながら、竣工間際、あるいは竣工してから初めて、隣接および近隣住民との間において、プライバシー侵害等のみならず廃道の機会喪失などの建築紛争が発生する。その場合、建築主は、建ててしまった者の強みとして、容易に既存住民の要望に応じないことから、事の成り行きとして当然に、訴訟に移行することが想定されるところ、その場合、建築主側の主張や反論に対しては、その権利行使を⁽³⁸⁾、信

義誠実の原則⁽³⁹⁾に違反することを理由に否定することも充分に考えられる。まさに伝家の宝刀、葵の御紋に相当する最後の手段であるが、一般条項による権利主張の否定は、斯様な場合にこそ機能するべきと考えるが、如何なものであろうか。

註(38) 例えば、廃道が不可避である事例において、他に接道が確保されたにもかかわらず、なおも通行地役権を主張して、旧接道をも既得権として確保しようとする主張など。このようなケースでは、そもそも建築主による事前の説明等が不十分であることが散見される。

(39) 民法第1条2項

第4 公法規範としての建築基準法と私法上の通行権との関係

—人格権的権利に基づく私道通行権の成立要件の在り方をめぐって—

1 問題の所在

前掲最判平成9年と同平成12年により、他人の通行権の存否が問題とされる建築基準法上の私道、つまりは、セット・バック部分の通行の可否につき、(殆どの事例がそうであるように)利用権設定契約が締結されていない場合においても、単なる道路位置指定の反射効として事実上通行する利益があるのみならず、一定の場合には“通行の自由権”に昇華される場合があり、さらには“人格権的権利に基づく通行権”にまで昇華される余地があることが、判例理論として確立された。しかも、同平成12年は、分譲等によって生じる接道のない土地を解消するため新たに私道を開設して道路位置指定を受けた場合(所有者による私道開設意思がある場合)のみならず、既存の狭隘道路について行政が強制的に二項道路として道路位置指定をなし(一括指定)、強制的にセット・バックさせて敷地を供出させた場合についても既往の判例理論がそのまま妥当すると判示し⁽⁴⁰⁾、その射程を拡張したことから、他人所有地の通行権が認められる余地は拡大したといえる。

しかしながら、新設道路と一括指定によって道路位置指定を強制された既存の二項道路にいずれについても、単なる反射効が法律上保護される利益（法益）に昇華される余地を認めることは論を俟たないとしても、判示によると、私道通行権の根拠とされる“人格権的権利”とは、一方においては、従来からの確立された判例理論としての“通行の自由権”とは同根ではあるも別次元の異なる権利であり、他方では、従来からの確立された判例理論としての“人格権”と同様もしくは類似してはいるものの、同一の権利ではないと読むことが可能であることから、事案の詳細を異にする具体的事案への対処を考えた場合、その射程は未だに判然としないといっても過言ではない。そこで、この点について、管見のおよぶ限り、これまでの先行業績を涉猟して検討する。ただし、紙幅に関係から詳細は次稿に譲り、メルクマールなどの基本的な視点のみの指摘にとどめることをお断りする。

註（40）前掲註（8）の最判平成12年。

2 人格権的権利と人格権および通行の自由権との違い

人格権概念との比較であるが、人格権自体が解釈上の概念であり、一義的とはいえないことから、争いのないところで抽象化して比較する。

最広義の人格権とは、公法私法を問わず、個人の人格的利益を保護するための権利の総称である⁽⁴¹⁾。その条文上の根拠については明文規定がなく、私法領域においては、不法行為法における被侵害利益の一つとして位置づけられ、民法第709条の「法律上保護されるべき利益」すなわち法益に該当するとされ、公法領域においては、日本国憲法第13条後段所定の「幸福追求権」に含まれる新しい人権の一つとして位置づけるのが通説・判例である。その法的性質であるが、私権としてのそれに限定していうと、属人的な一身専属権に近い性質を有

すると考えられているが故に、相続性や譲渡性が否定され、第三者による援用も否定するのが一般である。

したがって、もし、人格権的権利に基づく通行権を、人格権に淵源する通行権と構成するとなると、通行権が属地的な物的役権であることに鑑みると、前主の土地を譲り受けた後主は、自己固有の権利として、前主の下での解決内容にかかわらず、新たに自己固有の人格権的権利への侵害ありとして再度法律上の紛争となり、蒸し返される恐れがあるように思われる。果たしてそれでよいのか、疑問を払拭できない。

また、人格権的権利に基づく通行権とは別異の権利である通行の自由権は、私道形成の故事来歴、利用実態の現状や変化、位置関係などの地理的状况などの客観的事実を主な考慮要素として通行権の存否を検討するところ、人格権的権利の内容を人格権から派生した通行権と捉える限り（いわゆる人格権的構成）、その考慮要素は専ら属人的な個人的事情に限られるので、両者の保護法益は別異となり、双方の権利主張は両立し、競合するとも考えられる。囲繞地通行権や通行地役権の主張とも同じ理由から両立し、競合するとも考えられる。さらには、道路位置指定やその取消し制度とも趣旨を異にする別異の制度ということになるので、互いに両立し競合するとも考えられる（すなわち、廃道処分がなされたとしても、なおも人格権に基づく通行権を主張可という結論になり得るという意味）。

その反面として、通行の自由権の発展形と理解すると（いわゆる通行権的構成）、通行の自由権や他の通行権と保護法益が共通するため、重ねて主張することは蒸し返しとなることから、原則として両立も競合もしないことになりそうである。また、道路位置指定やその取消しとの関係においても、接道の有無という客観的事実を主な考慮要素とすることから、例えば廃道処分がなされると、私法上の権利主張もなし

得ないことになりそうである。さらには、判示において、その内容を「…生活の本拠と外部との交通は人間の基本的利益に属するもの…」あるいは「…通行することについて、日常生活上不可欠の利益を有する…」と位置づけていることから、企業経営などの利潤追求や営利目的のための通行であると、「生活の本拠」あるいは「日常生活上不可欠」とはいえないため、他に接道が確保されたのか否かにかかわらず、この要件が不備なゆえに通行権を否定されることにもなる（勿論のこと、その是非は格別のことである）。

以上、述べたように、人格権的権利に基づく妨害排除請求権の行使可能性は、判例理論として確立されてはいるが、その射程は、法的性質論が止揚されていないことと相まって、未だに判然としないのが現状である⁽⁴²⁾。

註(41) 木村和成「近時の裁判例にみる「人格権」概念の諸相」立命館法学 2015 年 56 号 1424 頁など

(42) 最判平成 9 年と同 12 年の判示を素直に読む限りでは、考慮要素として客観的要素のみならず主観的要素も考慮しているようであるか（折衷説？）、何れの権利行使も互いに排斥し合う関係にないようである（人格権的構成？）。今後の展望としては、通行権の根拠を、一把一絡げにして人格権的権利なる一身専属権的な法益に求めることなく、他の法益にも根拠を求め、人格権を根拠とする場合を限定するという方向性しかないであろう。

第 5 結 語 ―私道通行権の展望と課題―

私道通行権に関する諸問題は、他人所有の私道を第三者が通行することに可否につき、法定通行権や約定通行権が存在しない場合において、建築基準法上の道路位置指定に基づくセット・バックがあり、そこを沿道所有者や第三者が一定限度の制約の中で通行することの可否として論じられる。とりわけ、位置指定がなされた通路が、同法所定の幅員 4m に満たない場合は、同法が強制的に道路と看做してしまう、

つまりは当事者の意思如何とは無関係に道路として一括指定し、その使用権を著しく制限することから（二項道路）、問題はより一層先鋭化された形で顕現するのである。

筆者が懸念する事案との関係では、更に先鋭化するものであり、客観的事情のもとにおいては、他の接道が確保されるなど廃道可能であるにもかかわらず、既存の接道を維持し、複数の接道を保持することにより、土地の価値を高めておきたい沿道所有者が、土地をセット・バックに供出させられて使えない他の沿道所有者の犠牲のもとにおいて、廃道を拒否するのみならず、なおも通行地役権を主張するなどして、なおも一括指定による偶然的反射的利益を、未来永劫の私法上の権利に転化させる機会を与えているのが現状である。現状の接道が建築基準法上要求されている幅員を満たさないの、その不足分を圍繞地通行権や地役権で補完するというのであれば理解できるが、他人の土地の犠牲において自己の土地の便益を図り、その価値を向上させる目的で、これらの私法上の権利を主張することの不合理性は、火を見るよりも明らかであろう。現行法制は、公法と私法の谷間に陥ってしまった難問として、これを事実上放置しているのである。

これは、偏に立法不作為のみならず不公平かつ不合理な行政慣例に起因し、とりわけ二項道路につき、道路位置指定について一括指定という強制的な行政処分により、沿道所有者の意思如何に関わらずセット・バックとして召し上げておきながら、廃道、つまりはその道路位置指定の取消しについては強制することなく、当事者間の廃道合意という、建築基準法に存在しない行政運営上の要件を加重していることに起因することは明白であり、異論を差し挟む論者はなからう。この弊害は、近年、都心部における老朽化マンションの建替えなどで顕現しつつあるにもかかわらず、本稿において管見のおよぶ限り先行業績

を涉猟し検討した限りでは、判例のみならず学説においても専門的に議論されている様子はない。

ドクターの端緒となる本稿は、この論点の存在と従来の理論の限界を指摘するにとどめ、次稿より、対応すべき理論を構築し提唱することにする。

【参考文献】

池村正道著「行政法（第3版）」（弘文堂 2017年1月）

池村正道＝高橋雅夫著「概説行政法」（学陽書房 2007年9月）

本稿のテーマを探求するために不可欠の前提となる、公法私法峻別論、行政処分の法的性質、反射的利益（反射効）の概念、損害賠償と損失補償、行政事件訴訟法と民事訴訟法の準用などについて、行政法と民法の学際的な見地にかかわる基本的事項を確認するため、全編を参考にした。

The Background of *Ulysses* (1922) —As an Introduction—

INO Keiya

It is a common knowledge that *Ulysses*(1922) is based on June 16 in 1904 in Dublin. Dublin in *Ulysses* stands on a solid foundation. Readers must keep this realism of *Ulysses* in mind when they read it. It is interesting that an extrinsic attitude is assumed and one is to regard *Ulysses* as “a thing” which means Marxism. When is it that each episode was written by Joyce ?

Ulysses was first published in 1922. At the same time Ireland became Irish Free State which was suggested by Arthur Griffith. Then Irish Civil War follows over the Anglo-Irish treaty. What does we consider about this coincidence? Joyce did not allude the war except “Cyclops” in *Ulysses*. So it seems that Joyce as an artist is not interested in current affairs. But Joyce’s idea is as follows:

Joyce was in no sense giving a blanket endorsement to the Irish Free State. No one will disagree. Nonetheless, it was undoubtedly Joyce who drew Larbaud’s attention to the coincidence that Larbaud’s lecture on *Ulysses* was given on the same day that an armistice was declared following the signing of the treaty between Great Britain and the Irish representatives. The prominence of Griffith in the book seemed an anticipation of assumption of the presidency.¹⁾

Joyce knew the name of Arthur Griffith and agreed with the Irish Free State.

In fact he is interested in Dublin and a civil war. The name of Arthur Griffith makes his appearance in *Ulysses* five times.

For example, Leopold Bloom thinks of him in “Calypso”.

What Arthur Griffith said about the headpiece over the *Freeman* leader:
a homerule sun rising up in the northwest from the laneway behind the
bank of Ireland. (4.100) ²⁾

But not only the imagery of the civil war but the imagery of a war wasn’t drawn in *Ulysses* even indirectly. The morning of “Calypso” is peaceful in the house of Leopold Bloom.

“Calypso” was completed in March, 1918.³⁾ What was happening during writing *Ulysses* ? According to Ellmann, though an iritis pained Joyce badly, he regularly wrote *Ulysses* for the *Little Review*.⁴⁾ It was an iritis that Joyce didn’t surrendered to. But there is no scene to remind the readers of an eye trouble in “Calypso”. The imagery of the civil war and an iritis caused Joyce pain during writing “Calypso”, but they don’t appear in “Calypso”. Instead, Leopold Bloom makes breakfast for Molly and letters from Boylan and from Milly are reached and so forth. Molly makes an illicit love to Boylan during Bloom’s absence and we can know a man named Bannon makes love with Milly.

As the civil war and iritis are contrasted with peacefulness of Bloom’s house in the morning, we can find a blank in them. I think this blank may be made up for Joyce making a story. Bloom thirsted for a story in “Calypso”.

Might manage a sketch. By Mr and Mrs L. M. Bloom. Invent a story

for some proverb. Which? Time I used to try jotting down on my cuff what she is dressing. Dislike dressing together. Nicked myself shaving. Biting her nether lip, hooking the placket of her skirt. Timing her. 9.15. Did Roberts pay you yet? 9.20. What had Gretta Conroy on? 9.23. What possessed me to buy comb? 9.24. (4.518-523)

Is a blank made up for this story? Is Joyce satisfied with thinking a story with Bloom? After all Bloom tore away the newspaper and wiped himself with it. It seems that he doesn't look up to the story. Therefore the blank is not made up for. Making up the blank may be meeting Stephen Dedalus. Bloom considered Stephen as Rudy in "Circe".

Then how is the case of "The Lotus Eaters" seen? "The Lotus Eaters" was completed in April, 1918. Though the *Little Review* continued to publish *Ulysses* serially, they are frightened of being supervised by post office. In London Miss Weaver looked for publishing *Ulysses* until she found Hogarth Press. But Leonard and Virginia Woolf refused to print *Ulysses*.

The Woolfs told her[Weaver] they could not print it[*Ulysses*] because it would take two years on their handpress, though they said they were very much interested in the first four episodes which they read. Actually they seem to have regarded it as 'underbred', though Katherine Mansfield, who looked at the manuscript one day while paying them a visit, began by ridiculing it and then suddenly said, 'But there's something in this: a scene that should figure I suppose in the history of literature.' ⁵⁾

As a result *Ulysses* was not printed in Hogarth Press. But it is interesting that the Woolfs and Mansfield read part of *Ulysses* and said what they thought about it. This anecdote is an portion of history of English Literature. Then, that *Ulysses* cannot be published must be one of worries by Joyce.

Nevertheless, Joyce continued to write “The Lotus Eaters”. We can know that Bloom is correspondence with a woman whose name is Martha Clifford. And he takes a bath in “The Lotus Eaters”. Is there a connection between refusal of publication and writing “The Lotus Eaters”? I think that there is not the connection because the image of a printing press doesn’t appear in “The Lotus Eaters”. Here Bloom takes a bath and sees his own body in the last of “The Lotus Eaters”.

He[Bloom] foresaw his pale body reclined in it at full, naked, in a womb of warmth, oiled by scented melting soap, softly laved. He saw his trunk and limbs rippled over and sustained, buoyed lightly upward, lemonyellow: his navel, bud of flesh: and saw the dark tangled curls of his bush floating, floating hair of the stream around the limp father of thousands, a languid floating flower. (5.567-572)

An image of printing press does not appear on the scene, but we can find a printing press in “Aeolus”. Here Bloom sees his own body as flowerlike because his pen name in correspondence with Martha is Henry Flower. We cannot find Joyce’s disturbance in the real world in this scene.

War and politics of Ireland are one of themes in “Cyclops”. Date of publication is from November 1919 to March 1920. Joyce often discussed with his friend Weiss.

Joyce had far too much sense of his own powers to be more than temporarily cast down by any criticism. He continued his work on the *Cyclops* episode. His friend Weiss was one of those who unknowingly assisted him with it. They often discussed political theory, and Joyce liked to reduce Weiss's arguments *ad absurdum*. One day, talking of the nature of the state, Weiss quoted some eminent authority to the effect that three elements are necessary to constitute a state: a people, a territory, and sovereignty. Joyce kept bringing up examples of smaller and smaller states, until he got Weiss to agree that a state could be only one person. He stepped on a chair, which he said was his territory, declared, 'Then I'm a state.'⁶

Joyce used this conversation and the idea in "Cyclops". And the statement "a state could be only one person" is used. Bloom replied to John Wise as follows:

—But do you know what a nation means?

—Yes, says Bloom.

—What is it?

—A nation? says Bloom. A nation is the same people living in the same place.

—By God, then, says Ned, laughing, if that's so I'm a nation for I'm living in the same place for the past five years.

So of course everyone had a laugh at Bloom and says he, trying to muck out of it:

—Or also living in different places.

—That covers my case, says Joe. (12.1419-1429)

Joyce skillfully changes the idea in the real world into direct speech in “Cyclops”. There isn’t a gap between his idea in the real world and Bloom’s idea.

In “Scylla and Charybdis” Stephen expresses his opinions about Shakespeare’s *Hamlet*. What was happening in the background of this episode? “Scylla and Charybdis” was completed in February 1919. Joyce was tried by Carr and was fascinated with a woman whose name was Marthe Fleischman about that time.

It was an appropriate coincidence that in February, with Marthe luring from one direction and Carr glowing from other, he should have been working on the *Schylla* and *Charybdis* episode. For this he drew upon his lectures on *Hamlet* in Trieste, supplemented by a good deal of further reading.⁷⁾

In *Ulysses* Stephen chose Aristotle from Plato and Bloom went past among them: “A man passed out between them, bowing, greeting.”(9.1).

There are two attitudes toward a text. They are intrinsic attitude and extrinsic attitude. There is an abundant possibility of reading in extrinsic attitude in *Ulysses*.

Notes

1) Ellmann, 792.

2) The number of episode and page is in a parenthesis.

3) Ellmann, 442.

4) Ellmann, 441.

5) Ellmann, 443.

6) Ellmann, 463.

7) Ellmann, 452.

Text

Joyce, James. *Ulysses*, 1922. Oxford, New York, London: Garland Publishing, 1986.

Works Cited

Blamires, Harry. *The New Bloomsday Book*, 1966. London, New York: Routledge, 2004.

Budgen, Frank. *James Joyce and the Making of Ulysses*, 1972. London, Oxford, Melbourne: Oxford UP, 1972.

Ellmann, Richard. *James Joyce*, 1959. Oxford, New York, Toronto, Melbourne: Oxford UP, 1983.

McGee, Patrick. *Joyce Beyond Marx: History and Desire in Ulysses and Finnegans Wake*, 2001. Florida: University Press of Florida.

メルロ＝ポンティと身体図式

中 澤 瞳

本稿の目的

戦後フランスを代表する現象学者 M. メルロ＝ポンティ（1908-1961）は、主著『知覚の現象学』で、わたしたちの身体的な行動が統一的に形づくられているのは、一定の図式にしたがっているからだと説明した。この説明の際に、メルロ＝ポンティが使用したのが、身体図式という概念である。

身体図式とは、一般に、各個人が自分の身体や姿勢について持つ像を指す。メルロ＝ポンティはこの概念を発展させて使用した。本稿は、メルロ＝ポンティの身体図式概念を、その説明が展開された『知覚の現象学』¹の内容に沿って整理することを目的とする。本稿は、はじめに、身体図式概念の一般的解釈をまとめ、次にメルロ＝ポンティ自身の解釈を追っていく。この中で、メルロ＝ポンティが身体図式概念を、構成法則として捉えていたこと（1）、事物の実践的意味の把握を可能にするものとして捉えていたこと（2）、可能的状況においても行動できる能力として捉えたこと（3）を明らかにする。

1 身体図式の一般的解釈と構成法則としての身体図式

一般的にいて、身体図式とは、自己の身体の全体像をあらわす概念である。心理学では、自分の身体や、その姿勢についてもつ習慣化された視覚上の表象とされる。たとえば、私がテーブルに向って腰か

けているとき、私は、そのテーブルの下に隠れている私の身体の諸部分を、すぐさま視覚化することができる²。私の手足や頭は、客観的には離れた位置にあるが、だからといって、私は私の身体を、モザイクのように感じているわけではなく、ひとつの全体として感じている。わたしたちは、いちいち確認するまでもなく、自分の手足、およびその諸部分の相互関係について了解している。これが可能なのは、自分の身体全体についての知識を自分でもっているからである。この知識のことを身体図式という概念はあらわしている。心理学においては、身体図式とは、幼児期の過程で、触覚的、運動感覚的、ならびに関節的諸内容が相互の間で連合し合い、あるいは視覚的諸内容とも連合して、それらをますます容易に喚起するようになるにつれて、少しずつ組み立てられていったものだと思定されていた。

そもそも身体図式という概念は、20世紀初頭の神経学者ヘッドが、脳損傷の患者の症例観察から提出した概念である。ある種の皮質に障害をもった患者は、受動的に身体のある部分を動かされると、何らかの運動が生じたことを理解するにもかかわらず、動かされた方向や、強さに関しては理解することができないという。この観察から、姿勢（身体部位の位置の変化に伴う姿勢の変化）は、直接知覚されるものではなく、先行する基準との、無意識的な関係づけによって把握されるとヘッドは考えた。この関係づけの基準となるものが、身体図式である³。

この概念の貢献のひとつは、幻影肢という現象の究明にある⁴。幻影肢とは、腕や足などの四肢切断手術を受けた者に現れる一般的症状であり、術後、今やもう無いその四肢を、かつてのようにありありと感じ、なおかつ、そこに運動や痛みや温度を感じずる現象である⁵。幻影肢は、身体を実在的対象と捉える立場からすれば、奇妙な現象であ

る。というのも、患者は無いものを感じる、あるいは、無いものからなんらかの感覚を感じるからである。ヘッドは、幻影肢という現象に対する従来の心理的説明を退けて、皮質にある身体図式の混乱が原因となっていると説明した。

では、メルロ＝ポンティは身体図式をどのように捉えたのか。まず、メルロ＝ポンティはアロヒリーと呼ばれる知覚障害を取り上げる。この障害は、身体像の故障が原因で、定位の変容が起こる。アロヒリーの患者には、一方の手足の定位が、健全な手足に移行して知覚されるということが生じる。たとえば、左手に与えられた刺激を、ちょうど右手の同じ場所に感じるという。感じる刺激の質は同じで、たとえば、痛刺激の場合は痛覚として体験される。不思議な現象に思えるが、メルロ＝ポンティによれば、この現象を考える時、それぞれの刺激作用がひとつひとつそれだけとして空間値を変えると想定するのは不可能である。そうではなくて、左手の刺激が、右手に移転するのは、部分に分割することのできない手という全体的な器官にそれらが属している限りにおいて、その手が全体として、一挙に移転させられたと考えるべきである。メルロ＝ポンティは次のように述べている。

手のさまざまな諸点は、ひとつの体系を形成しており、私の手の空間は、空間的諸価値の寄木細工ではない。同様に、私の身体の全体も、私にとっては、空間中に並置された諸器官の寄せ集めではない。私は、私の身体を、分割のきかぬひとつの所有のなかで保持し、私が、私の手足のひとつひとつの位置を知るのも、それら全部を包み込んでいる身体図式によってである⁶。

わたしたちは、自分の身体のことを、空間中に並べられた諸器官の寄

せ集めとは思っていないはずである。ひとつの、統一された、まとまりとして自分の身体のことを把握している。手に限って言っても、これは同様で、手とは感覚を受容する点の集まりなのではなく、分かちがたく結びついたひとつの統一体というあり方をしている。したがって、アロヒリーも、刺激を受容した一点だけが移転したのではなく、全体が移転したと考えるべきなのである。アロヒリーと共に語られるこの記述を読む限りでは、メルロ＝ポンティの身体図式解釈は、まずは一般的解釈を踏襲していると言える。すなわち、自分の身体全体が統一的に自分に把握されているのは、身体図式のおかげというわけである。

ところが、この記述の少し後で、メルロ＝ポンティは次のように述べ始める。

身体図式という新しい言葉を導入する必要をひとが感じたとすれば、それは身体の空間的・時間的統一性、相互感覚的統一性、あるいは感覚＝運動的統一性が、いわば正当な権利を持っていること、この統一性は単にわれわれの経験の過程で、実際に偶然連合した諸内容に限定されず、ある意味では、その諸内容に対し、この統一性は先立っており、まさに諸内容の連合を可能にする⁷。

ここでメルロ＝ポンティが指摘しているのは、身体図式概念は、繰り返される経験の連合の結果、形成された単なる身体像ではないということである。すでに述べたように、心理学においては、身体図式は、ある行動が経験の中で繰り返されると、その行動に関係する身体の部分の連合が定着し、そして形成されと考えられた。こうした身体図式の連合説的定義は、身体図式をいわば経験の残滓として捉えてい

るようなものである。

しかしメルロ＝ポンティの考えでは、身体図式は[・]連[・]合[・]の[・]結[・]果、形作られたのではなく、むしろ連合の方が、図式の[・]働[・]きの[・]結[・]果、生じている。ここでは、構成するものとされるものが逆に捉えられている。つまり、従来の解釈とは、逆転した形で、身体図式を捉えようとしているのである。

2 事物の実践的意味の生成と把握

こうしたメルロ＝ポンティのアイデアの背景には、彼が身体図式をよりダイナミックなものとして捉えたいという思惑があると思われる。実際、メルロ＝ポンティは身体図式が自分の姿勢に関する単なる知識を越えて、事物の実践的意味の把握の際に働いていると考えている。

このことを示すために、メルロ＝ポンティはある病の患者の臨床例を引き合いに出す。この病は、知的能力に問題は見られないのだが、物を概念的に把握する能力が低下してしまう病のことである。この病の患者は、対象の形や色を識別することはできるが、それが何であるかを明確に認識することはできない。だから、患者は、ハサミ、針といった事物がいったいどのようなものなのか説明することができない。ハサミは物を切るための道具だとか、針は物を縫うための道具だとか述べることでできないのである。それにもかかわらず、患者はこの道具を使って、病に侵される前に行っていた仕事は行うことができる。縫製作業の一連の行為のもとでは、それら道具の使用方法是しっかりと把握されているのである。言い換えれば、物を切るために必要なもの、物を縫い合わせるために必要なものという実践的意味は患者に残っているのである。失われたのは、それらの道具の概念的な定義、あるいは名前である。メルロ＝ポンティは次のように述べている。

ハサミと針と手馴れた仕事を前にした患者の身体は、自分の手なり指なりがどこにあるかをわざわざ探しにゆく必要はない。なぜなら、そうしたものは客観的空間の中に見出されるべき対象〔物体としての身体〕ではなく、ハサミや針を知覚すると動員される能力、患者と与えられた対象とをつなぐもろもろの志向の糸を収斂する末端だからである。(中略)〔患者に存在しているのは〕裁断すべき革切れ、縫うべき裏地であって、仕事台やハサミや革切れは患者の行動の極として提示されている⁸。

患者の身体の各部分は、縫製作業という行為の中で、分割されないひとつのまとまりとして結びつく。そして、縫製作業の道具である、仕事台、ハサミ、針、革切れといった事物は、患者にとっては単なる事物である前に、まずもって裁断すべきもの、縫うべきものという実践的な意味として、患者の行為の周りに配置される。病の中で事物の概念的把握は失われているにもかかわらず、実践の意味が残存している(だからこそ作業は行うことができる)ことから、メルロ＝ポンティは身体の動きを介して得られる実践の意味の方を始原的と考え、これが彼の身体論および、身体論的言語論にとって重要な考えになるが、この点はこれ以上触れない。ここで指摘しておきたいのは行動に道具や事物が関わる時顕著に表れるように、事物の実践の意味も身体図式を介して把握されるとメルロ＝ポンティが考えている点である。

このアイデアは、老練なオルガン奏者を例にとっても語られる⁹。老練なオルガン奏者は、自分の知らないオルガン、つまり鍵盤の数も違えば、音管の設え方も自分の使い慣れた楽器のものとは異なっているオルガンを、いくらかも使いこなすことができる。オルガン奏者には、練習時間は一時間ほどの短さで十分である。(したがって、少しずつ

諸感覚が連合されて身体図式が形成されるといった説明は十分でなくなる)。また、この奏者は初めて目にしたそのオルガンを分析的態度で捉え、鍵盤や音管やペダルの空間的配置とみずからの身体を関連づけた表象を構成し、演奏を作り出そうとしているわけでもない。なぜなら、コンサートが始まる前の練習時間に、奏者がとっている行動とは、分析的なものというよりは、まるで楽器を自分の体に合うように調整しているかのように、楽器の方向や大きさを自分の身体に合体させ、楽器の中に収まるかのような姿勢をとるという行動だからである。メルロ＝ポンティはこう書いている。

各音管、各ペダルに関して、彼の学ぶところは、客観的空間におけるその位置ではなく、それらのものを彼が委ねるのも、それらについての自分の記憶に対してではない。演奏中でも、反復練習中でも、音管やペダルや鍵盤は、彼にとってはそれぞれの情動的、または音楽的な価値の諸力としてのみ与えられ、またそれらのものの位置も、その価値が世界内にあらわれて来る場所としてのみ与えられる¹⁰。

患者の縫製作業の時と同様、オルガン奏者の身体の各部分は、演奏作業という行為の中で、分割されない一つのまとまりとして結びつく。そして、これと同時に、オルガンの各部分は、空間内に配置された対象ではなく、演奏行為に関わる実践的な意味として機能するのである。

メルロ＝ポンティの例に即して、さらに身近な例も挙げることができる。たとえば、生まれて初めて自転車に乗る場合、ハンドルやブレーキやペダルは自転車という全体の一部というよりは、個々別々に部分的に意識されてしまい、全体をうまく調和させて乗ることができないのではないだろうか。そして、ハンドルやブレーキやペダルを制御

し、操作しようとする自分の身体でさえも、バラバラに分割されたものとして体験されるのではないだろうか。しかし一旦、自転車に乗るための身体の使い方を覚えれば、自分の体勢は意識されず、ただ環境の変化と一緒に全体的に把握される。身体はそのための姿勢を自ずととり、そしてハンドルもブレーキもペダルも実践的な意味（たとえば方向を変えるためのもの、止まるためのもの、進むためのものといったような意味）として現れる。また、タッチタイピングを習得する場合、キーボードの上の基本的な手の置き方や動かし方、キーボード上の各文字の空間的配置は、最初はバラバラに与えられるが、一度タッチタイプの運動を自分のものにすれば、指の移動は、記述可能な空間上の道のりとしてではなく、ただなにごとかを主張しようとする文章の作成を実現するためのものとして現れる¹¹。

実際、メルロ＝ポンティが言うように、身体図式は自分の体勢の知識のみに関わるものとはいえない。それは、自転車やタッチタイプのような身近な例を考えると分かりやすい。身体図式は、自分の身体全体が統一的に自分に把握される際に働いているのみならず、現に行おうとしている任務のための実践的な体系を環境内に作り出し、その中で事物を行動に意味あるものとしてあらわせしめる。患者の事例で言えば、事物は、裁断すべきなにか、縫うべきなにかとして与えられる。実際、患者ではなくとも、ハサミ、あるいは針と定義し、概念的に把握することは、実践のさ中であってはさしあたり必要がないといえる¹²。身体的な動作は、実践的な体系を作り出し、その運動の中で行動空間の配置が作り出され、そして対象は行動に意味あるものとして与えられてくるのである。

3 実践的状况から可能的状况へ

身体図式とは、その都度その都度、身体を分割のきかない全体としてまとめあげ、ある姿勢、ある運動が円滑に目的を果たすように、身体の諸部分や諸機能を統一し、協働させる働きをもっている。しかし同時に、メルロ＝ポンティの考えによれば、事物の実践的意味の把握も可能にする。さらに、メルロ＝ポンティは、この働きは与えられた任務に直結した状況のような、個別的で現実的な状況だけにのみ対応するものではないと考える。メルロ＝ポンティは次のように述べている。「身体図式は、〔…〕この言葉のその正確な意味で捉えてみると、それは私の身体が現勢的または可能的なある任務に向かってとる姿勢として私に現れる、という意味である。」¹³つまり、実用的な意味を欠いた可能的（あるいは、虚構的）状況に対応する、身体の統一をも可能にするのではないかというのが、身体図式概念の一般的解釈を越えて、メルロ＝ポンティが提示したさらなるアイデアである。

メルロ＝ポンティは、この考えの論拠として、運動に障害がみられる患者の事例を多く取り挙げる。なお、病理を通して健全な姿を明らかにするという手法は、フランス心理学伝統の考え方に基づくものである¹⁴。この伝統に則り、メルロ＝ポンティは、とりわけ病人たちの抽象的な行動の変質に着目し、病理的行動を分析する。以下、メルロ＝ポンティの解釈と共に、いくつかの事例を確認したい。

まず、脳に損傷を受けた、シュナイダーという名の患者の運動障害に、メルロ＝ポンティは着目している。シュナイダーの運動障害は、具体的運動と、指示を介した指示的、抽象的運動が完全に分離している点に特徴がある。鼻が痒いので手で搔く、という具体的運動は可能だが、鼻を指せという医者 の指示を介した指示的、抽象的運動は不可

能である。髪を梳く真似の指示的運動は、指示のない左手に鏡を持つ模倣運動をも引き起こす。しかし、純粋な模倣運動は不可能であり、たとえば、ノックの模倣運動はドアの前に立たねば可能ではない。

この障害の解釈としては、皮質の損傷が身体図式を破壊し、身体的位置関係を不明にさせる（機械論的解釈）、あるいは身体の客観化、概念化、つまりは悟性能力の欠如が抽象的運動を不可能にしている（観念論的解釈）があるのだが、メルロ＝ポンティによれば、機械論的解釈は、抽象的運動だけが障害をきたしているのはなぜなのかということを見過ごしており、観念論的解釈は、指示からの知的意味の把握は可能なのに、それを運動に変換できないという点を見過ごしている。よって、機械論的解釈、観念論的解釈双方の解釈は十分なものではない。

このような批判を行った後で、メルロ＝ポンティはこの症例が示しているのは「感性和意味との接合に関係して、その双方の実存的条件を開示するような欠損」¹⁵であるとまず規定する。健常者にとって、具体的運動と、指示的運動や模倣運動との間に大きな差異はない。それは、先のタッチタイプの習慣と同様、等価物の体系としての身体図式が働き、自分の運動を、指示的世界へと移調することができるからである。タッチタイプの場合は、運動間の移行であったが、メルロ＝ポンティは、言語と運動との間の移行にも、身体図式的能力を見て取っている点を指摘したい。

他方、患者には、こうした他の領域へ移行という弾力性は、失われている。患者は、自分の意のままになる運動、文字通り習慣として身についた運動は可能だが、それを虚構の世界、抽象的領域へと移行させることができない。患者が、痒い時に鼻を搔くことができたのは、実践体系と結びついた限りでの鼻が保存されていたからである。別の言い方をすれば、自己の身体と、鼻という対象の間に、客観的な位置

関係とは異なる関係が作り出され、それが保存されていたからである。この生きられた実践系において、鼻は存在するが、虚構的な世界において、鼻という対象を形成することができない。それはちょうど、仕事台やハサミや革切れを、仕事の道具という実践系においては実現させ、裁断すべきもの、縫うべきものとして扱うことができる患者が、それをハサミや革切れと述定できないのと同じである。

より抽象的な作業にも変質は生じる。メルロ＝ポンティは幾何学的対象の操作の例を挙げている¹⁶。メルロ＝ポンティによると、患者に四つの三角形を与え、ひとつの四角形を作図するように指示すると、患者は「四つの三角形では、ただ二つの四角形しか作図できない」と述べる。これに対し、ひとつの四角形は、二つの対角線をもち、いつでも、四つの三角形に分割できると教えると、患者は「ひとつの四角形を四分割してから、うまい具合にその四つを集めれば、確かに四角形ができるに違いない」と答える。だから、この患者には、三角形や四角形が、一体どういうものかということを認識されており、四角形から三角形への分割が可能なのも了解されているのだが、直角二等辺三角形は、四倍の面積をもつ一つの四角形を作図するのに役立つ、という結論は引き出せない。メルロ＝ポンティは、この症例から、次のような解釈を引き出す。

この四角形を作図するためには、与えられた四つの三角形が、今置かれているのとは別の仕方では集められねばならず、感性的所与が、ひとつの想像上の意味の図解とならねばならぬ¹⁷。

示唆されているのは、与えられている領域を別の領域（感性的領域から想像の領域）へと結びつける能力である。患者には、与えられた三

角形の形状を、今、現に与えられてはいない四角形に結びつける能力が欠けている。重要なのは、患者は、三角形や四角形を、概念的には認識し、二つの三角形の斜辺を合わせて、ひとつの四角形を作り出すことや、二本の対角線によって、四分分割できるという説明を、知的には理解しているという点である。しかし、その言語的意味の知的理解は、患者の作図という運動を生起させない。とするならば、概念や公式を、既得のものと未知のものとを確実につなぐ道具としてみなすのは難しい。メルロ＝ポンティによれば、概念や公式は、むしろ、感性的所与に統一性を与え、それを実践系の中で取り扱うことを可能にする、身体図式によって支えられている。

身体図式的能力の欠損は、言語作用にも変質をもたらすとメルロ＝ポンティは考える。ある病の患者に、留め金が見えないように万年筆を見せると、患者は「それは黒い、青い、明るい、棒ようだ、道具かもしれない、反射する、色付きガラスかもしれない」と発言する。このとき、万年筆を近づけ、留め金のところを見えるようにすると、患者は「きっと鉛筆か、ペン軸に違いない。(胸ポケットに手をやりながら)ここに差しておくもので、何か字をかくためのものだ」と述べる¹⁸。認識は、感性的所与の流れに沿って、諸事実をまさぐるように切り取り、なんとか知覚と言語を結びあわせようとする。しかし、通常、こうしたことは生じないのであって、われわれは、部分的に隠された事物の名を当てるように指示された際にも、その名を述べることができ、その部分的性質や、色彩を次々と述べていく、というようなことはしない。この理由として、メルロ＝ポンティは、健常者の場合には「対象がそれ自体で〈物語り〉、有意味的であり、色彩の配列がそれ自体でなにごとかを一気に〈物語ろうとする〉」¹⁹かのように、知覚対象と言語的意味は、はっきりと結びついているからだと述べている。

しかし、身体が与える変換、等価、一体化のモデルを失った患者には、知覚対象と言語との一体化が失われ、概念による解釈作用によって、知覚とは別のところから意味をもってこななければならないのである。

メルロ＝ポンティによれば、これまでみてきた、いくつかの抽象的な行動の変質は、知的能力の低下というよりも、むしろ身体図式の障害と連動して起こる現象である。身体的運動と言語のレベルとも結びつけて考えると、メルロ＝ポンティの特徴がまた現れている。

まとめ

本稿では、メルロ＝ポンティの身体図式概念を『知覚の現象学』の内容に沿って整理してきた。一般に、体勢についての知識と一般に考えられる身体図式概念について、メルロ＝ポンティはまずその発生に関して、繰り返される経験を介して構成されるものとしてではなく、構成法則として捉えていたことを指摘した。また、そのように捉えるメルロ＝ポンティの発想の背景に、身体図式をダイナミックなものとして扱おうとする考えがあることも指摘した。そして、メルロ＝ポンティは身体図式を事物の実践的意味の把握を可能にするものとして、また可能的状況においても行動できる能力として捉えたことを指摘した。メルロ＝ポンティは、身体図式について、『知覚の現象学』の中で、このようにも述べている。

身体図式という概念をつかうとすれば、それによって身体の統一性だけでなく、さらにはこれを通して感官の統一性と対象の統一性も、新たな仕方では記述されることになる。私の身体は、表現の現象の場、あるいはむしろその現実そのものであって、そこにあっては、視覚経験と聴覚経験は互いに他方をはらんでいるのであり、またそれらの表

現的価値は知覚される世界の前述定的統一を基礎づけ、またそれをと
おして言語表現と知的意味とを基礎づける。私の身体はあらゆる対象
に共通な織地であり、またそれは少なくとも知覚される世界に関して、
私の〈了解〉の一般的な手段なのである²⁰。

身体図式の働きによって、一方では、身体の諸部分や諸機能の統一、
協働が実現され、現実的な行動は目的に向かって円滑に進む。また他
方では、その働きは、可能的、潜在的な行動にわれわれを開く。身体
図式は、さまざまな運動任務を、たちどころにわがものとして変換す
る原理であり、可能な状況をも、現実的な状況と等価な行動環境とす
る原理なのである。

参考文献

Merleau-Ponty, M., [1945]1999, *Phénoménologie de la perception*, Paris, Gallimard, < Tel > . 竹内芳郎・小木貞貴訳『知覚の現象学 1』東京、みすず書房、1967、竹内芳郎・木田元・宮本忠雄訳『知覚の現象学 2』東京、みすず書房、1974、中島盛夫訳『知覚の現象学』東京、法政大学出版局、1982

Schilder, Paul, *The Image and Appearance of the Human Body: Studies in the Constructive Energies of the Psyche*, New York, International Universities Press, 1950

河野哲也「フランス心理学の誕生—なぜフランスでは『実験心理学』が成立しなかったのか」金森修編『エピステモロジーの現在』東京、慶応大学出版会、2008。

澤田哲生『メルロ＝ポンティと病理の現象学』東京、人文書院、2012。

積山薫『身体表象と空間認知』東京、ナカニシヤ出版、1997。

¹ Merleau-Ponty, M., [1945]1999, *Phénoménologie de la perception*, Paris, Gallimard, < Tel > . 竹内芳郎・小木貞貴訳『知覚の現象学 1』東京、みすず書房、1967、竹内芳郎・木田元・宮本忠雄訳『知覚の現象学 2』東京、みすず書房、1974、中島盛夫訳『知覚の現象学』東京、法政大学出版局、1982（以下、*PhP* と略記）

² *PhP*, p. 174.

³ 積山薫『身体表象と空間認知』東京、ナカニシヤ出版、1997、pp. 14-5.

⁴ 幻影肢分析の思想上の変遷に関しては、澤田哲生『メルロ＝ポンティと病理の現象学』（東京、人文書院、2012）第二部に詳しい。

⁵ 幻影肢は、今はもうないが、かつてあった腕の場所に現れる場合が多いとされる（Schilder, Paul, *The Image and Appearance of the Human Body: Studies in the Constructive Energies of the Psyche*, New York, International Universities Press, 1950, p. 64.）。

⁶ *PhP*, p. 114.

- ⁷ *PhP.*, pp. 115-6.
- ⁸ *PhP.*, p. 123.
- ⁹ *PhP.*, pp. 169-70.
- ¹⁰ *PhP.*, pp. 170.
- ¹¹ *PhP.*, p. 167. 身体図式のこうした能力を、メルロ＝ポンティは、別の箇所では、「暗黙の一般的転位作用」(*PhP.*, p. 197.)と呼んでいる。
- ¹² メルロ＝ポンティは、こうした身体の運動と事物との関係を認識の原初的なモデルとして考え、次のように述べる。「私の身体の運動経験は認識の一特殊事例といったものではない。それは、われわれに〈行動的＝認識〉*prakto-gnosie* という、世界ならびに対象への一接近方法を提供するものであって、これは独自のなもの、否、おそらく、原初的なものと認められるべきものである。」(*PhP.*, p. 164.)
- ¹³ *PhP.*, p. 116.
- ¹⁴ フランス心理学は、イギリスの記述的な心理学と、フランスの生命科学を背景に成立しており、そもそもドイツの実験心理学とは異なる形で成立、発展した。実験心理学の創始者であるヴント Wilhelm Wundt は、精神物理学や、心理測定法に基づき、内観(つまり、自己観察とその報告)によって、意識過程を分析し、要素を取り出し、その結合の法則を明らかにすること等を、心理学の課題としていた。この内観に基づく心理学を批判したコント Auguste Comte は、内観報告は、健常な大人にのみ可能であり、精神疾患者や子供などに不可能であるがゆえに、それによって明らかにされる「心理」とは、非常に限定されたものであり、したがって心理学の手法は不十分であると指摘した。そして、健常な機能は、むしろ異常状態を通して理解されるのだと考え、実験心理学が看過した、精神病理学の知見を利用することに肯定的であった。また、このフランスで、科学的心理学の成立に多大な貢献をなした、テーヌ Hyppolite Taine, そしてリボー Théodule Ribot も、同様に、精神病理学を評価している。その理由は、基本的にはコント同様であるが、とりわけリボーは、病理学の方法は、あらゆる心的現象に適用可能な方法であり、理論的にも、実践的にも優れた方法であるとした。病理は、自然が行なう実験であり、ゆえに、健常な心理を明らかにするための、客観的な方法なのである。なお、先に取り挙げたベルンシュタインも、病態の観察が、健常な在り方を明らかにすると考えていた一人である。病理学に依拠することが、本当に客観的な方法であるかどうか、という問題は、ここではこれ以上問わない。ただ、少なくとも、メルロ＝ポンティが、身体の本質的な在り方を明らかにするために、精神病理学の知見に依拠するのは、こうしたフランス心理学に連綿と続いている考え方、すなわち、病理は、健常な姿を明らかにする優れた方法のひとつである、という考え方を背景にしていると考えられる。(河野哲也「フランス心理学の誕生—なぜフランスでは『実験心理学』が成立しなかったのか」金森修編『エビステモロジーの現在』東京、慶応大学出版会、2008年、第六章。フランス心理学の特徴に関する論述は、この論文に依拠したものである。)
- ¹⁵ *PhP.*, p. 152.
- ¹⁶ *PhP.*, p. 153.
- ¹⁷ *PhP.*, p. 153.
- ¹⁸ *PhP.*, p. 152.
- ¹⁹ *PhP.*, p. 153.
- ²⁰ *PhP.*, pp.271-2.

占領地・植民地の〈グレーゾーン〉問題について

—日本占領下中国と植民地朝鮮の研究動向—

高 綱 博 文

はじめに

近年の歴史学はナショナリズムを背景とした敵／味方、協力／抵抗、支配／服従などの二分法的歴史認識の行き詰まりを、いかに克服するかを喫緊な課題としている。特に、帝国主義支配に抵抗する民族解放運動やファシズム支配に抵抗するレジスタンス運動という既存の枠組みにおさまりきれない占領地・植民地における複雑な政治空間と政治過程を考察するところの歴史学の新たな方法が求められている。

帝国主義やファシズムの支配への対応の一つとして提起されたものとして〈グレーゾーン〉（gray zone）という概念がある。それは抵抗と協力の狭間＝中間項ともいうべきものであるが、それは利己主義かつ日和見主義（opportunism）の典型として見なされることも多く、このような概念を設定することの意義は歴史学界においても十分に理解されていない。また、分析概念としても共通した理解は確立しておらず陶冶の途上にあるといえよう¹。

さて、日中戦争期における日本占領下の上海文化研究において最初に〈グレーゾーン〉問題を提起したのはポシェク・フー氏（Poshek Fu＝傅葆石）であった。これまでの「愛国」か「売国」という二分

1 現在、筆者は「占領地・植民地における〈グレーゾーン〉問題の国際比較研究」（基盤研究（C）研究代表・高綱博文）を取り組んでおり、その成果の一部は『史潮』（新78号、2015年12月）に「特集・占領地・植民地における〈グレーゾーン〉」として掲載した。

法的な見方を止揚し、占領地の人々の状況が曖昧かつ複雑であったことに注目している。彼は日本占領下の上海における文化人の対応に関して、抵抗（resistance）、忍従（passivity）、協力（collaboration）という三者のフレームワークによって、彼らのさまざまな言説や行動を分析することを試みている²。

日本においても古厩忠夫氏が、早くから日本占領下の中国・上海における＜グレーゾーン＞問題を提起していた。古厩氏は＜グレーゾーン＞問題を中国の抗戦力論の一環として捉えていたところに大きな特徴がある³。

また、朝鮮史研究において＜グレーゾーン＞問題は、尹海東（ユンヘドン）氏によって抵抗と協力という二分法で把握できない植民地権力と被植民者＝朝鮮人との交差する領域を考察すべく提起された⁴。

本稿は、ポシェク・フー氏、古厩忠夫氏、尹海東氏による＜グレーゾーン＞問題の提起を契機とする近年における日中戦争期における日本占領下中国の＜グレーゾーン＞と植民地期朝鮮の＜グレーゾーン＞に関する研究動向を概観しながら、侵略戦争によって強要された占領地と帝国主義によって日常性に支配された植民地における＜グレーゾーン＞問題を考察するための作業試論である。

1. 日本占領下中国の＜グレーゾーン＞研究について

占領地における一般民衆の「抵抗」とも「協力」ともつかない曖昧

2 Poshek Fu (1993), *Passivity, Resistance, and Collaboration; Intellectual Choices in Occupied Shanghai 1937-1945*, Stanford University Press, 1993.

3 古厩忠夫氏（2003年逝去）による＜グレーゾーン＞研究は、1980年代前半より始まっており、関連諸論文は遺稿集（古厩忠夫『日中戦争と上海、そして私』研文出版、2004年9月）収録。

4 尹海東「植民地認識の『グレーゾーン』一日帝下の『公共性』と規律権力」（『現代思想』第31巻第6号、2002年5月）。

な態度、即ち「愛国」でも「売国」でもない中間的な態度を、＜グレーゾーン＞という言葉で捉えて、戦時上海における中国文化人研究における＜グレーゾーン＞問題を最初に提起したのはポシュク・フー氏であった。彼は自らが使用する＜gray zone＞という概念が、イタリア現代文学を代表する作家の一人であるプリーモ・レーヴィ（1919～1987年）が1986年に発表した作品「灰色の領域」（Primo Levi, *The Drowned and the Saved*, New York, 1989. 竹山博英訳『溺れるものと救われるもの』朝日新聞社、2000年、所収）によるものであることを明らかにしている。今日、＜グレーゾーン＞という言葉は、占領地や植民地研究においてさまざまに使用されるようになっているが、その淵源の一つであるレーヴィが本来、それをどのように使ったのかについては見ておくことは必要であろう。

プリーモ・レーヴィは、1919年にトリノに生まれたユダヤ系イタリア人であり、第二次世界大戦末期にレジスタンス運動に参加し、逮捕された彼はユダヤ人であることを明かしたためにアウシュヴィッツに送られた。彼はアウシュヴィッツをкаろうじて生きのび、戦後は郷里のトリノにおいて化学者として働き、自らのアウシュヴィッツ体験を多くの作品として発表してきた。彼の『溺れるものと救われるもの』の最も重要な章は、ユダヤ人を抹殺する目的で設置された悪名高いアウシュヴィッツ＝強制収容所（ラーゲル）内部の複雑に絡みあった「小宇宙」を描いたところの「灰色の領域」であり、それを読むものに強い衝撃を与えるものである。

レーヴィは、歴史を敵と味方という二分法で捉えることに次のように警鐘を鳴らしている。「敵と味方という二分法はすべてのものに優先している。人々の間で語られる歴史、そして学校で伝統的に教えられる歴史は、この二分法的な傾向を非常に強く見せていて、あいまい

な分け方や複雑な混成を忌み嫌っている」⁵。

そして彼はラーゲルの内部について次のように言及している。「内部の人間関係の網の目は単純ものではなかった。それを犠牲者と迫害者という二つのブロックに還元することはできなかった。……敵は周りにいたが、内部にもいた。『私たち』は自分自身の境界を失い、敵対する側は二つでなく、境界線は見分けられず、数多くあり、混乱していて、おそらく無数あり、個人と個人の間に引かれていた。そこには少なくとも、同じ不幸な境遇にいる仲間たちの連帯感を期待して入るのだが、期待した同盟者は、特別な場合でない限り、存在しなかった。そうではなく無数の密封された単子がいて、その単子の間で隠された、絶え間ない戦いが行われていた。」⁶

レーヴィによれば、アウシュヴィッツには何の特権も持たない最底辺の囚人たちも多数いたが、それ以外にナチに協力することで少しでも生き残りの可能性を求めた囚人たちもかなりいて複雑な社会をつくっており、単純な二分法ではラーゲル内部の「灰色の領域」は見落とされてしまうという。要するに、「灰色の領域」の中では抵抗する者と協力する者、犠牲者と迫害者、善人と悪人というように二極に分けることは不可能であり、被抑圧者は抑圧する側になることもしばしば起こったという。さらに、レーヴィは権力に協力した者に対して「性急に道徳的な判断を下すのは軽率」であり、「明らかに、最大の罪は体制に、全体主義国家の構造自体にある」という⁷。

レーヴィが、アウシュヴィッツという人間の極限状況で描いた＜グレーゾーン＞問題は、人々が支配・抑圧される占領地や植民地におい

5 前掲『溺れるものと救われるもの』、34頁。

6 同上、35頁。

7 同上、42頁。

でも程度の差はあれ、同様に見られ現象であった。ポシュク・フー氏は、レーヴィが提起したところの＜グレーゾーン＞問題について、中国の伝統的文人の歴史上の動乱時代における態度―「忠」・「降」・「隠」を参照軸としながら日本の侵略に直面した当時の上海文化人の道徳的・政治的な選択の問題として論じた。彼は上海文化人の対応には抵抗（resistance）と協力（collaboration）以外に、忍従・隠遁（passivity）という選択枝があったと指摘している。まさに抵抗と協力の狭間にある忍従・隠遁という態度こそ、＜グレーゾーン＞である。彼は、以下のように述べている。

「戦後の中国において、日本の占領期にあった各種の道徳的選択ははっきりとした境界線のある両極に単純化され、まるでマニ教の世界のように一英雄と悪党、無私の抵抗者と無恥な漢奸の闘争である。しかし、事実上、占領された上海における様々な道徳的選択の複雑性と曖昧性は、そのような簡単な固定観念的なものではない。極端な恐怖の中で、不鮮明であって曖昧な反応は自然のはずであり、いわゆるプリーモ・レーヴィが提唱した『グレーゾーン』の生活様式：軟弱、避けられない不一致の行為、さらにある程度の妥協、尊厳と道徳的勇氣、このような状況はすべての生き残った人々が経験したものであろう。少数の作家たちは公に抵抗したが、彼ら常に恐れ、躊躇し、そして動揺もした。反対に、多くの日本に協力的であった知識人たちは戦争末期には常に良心の呵責と後悔の中で生活していた。そのため本書では、日本占領下の知識人を『グレーゾーン』を3つのパターンに分け、戦後の二極の固定観念的な観点にとって代わる主張をする。」⁸

ポシュク・フー氏は、文化人（知識人）が持つ3つの反応を作家で

8 Poshek Fu, op.cit, p.xiv.

詩人の王統照（1897－1957 年）や戯曲作家の李健吾（1902－1982 年），および数人の対日協力側に立つ雑誌『古今』に投稿する散文家をケースとして検証しており，日本占領下の上海文化人たちの苦悩を明らかにし，上海文化界の＜グレーゾーン＞を浮き彫りにした。

鈴木将久氏によれば，ポシュク・フー氏の研究は日本占領下における上海文化史研究に新たな領域を切り開き，彼の問題提起は「おそらく日中戦争下上海文化界の核心的問題である」と指摘する⁹。

古厩忠夫氏も 1980 年代前半には日中戦争史研究の中で日本占領下中国・上海における「協力と抵抗の狭間」としての＜グレーゾーン＞問題に注目していた。古厩氏の＜グレーゾーン＞問題への視角は，中国の抗戦力論の一環として捉えていたところに大きな特徴がある。

古厩氏は中国の抗戦力は重慶・延安・上海の三極構造として把握することができるとしており，地域的にいえば上海および被占領地域は重慶と延安をそれぞれの頂点とする二つの三角形の底辺をなしていたと考えていた。日本は中国の抗戦力に対抗するために占領地において傀儡政権による支配の三角形を作ろうとしたが，支配と反支配のせめぎ合いにおいて結局敗れ去ったのであるとする。

古厩氏は中国民衆を基盤とした抗戦力形成について次のような見解を述べている。全中国的規模での民族的抗戦を三角形で例えれば，その頂点にいるものは八路軍や新四軍であり，彼らは抗日の最前線に立ち抗戦に全エネルギーを注ぎ込む最も自覚的な部分である。そして，その底辺をなしているのは中国が危機にあることを知ってはいるが占領地の生活におしひしがれて抗日に立ち上がれずいる民衆である。生産と生活は抗日戦争の底辺をなし，抗日戦下の生産と生活の維持は焦

9 鈴木将久「日本占領下上海文化の『グレーゾーン』をどう考えるか」(前掲『史潮』新78号, 30頁)。

眉の課題であった。しかし、生活と抗日は矛盾する存在でもあり、生活に追われて抗日を考える余裕のない者の中には漢奸になるものも少なくなかった。ただ、「漢奸という規定は中国の徹底抗戦陣営から見ての政治判断であって」、日本側から見たら反日的なこともあり得た¹⁰。

日本占領下の上海に残った人々を大きく分ければ、上海租界を拠点にして抗日救国をしようとした人々、上海に留まることで利益を見出そうとした人々、どこにも行き場がなく留まり続けた人々がいたが、それぞれに抗戦の三角形があり、互いに有機的に規定し合っていた。また、個々の人々にも、生活を底辺とした抗日との緊張関係を孕んだ抗戦の三角形があった。これら大小無数の三角形の複合が中国の抗戦力を形成しており、それぞれの位置する諸階層が三角形のそれぞれの構成部分において限界的な努力をすることによって抗戦の三角形は強固で大きなものになり得た。中国民衆にとって「生き延びることこそが抗日」であり、「抗日をしなくても漢奸にならぬことでさえ決定的なことであった。」¹¹

さらに古厩忠夫氏は戦後の漢奸裁判を検討した際、ポシュク・フーが分析対象とした日本占領下の上海文化人だけでなく、さまざまな上海滞留者や対日協力者の中に抵抗と協力という二分法で単純化することができない多様な＜グレーゾーン＞が存在していたことを、次のように整理している。

＜4種類の日本占領下上海残留者＞

a. 鄭振鐸・許広平などのように、「狼どもが肉を食いあさり、狐どもが歩き廻り、化物どもが我がもの顔しているのを、声をひそめ涙をのんで、じっと見て」いる抵抗者

10 古厩忠夫「日中戦争・上海・私」（前掲『日中戦争と上海、そして私』、20頁）。

11 前掲「日中戦争・上海・私」、19頁。

b. 地域エリートや自己の利益から「内遷」の呼びかけに応えず上海に留まったブルジョアジー。また上海に残留した「知識人の少なからぬ部分は日本の傀儡政権との関わりの中に自己を表現する場を見出していた。これらを白と黒に截然と区別することは容易でない。」

c. 上海に残された 300 万人に上海住民の大部分を占める老人・子供・女性などの社会的弱者

d. 対日協力者（ある人が、b であるか d であるか「その線をどこに引くか、それは難しい問題であった。」）¹²

＜3 タイプの対日協力者＞

A. 積極的な対日協力者—汪精衛・周佛海などの政治エリートであり、多くが自ら政治的に選択した道を歩んだわけで、結果として漢奸たるを免れ得ない存在

B. 行政機構や経済機構の末端に在って日本の支配と関わらざるを得なかった人々—彼らは一般的に積極的な対日協力者でなく、地域の行政機構や経済機構を担ってきたため、地域の生産と生活を維持するために日本の支配と関わらざる得ない人々であり、地域エリートや民族ブルジョワジーの部分であり、「実にこの白と黒の間には、相当のグレーゾーンが存在していたのである。」

C. 日本の支配下で対日協力を強いられ、受動的に生きざるを得なかった多数の人々—一般民衆で命と引き換えに日本軍に協力させられた人々¹³

前述した通り、古厩氏の＜グレーゾーン＞論は中国の抗戦力論の一環に位置し、抗戦力の担い手である地域エリートや民族ブルジョワ

12 古厩忠夫「戦後地域社会の再編と対日協力者」（前掲『日中戦争と上海、そして私』、344～345頁）。

13 同上、338～339頁。

ジーの「抵抗と協力の狭間をつたい歩いていたか」¹⁴に見えるところの彼らの態様と論理を問題とするものであった。一方で、古厩氏は中国の人々が生産と生活の維持のため対日協力をせざるを得ない立場に追い込まれたことは容認したが、汪精衛政権については日本の謀略によってつくり出された「傀儡政権」であるとして、その政権が実施したところの諸政策についても否定的な評価を行い¹⁵、〈グレーゾーン〉論の対象から基本的に除外するものであったと考えられる。

日本占領下の中国における〈グレーゾーン〉問題は、被占領者の民間レベル—知識人、地方エリート、民族ブルジョワジーの曖昧で複雑な態様を主な対象としているが、「対日協力政権」（特に汪精衛政権）及びその政権担当者を含めるかどうかは議論の分かれるところであろう。最近、石島紀之氏が汪精衛政権研究について「傀儡政権」説と「対日協力（コラボレーション）政権」説に分けて学説整理を試みているが¹⁶、〈グレーゾーン〉概念は明らかに後者の方に親和性があるといえよう。例えば、汪精衛政権＝「対日協力政権」説をとる三好章氏は、次のように述べている。

「古厩は、戦時上海のブルジョアジーや資本家を『大漢奸』『小漢奸』を除いたタイプB概念を『グレーゾーン』とすることで、新たな視角を提示した。しかし、『グレーゾーン』概念は、それにとどまるものではないと思う。即ち、一人の人間が、例えば戦時上海において一九三七年から一九四五年の八年間にどのように変化するか、『大漢奸』を除くというが、汪政権は終始内部に重慶や延安に通じる者が

14 同上、12頁。

15 古厩忠夫「汪精衛政権はカイライではなかったか」（前掲『日中戦争と上海、そして私』、所収）。

16 石島紀之「対日『協力』の諸相—『協力』政権、民衆」（『現代中国研究』第35・36合併号、2015年11月）。

いたわけであるし、途中から通じた者もいたはずである。……汪兆銘自身をとってみても、初めから自ら進んで『漢奸』になろうとしたわけでは全くないし、汪の『曲線救国』路線が破産したのは、その結果である。」¹⁷

欧米における日本占領下の中国における〈グレイゾーン〉研究は、対日協力論＝〈コラボレーション〉論の一環として行われ、その代表的な研究はティモシー・ブルック氏（Timothy Brook）の *Collaboration*（2005）である。ブルック氏の関心も日本占領下の中国を「協力か抵抗か」の二項対立的な図式を超えてその間の〈グレイゾーン〉の実態を明らかにすることにある。彼は占領者の提供する権力・資源・保護を求める中国の地方エリート（郷紳）層と占領者の間でなされる「相互行為と便宜提供」を〈コラボレーション〉と捉えて、そこに〈グレイゾーン〉を見るのである。だが、古厩氏のように〈グレイゾーン〉に resistance（抗日）という契機を見出そうする関心は薄いものといえよう¹⁸。セイボルト氏（Peter J.Seybolt）は、日本占領下に置かれた河南省黄県の地域社会を分析し、日本と地域住民の関係における複雑な〈グレイゾーン〉を究明している。即ち、地域住民は日本側と協力と闘争を繰り返してきたが、それは地域社会内部における権力闘争の一環にあり、彼らの協力的行為は長期にわたる地域の権力関係の中で検討すべきことが提言されている¹⁹。パーク・コブ氏（Parks Coble）は、日本占領下の上海に留まった資本家の曖昧な態度を分析

17 三好章「汪兆銘の満洲国訪問 一九四二年」（馬場毅編『多角的視点から見た日中戦争』集広舎、2015年5月、285頁）。

18 Timothy Brook, *Collaboration; Japanese Agents and Elites in Wartime China*, Harvard University Press, 2005.

19 Peter J.Seybolt, "The War Within a :A Case Study of a County on the North China Plain", David P.Barrett and Larry N.Shyu eds.,*Chinese Collaboration with Japan,1932-1945*, Stanford University Press, 2001.

し、日本当局、汪政権との相互関係における〈グレーゾーン〉を描き出した²⁰。また、石島氏がすでに詳しく紹介しているように、近年中国においても欧米の〈コラボレーション〉論の影響を受けて²¹日本占領下の地方政権に関する新たな研究が生まれて来ている。それらは相変わらず当該政権を「偽」「傀儡」と呼んではいるが、政権の行政担当者（行政員）を古厩氏のいうBタイプの〈グレーゾーン〉として捉えており、政権の実態を革命史観に囚われず実証的に明らかにしようとしている²²。

前述した通り、日本占領下の上海文化における抵抗と協力のはざまにある〈グレーゾーン〉問題を最初に提起したのはボシュク・フー氏であるが、その後この問題関心は映画・演劇・文学の研究者により継承・発展され多くの成果を生むことになった。このような近年における上海文化研究の成果については鈴木将久氏の論考「日本占領下上海文化の『グレーゾーン』をどう考えるか」が明快に整理しており、戦時上海文化の複雑な様相を研究するためにはどのような視角が必要であり、どのような課題があるかを指摘している。

鈴木氏は日本占領下の上海娯楽文化は、「主たる観客である上海市民の欲求と、日本の圧力とがせめぎ合う文化的な空間となった。まさしくグレーゾーンが出現したというべきであろう」と捉え、そして邵迎建氏や晏妮氏の映画・演劇研究について、次のように述べている。「日本占領下上海のグレーゾーンについて、具体的にどのような力関係が働いていたか、その中で生活する市民はどのような状態にあったかな

20 Parks Coble, "Japan's New Order and shanghai Capitalists: Conflict and Collaboration, 1937-1945", David P. Barrett and Larry N. Shyu eds., op. cit.

21 Timothy Brook の *Collaboration* (2005) が、潘敏氏により中文訳『秩序的淪陥—抗戰初期的江南五城』（商務印書館、2016年）が刊行されている。

22 潘敏『江蘇省日偽基礎政權研究（1937～1945）』上海人民出版社、2006年。張根福・岳欽韜『抗戰時期江蘇省社会変遷研究』上海人民出版社、2009年。

ど、『大きな物語』に回収されない諸問題を明らかにする方向を切り開きつつある」という²³。

また、鈴木氏は日本占領下の上海文化を全面的に捉えるためには、中国側の文化状況を見るだけでは不十分であり、日本の支配と中国文化の不平等な関係性を前提としながら日本側が中国側との接触を通じてどのような反応を示したか、その「相互作用」を見る必要があるとする。そして、木田隆文氏の論考「日本統治下の文学的グレーゾーン」を踏まえて²⁴、「日本側と言っても一枚岩ではない」として、日本側の文化活動にもグレーゾーンが存在していたことに注意を促している。さらに当時の上海文化は日本と中国の二項対立だけで捉えることはできず、大橋毅彦氏を中心としたライシャムシアター共同研究²⁵に見られるように「さまざまな国籍や無国籍の入り乱れる領域こそ問題」となり、「国際都市上海ならではのグレーゾーンの実相」を一層の解明が課題であるとする²⁶。

前述した通り、日本占領下の上海文化研究における〈グレーゾーン〉は、ポシュク・フー氏が最初に切り開いた領域であるが、日本における日本占領下の上海文化研究において使用される〈グレーゾーン〉概念は狭義の意味における被支配者側の「抵抗と協力の狭間」の意味を超えるところがある。鈴木氏の上記の研究史整理においても抗日戦論の一環として提起された古厩氏の〈グレーゾーン〉論は参照軸として機能していないこともそれに関係するものと推測される。

23 前掲「日本占領下上海文化の『グレーゾーン』をどう考えるか」、30～33頁。

24 木田隆文「日本統治下の文学的グレーゾーン—長江文学会／上海文学会の動向から」（池内輝雄・木村一信・竹松良明・土屋忍編『〈外地〉日本語文学への射程』双文出版社、2014年3月）。

25 大橋毅彦・関根真保・藤田拓之編『上海租界の劇場文化—混沌・雑居する多言語空間』勉誠出版、2015年。

26 前掲「日本占領下上海文化の『グレーゾーン』をどう考えるか」、33～36頁。

近年、日本上海史研究会と日本・中国・米国の文学・文化史研究者が一緒に行ってきたところの戦時上海の〈グレーゾーン〉研究についても²⁷、〈グレーゾーン〉概念の捉え方は「インフレ」状況であると批評されるような大きな幅があり、歴史学の分析概念としては多義的であり過ぎるという問題が指摘されている²⁸。

2. 植民地朝鮮の〈グレーゾーン〉研究について

韓国における〈グレーゾーン〉論は、植民地経験を支配と抵抗といった二項対立的な観点を批判し、植民地朝鮮の〈グレーゾーン〉に位置する民衆の多様な生活のあり方、そしてその中で貫徹される「植民地的公共性」、近代的な規律権力の問題を通して「植民地近代(colonial modernity)」の実態把握を試みる尹海東氏によって提起された²⁹。彼はこの問題を最初に提起した論考「植民地認識と『グレーゾーン』」の意図を、次のように述べている。

「支配と抵抗といった二項対立的な図式によって構成されている韓国の近代思想を批判するために書かれたものである。グレーゾーンとは、この支配と抵抗という二つの項目から外れた『広範な』地帯を称したものだが、むしろ私は支配と抵抗という鮮明な色彩を持たずに動揺しつづける日常のグレーゾーンでの生活の可能性を確認したかった。植民地支配下の中から公共性を探ごうとしたのはまさにこのた

27 高綱博文・石川照子・竹松良明・大橋毅彦編『戦時上海のメディア—文化的ポリティクスの視座から』研文出版、2016年10月。堀井弘一郎・木田隆文編『戦時上海グレーゾーン』勉誠出版、2017年2月。

28 私たちは日本占領下の上海（戦時上海）に関心をいだく主に歴史学と文学・メディアを専攻する研究者を共同研究に組織するために、〈グレーゾーン〉という言葉をあえて厳密に概念規定することなく多義的使用することを選択してきた側面がある。二分法的思考を止揚しようする〈グレーゾーン〉という言葉は複雑で曖昧な人間や状況を捉える際に、ある程度の有効性があったのでないと考えている。

29 前掲「植民地認識の『グレーゾーン』」。

めだが、植民地的公共性と名付けられたこの可能性の実態は、また近代的な規律権力に根ざしたところでもあった。私はこうした逆説がつまり、『植民地的近代』の特性を語るものだと捉えた。」(蔣允杰訳)³⁰

尹海東氏の＜グレーゾーン＞論は、朝鮮近現代史研究の中で1990年後半以降に一つの潮流となった「植民地近代論」の一環に位置するものであり、それ以前の収奪と抵抗という二つの軸を中心とする植民地認識の方法である「植民地収奪論」と「植民地近代化論」を批判・克服するために提起されたものである。

植民地期朝鮮史の研究動向については、詳しくは三ツ井崇氏の論考を参照いただくとして³¹、尹氏の＜グレーゾーン＞論が提起される学術的背景として「植民地近代化論」・「植民地収奪論」・「植民地近代論」について概観しておこう。一般的に植民地期朝鮮史は日本帝国主義の支配と収奪と、これに対応した朝鮮人のナショナリズムによる抵抗運動という「敵・味方」の二元的対抗軸を中心に把握・叙述されてきた。これに対して1960～70年代の韓国経済の高度成長、80年代の民主化を背景として登場したのが「植民地近代化論」であり、経済発展という視角により19世紀末から1960年代まで一貫して把握し、朝鮮資本主義の起源を外国資本の導入に求め、植民地期一中でも1930年代における工業化の進展と民族資本の発達、マンパワーの形成を重視し、それが韓国の経済成長の基礎となったとするものである。特に植民地という不利な状況の中で朝鮮人の主体的な成長を重視するところに特徴がある³²。

30 윤해동, *식민지의 회색시대*, 2003년 2월 31 일, 역사비평사.

31 三ツ井崇「朝鮮」(日本植民地研究会編『日本植民地研究の現状と課題』アテネ社, 2008年6月)。

32 並木真人「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」(『朝鮮文化研究』第6号, 1999年, 111～114頁)。

これを批判する「植民地収奪論」は、植民地期の朝鮮社会は本来の近代化からは隔絶したものであったと主張し、日本の植民地政策は朝鮮人の民族国家樹立の意図を敵視する政策であり、朝鮮人の近代化を阻止、破壊しようとする反近代化政策であったとするものであった³³。

「植民地近代化論」も「植民地収奪論」も「近代 (modernity)」を肯定的に捉える点で共通しており、尹海東氏によれば両者とも「民族主義と近代化という認識基盤を共有している」と指摘している³⁴。「近代」肯定論である「植民地近代化論」・「植民地収奪論」を批判・克服するために1990年代後半に登場したのが「植民地近代論」と呼ばれる新たな研究動向である。「植民地近代論」についてもすでにその研究動向を紹介した諸論考があるので、簡単に概要を確認するに留めておきたい。

松本武祝氏によれば colonial modernity (「植民地近代」・「植民地的近代」または「植民地近代性」と表記される) という概念に関しては、朝鮮史研究者の間で広く共有されるような定義はいまだ存在していないが、次のような3点の特徴があるとする。(1) 植民地期と解放後とを「近代」という視点において連続するものと捉える。(2) ヘゲモニー、規律権力あるいはジェンダーといった分析概念を意識的に使用する。(3) 民族主義を相対化する試みがなされている³⁵。

さらに三ツ井崇氏の簡潔なまとめによれば「一口に『植民地近代論』といっても、その志向するところはさまざまである。教育史、文化史、思想史等の諸領域において、植民地期における都市文化の形成、女性史、日常生活史といった多岐にわたる視角から、『近代性』を批判的

33 同上。

34 前掲「植民地認識の『グレーゾーン』」。

35 松本武祝「『植民地的近代』をめぐる近年の朝鮮史研究—論点の整理と再構成の試み」(宮嶋博史他編『植民地近代の視座—朝鮮と日本』岩波書店、2004年10月、249頁)。

にとらえる視座であるといえる」³⁶。そして、「要するに、『植民地近代論』は植民地下における『近代主体』の行動を媒介に、支配権力と被支配者の関わり方を、その局面ごとに理解しながら、植民地支配の性格をとらえようとする議論である」とする³⁷。

「植民地近代論」の有力な論者の一人である尹海東氏は、前掲の論考において「帝国主義の植民地支配は収奪と抵抗という二分法では説明し得ない部分がありにも多い」と植民地認識の「グレーゾーン」問題を提起する。次いで「協力と規律権力といった概念」で「親日」いう民族主義的発想に由来する概念を解体し、朝鮮の被支配民衆が「絶え間無く動揺しつつ協力し抵抗する」実態を歴史的に検証しながら抵抗と協力の両面的な姿を帯びた＜グレーゾーン＞を探究することになる。さらに彼は＜グレーゾーン＞について、以下のように考察している。

「抵抗と協力が交差する地点、即ちグレーゾーンは『政治的なもの』として公的領域が位置する領域である。植民地支配下においても公的領域は持続的に拡大していったが、一方、そのような『植民地的公共性』は近代化の進展とあいまって規律権力化する。絶え間なく政治的領域を拡張しようと試みるものの、そのような努力を通じてすぐさま植民地秩序を維持・強化する権力へと陥ってしまう危機に直面した二律背反の存在、それがまさに植民地の存在形式ではないだろうか？」³⁸。

このような尹海東氏の問題意識は、日本の朝鮮史研究者である並木真人氏により共有・発展・展開され、植民地期朝鮮における＜グレーゾーン＞問題は同氏により「植民地公共性」という分析概念で明確に再措定されることになった³⁹。

36 前掲「朝鮮」, 107 頁。

37 同上, 108 頁。

38 前掲「植民地認識の『グレーゾーン』」, 145 頁。

39 並木真人「植民地期朝鮮における『公共性』の検討」(三谷博編『東アジアの公論形成』

並木真人氏も尹氏と同様に「植民地近代論」を基本的なスタンスとするものであり、彼は植民地期朝鮮を長期変動の中で把握し、＜帝国政府＞＜植民地政府＞＜現地社会＞の3つのアクターの相互連関的な理解をすることを提唱し、植民地政治史・社会史研究の新たな視角として(1)「植民地近代性」(2)「植民地公共性」(3)「対日協力」を分析概念として検証することを試みた⁴⁰。並木氏による3つの概念の捉え方を示すと以下の通りである。

(1)「植民地近代性」: 従来の植民地期研究を支配してきた「統治」(抑圧・搾取)対「抵抗」の二元的パラダイムを批判して、植民地主義対ナショナリズムに「近代性」概念を加えて三者の相互関係と相互作用を検討すべきことを主張する。即ち、日本が植民地支配を正当化・合理化する最大の根拠が「近代化」であったのであり、当該期の朝鮮人が「近代」を志向する限り、彼らは不可避免的に植民地権力やその政策と接触せざるを得なかったからである。「対日協力」こそが、植民地期のほとんど朝鮮人と「近代」との具体的な接触の場であったのである。かかる視点に立つ時、「近代民族運動」も、植民地権力が推進した「近代化」の反作用として位置付けることが可能であろうと論じる⁴¹。

(2)「植民地公共性」: 並木氏は植民地朝鮮における「政治」の特異性として、「異民族支配がもたらす葛藤の深刻さ、あるいは国民意識や帝国臣民意識の希薄に起因する合意調達の困難」を指摘し、「植民地政府と被統治者の一部の間で、それぞれの意思の実現をめぐり、さまざまなバーゲン(bargain)が発生する余地」があり、その合意調達

東京大学出版会、2004年12月)。並木真人「『植民地公共性』と朝鮮社会—植民地期後半を中心に」(朴忠錫・渡辺浩編『文明・「開化」・「平和」』慶応義塾大学出版会、2006年)。

40 並木真人「朝鮮における『植民地近代性』・『植民地公共性』・対日協力—植民地政治史・社会史研究のための予備的考察」(『国際交流研究』第5号、フェリス学院大学、2003年3月)。

41 同上、9～16頁。

が行われる場を「公共領域」と見なし、これを「植民地公共領域」と呼ぶ。それは尹海東氏が指摘する「抵抗と協力が交差する地点、即ちグレーゾーン」と同一のものであり、再措定したものである。これを彼はポシュク・フー氏の＜グレーゾーン＞論を踏まえて次のようにも論じる。

「passivity（隠遁、灰色地帯＜グレーゾーン＞）という概念を介在させることによって、当該期の社会の動態的把握が初めて可能となる。すなわち、resistance と passivity の併存、passivity と collaboration の併存、resistance の中の collaboration、collaboration の中の resistance、三者相互の交錯と転移など、あらゆる局面を分析することを通じて、社会の複雑さ、不明瞭さを輻輳・紊乱させたまま、『等身大』の姿で理解することに近づくのである。……resistance， passivity， collaboration が交錯する中での『政治』が展開する領域こそ……『植民地公共領域』であり、その姿こそが『植民地公共性』なのである。」⁴²

並木氏によれば植民地期朝鮮における「近代化」や「公共圏」の形成は不可逆的であり、「植民地近代」のメルクマールになる「大衆」の創出や「植民地公共領域」の拡大は1919年の三・一運動を契機とする「文化政治」時期以後のことであるとする。「抵抗と協力が交差する」＜グレーゾーン＞たるの「公共領域」は、植民地権力が「大衆」を規律化・動員するシステムであると共に近代的規律を内面化した「近代主体」としての朝鮮人が「公共性」の確保をめぐるバーゲニングがされる舞台であり、植民地期朝鮮における「政治」の淵源でもあったとされる⁴³。ここに「対日協力」の問題も密接の関連することになり、「植民地近代性」という問題を介在することにより「支配と抵抗」「親

42 同上、29頁。

43 前掲「植民地期朝鮮における『公共性』の検討」、216頁。

日と反日」という二分法的シェーマに異議を唱えものである。

(3)「対日協力」：並木氏は「対日協力」の問題を検討することは、朝鮮における「植民地近代性」の特質を解明するための突破口であるとする。すなわち、植民地期における被支配者と「近代」との具体的な接触の場として「対日協力」の問題を設定することを提言する。彼は、これまでの「親日派」という政治的烙印概念を明確に拒否し、中立的・普遍的な概念として対日協力 (collaboration) あるいは対日協力者 (collabrator) という概念を適用すべきであるとする⁴⁴。

並木氏は植民地期朝鮮における対日協力者の類型として<イデオログ型の対日協力者> (文学者や教育者, 宗教家など, かつて社会的指導者として活躍した経験のある旧カウンター・エリート層が中心) と<テクノクラート型の対日協力者> (官庁や学校, 企業などで遂行された日常業務の担い手たち) を想定して, 後者の重要性を主張する。<テクノクラート型の対日協力>は, 植民地政府と被統治者を媒介する接点になったこと, 「植民地近代性」を現地社会に扶植する役割を主に果たしたと主張する⁴⁵。

なお, 尹海東氏や並木真人氏の「植民地近代論」に対して朝鮮民衆運動史研究者である趙景達氏から「抵抗と協力が交差する地点, 即ちグレーゾーン」=「植民地公共性」から排除された民衆の存在が軽視されているのでないかとの批判が出されている⁴⁶。これに対して並木氏は論考『「植民地公共性」と朝鮮社会』において, 「植民地公共性」という分析概念を歴史的に理論的に再検討して趙氏の批判に応えようとした。<グレーゾーン>論は並木真人氏により「植民地公共性」とい

44 前掲「朝鮮における『植民地近代性』・『植民地公共性』・対日協力」, 25 頁。

45 前掲「植民地期朝鮮政治・社会史研究に関する試論」, 114～119 頁。

46 趙景達「暴力と公論—植民地朝鮮における民衆の暴力」(須田努他編『暴力の地平を超えて—歴史学からの挑戦』青木書店, 2004 年 5 月, 289 頁)。

う分析概念として明確に再措定されることにより、「対日協力」問題や「公共性」の負の遺産へのアプローチをさらに前景化したが、「近代性」や「公共圏」の一定の形成を前提としているため、その適用範囲が限定されることになった⁴⁷。また、尹海東氏は最近、論考「韓国における植民地国家と植民地の『グレーゾーン』」を発表し、朝鮮総督府を「植民地国家」として解明することにより「植民地公共性」とは補完関係にある「植民地認識における別のレベルのグレーゾーン」の検証を試みている⁴⁸。

おわりに

私たちは物事を考える際に、「白と黒」・「プラスとマイナス」・「善と悪」・「敵と味方」などのように二元的な思考に慣れており、「白黒のつかない」曖昧な領域＝中間領域を否定的に捉える傾向がある。その「グレーゾーン」という言葉は物事の中間領域・「白黒のつかない」曖昧な領域を指すところの日常語（俗語）であり、それは和製英語でもあり、決してよい意味で使われていないといえよう。

ブリーモ・レーヴィは、アウシュヴィッツ内部の複雑に絡みあった「灰色の領域」（gray zone）の問題を提起して私たちに衝撃を与えた。これは私たちに歴史を「敵と味方」という二分法で捉えることに警鐘を鳴らし、歴史の中には＜グレーゾーン＞が存在し、そこでは抵抗者と協力者、犠牲者と迫害者、善人と悪人というように二極に分けることは不可能であり、被抑圧者は抑圧する側になることもしばしば起こることに注意を促した。アウシュヴィッツといわないでも支配と抑圧

47 前掲「『植民地公共性』と朝鮮社会」、参照。

48 尹海東「韓国における植民地国家と『グレーゾーン』」（『史潮』新 78 号、2015 年 12 月）。

のあるところには、時代や地域を問わず被支配者・被抑圧者の間には何らかの＜グレーゾーン＞が生まれる可能性は常にある。

さて、本稿が検討対象としている＜グレーゾーン＞とは、帝国主義やファシズムの「支配」に対して「抵抗」という二分法では説明できない領域のことである。その「支配」は帝国主義やファシズムによる一方通行的な支配ではなく、被支配者との相互関係によって維持されるものであり、ここに「協力」(collaboration)の問題が提起される。「協力」とは支配者＝「敵」と一緒に働くことを言うが、支配者に対する協力者の献身的かつ理念的な一体化が伴う＜積極的協力＞から多くの現地住民が支配体制に対して「順応」または「適応」しながら暮らしていた＜消極的協力＞に至るまで大きな幅があるといえよう。

そして、占領地と植民地では「協力」のあり方も異なっていると考えられる。前者は軍事的占領により強要されるが、その「協力」は民間レベルの協力問題であるとともに協力政権(regime)問題としても発現した。そして、「協力」といっても占領当局と協力政権へのそれは同じものでなかった。一方で植民地における「協力」は、統治体制や統治政策と密接に関連しており、被統治者の協力が日常化する「構造的協力」の問題が重要となる。占領地と植民地においては、その支配が長期的に継続しないことが予想される前者と永続性が想定される後者では、被統治者の意識も同一ではなく、「協力」のあり方も異なってくるものといえよう。

占領地・植民地における政治空間と政治過程は、敵／味方、協力／抵抗、支配／服従などの二分法的な歴史分析ではその複雑で曖昧な歴史像を捉えることは困難である。そこで提起されたのが「抵抗」と「協力」の狭間＝中間領域である＜グレーゾーン＞への着目である。

本稿は、占領地中国と植民地朝鮮における＜グレーゾーン＞研究を

概観してきたが、日本帝国主義下にあつて毎日の生存自体が切迫した状況において、またアイデンティティの確保が極めて困難な条件下で、現地エリート層や民衆にとって＜グレーゾーン＞は主体的な積極的な選択肢の一つであつたことが明らかにされている。

私たちはこのような研究動向を継承・発展させて、ナショナリズムに基づく愛国／売国の二分法的な歴史認識を止揚し、占領地や植民地における複雑・曖昧な＜グレーゾーン＞問題を分析的・客観的に把握することに努め、一般民衆だけでなく地域エリートや資本家、テクノクラート、政権担当者などを問わず、その「抵抗と協力の狭間」にある彼らの態様・行動の発現と展開を当時の政治・社会構造と歴史的コンテキストにおいて検証することが求められている。

当為を表す HAD BETTER に関する予備研究

小澤 賢 司

1. はじめに

本稿では、当為を表す HAD BETTER について、SHOULD との考察を交えながら、① HAD BETTER の意味特徴、② HAD BETTER と「比較」の問題、③「悪い結果の暗示」の所在、に関する考察を行う¹⁾。以下、本稿における太字・斜字・下線は全て筆者によるものとする。

2. HAD BETTER と特定性

すでに柏野（2002: 162）が指摘しているように、HAD BETTER は悪い結果を示す OR 節に先行することが多い。それは、HAD BETTER を用いることで悪い結果に対する注意喚起を促すことができるからである。次の（1）において、その悪い結果として、（a）では「バスに乗り遅れてしまう」ことが、（b）では「お店が閉まってしまう」ことが、そして（c）では「絞め殺してしまう」ことがそれぞれ示されている。

- (1) a. We'd **better** leave now or we'll miss the bus.

(OALD: s.v. BETTER)

- b. You'd **better** hurry or the shops will be shut.

(Chalker 1990: 67)

- c. You'd **better** clear off before my bone came back, Dobby, or
I might strangle you.

(Harry Potter and the Chamber of Secret)

ただし、HAD BETTER は OR 節と共起する必要性はなく、仮に OR 節がなくても、「悪い結果」を暗示する機能を持っている。

- (2) Howl: Next bomb attack is coming. Calcifer can't defend from
bomb.

Sophie: We **better** flee from here. Don't fight.

(Howl's Moving Castle, movie script of English)

この例では、(Calcifer という炎の妖精が) もうこれ以上爆弾を防ぐことができないため、早くここから立ち去らないと「大きな被害を蒙る」ことが HAD BETTER によって暗に示されている。したがって、この「悪い結果の暗示」(negative consequences) は HAD BETTER が持つ中核的な意味であるとされ (cf. Perkins (1983: 64), Palmer (1990: 82)), なかでも Murphy (2012: 70) は “Also, with had better, there is always a danger or problem if you don't follow the advice.” (下線筆者) と述べ、特にその意味特徴を強調している。しかしながら、Westney (1995: 183) や Collins (2009: 78) は必ずしも「悪い結果の暗示」があるわけではないとし、次の (3) における HAD BETTER は SHOULD と同じような意味であると言う (会話の順が A → B でなく B → A となっているが、原文のママである)。

(3) B: Perhaps I'd **better** give her a ring.

A: Perhaps you'd **better** Yeah [sic] That's a really good idea.

(Collins 2009: 78)

次の (4) でも、単に助言ないしは注意喚起として HAD BETTER が使用されており、SHOULD との間に大きな意味の違いは感じられない。

(4) a. You'd **better** take an umbrella - it's going to rain.

(MED: s.v. BETTER)

b. You'd **better** cut back on these crazy stunts. (*Botchan*)

c. You two **better** change into your robes. I expect we'll be arriving soon.²⁾ (*Harry Potter and the Philosopher's Stone*)

しかし、当為を表す場合であれば、両者の交換が常に交換かということそうでもない。

(5) You {^{??}**had better** / *should*} always look carefully at your map afterwards so you can see what's what's that area.

(Collins 2009: 79)

(5) は always と共起しており、「いつだって地図をしっかりと見れば、その周りに何があるのかわかる」といった一般的事態を述べている。SHOULD はこのように一般的事態に対しても用いることができるが、HAD BETTER は用いることができず、(4) のような特定の事態に対してしか用いることができない。別の言い方をすれば、HAD BETTER は特定の事態のみを指示する機能を持つ。このことは、HAD

BETTER が習慣を表す副詞語句や総称的主語とは共起しないことからも証される³⁾。

- (6) a. *People **had better** always think before they speak.

(Chalker 1990: 67)

- b. *One **had** usually **better** take a taxi to be sure of getting to the airport on time.⁴⁾

(Mitchell 2003: 141)

日本語では「常に考えてから物を言ったほうが良い（言いなさい）」といった一般的事柄に「したほうが良い」を使用することができるが、英語の HAD BETTER はそれができない⁵⁾。

3. 「履行義務」

ではなぜ HAD BETTER は特定の事態のみを指示するのであろうか。そこでまず、次の例を参照されたい。

- (7) a. *You **had better** apologise, but I know you won't.

(Chalker 1990: 67)

- b. He {[#]**had better** / *should*} tell her but I don't suppose he will.

(Huddleston and Pullum 2002: 196)

(7) がともに非適格となるのは、相手に対して当為内容の履行を促しておきながら、それが履行されないことを示唆する（不履行を話し手自ら許すような）文言を後続させているためである。HAD BETTER の使用者（話し手）は当為内容の不履行を想定していない。別の言葉で言えば、HAD BETTER によって表される当為内容は履行される

ことが前提となっている（一方、SHOULDはその点に関して中立的である）。この「履行義務」という意味特徴はHAD BETTERの根幹を成す⁶⁾。なぜならこの「履行義務」という意味特徴が、未来指向の解釈も呼び込むことになるからである。未だに履行していない履行すべき義務を伝えているのであるから、その行為内容は必然的に未来の、それも近い未来の出来事となる（cf. Swan (2005: 203)）。

(8) a. I really ought to go and see Fred one of these days. ~ Well, you'd **better** do it soon - he's leaving for South Africa at the end of the month. (Swan 2005: 203)

b. You {²²**d better** / *should*} see a doctor one of these days.
(インフォートマント提供)

(9) a. *I **had better** have stayed at home. (Mitchell 2003: 134)

b. We'd **better** have finished this work by the time the boss comes back. (ibid.)

(9) はともに完了形を伴っているが、時の解釈が異なる点に注意されたい。(9a) の have stayed は「(家に) 滞在していた」という過去の解釈であるが、(9b) の have finished は「(仕事を) 終わらせる」という未来の解釈である。そして重要なのが、前者（過去解釈）は非適格であり、後者（未来解釈）は適格であるという点である⁷⁾。「履行義務」の特徴を持つHAD BETTERは、その特性上、未来指向の解釈を呼び込むため、(9b) のみが適格となる。そして、「履行義務」と「近い未来の出来事（の指示）」という意味特徴を備えているがゆえに、その行為の当事者は発話の場にいる人（たち）、すなわち話し手か聞き手ということになる。したがって、HAD BETTERは通常、

目の前にいる相手, もしくは話し手自身に向かって, ある行為を行うべきだと伝達・意図する際に用いられる表現であり, だからこそ, その主語は二人称や一人称となる⁸⁾。

4. HAD BETTER の ‘better’

HAD BETTER は ‘better’ という比較の概念を含んだ表現形式であるが, 普通の比較表現とは異なり, 単に *than* 節を後続させることができない。

(10) a. *You’d **better** do your homework than watch this rubbish
on television. (Mitchell 2003: 140)

b. *We **had better** get a takeaway than start cooking now.
(Denison and Cort 2010: 355)

Swan (2005: 203) は “The structure means ‘It would be good to …’, not ‘It would be better to …’” と述べ, HAD BETTER には比較表現としての働きがないことを強調しており, もし何か他の事態と比較したい場合には, *rather than* の形式を取る必要がある (cf. Collins (2009: 77))。北米英語母語話者に上記の (10) の容認性を尋ねたところ, Collins と同様の「*rather than* なら OK」という回答のほかに, 「*than* の代わりに *instead of (doing)* を使う」という回答もえた。このことから HAD BETTER の ‘better’ には統語的特徴 (呼応) がないことがわかる。

でははたして, ‘better’ の特徴はこの表現に存在しないのであろうか。これまでの考察で, HAD BETTER は「履行義務」的特徴を備え, 当為内容の履行を前提としていることがわかった。これは裏を返せば,

当為内容以外の履行を前提とはしていない。つまり、HAD BETTER は、他のどの事態よりも当該の（特定のな）当為内容を履行すべきと伝達・意図する表現であり、何か個別の事態と比較する表現ではない。本稿で取りあげたいいくつかの実例からもそのことは読み取れる（以下、(11) として再掲する）。

- (11) a. You'd **better** clear off before my bone came back, Dobby, or
I might strangle you. [= (1c)]
b. You'd **better** cut back on these crazy stunts. [= (4b)]
c. We'd **better** have finished this work by the time the boss
comes back. [= (9b)]

したがって、HAD BETTER は「(B よりも) A したほうがよい」という意味ではなく、「とにかく A したほうがよい」(the best course of action) という意味である。HAD BETTER にこのような排他的意味があることは、HAD BEST と比較した場合、「強調」という点以外に意味の違いが見られないという点からも支持される。

- (12) a. You **had** {**better** / **best**} return that book to the library.
(Celce-Murcia and Larsen-Freeman 1999: 151)
b. She **had best** talk to their lawyers before saying too much.
(Carter and McCarthy 2006: 666)

したがって、HAD BETTER の 'better' には、その統語的特徴（呼応）はないが、意味的特徴（排他的比較）はその表現に内在されていると考える。

5. 「悪い結果の暗示」

最後に, HAD BETTER が表す「悪い結果の暗示」について, 再度, 考えてみることにする。

「悪い結果」は, 確かに HAD BETTER が用いられた文においてしばしば暗示されるが, ‘専売特許’というわけでもない。例えば, 次の (13) のように, 命令文や MUST でも「悪い結果」は観察される。

(13) a. Hurry up, or you'll miss the bus.

b. You must be on time tomorrow, or we'll go without you.

(Close 1988: 66)

したがって, 「悪い結果の暗示」というのは HAD BETTER のみが備えている意味特徴というよりは, 語用論の問題であると考えられる。強く相手に（履行することを前提とした）当為内容を伝えるということは, その事態の必要性が高いことを意味し, ひいてはその事態を履行しなかった場合のリスク, すなわち「悪い結果」を暗示することに繋がる。その意味において, 意味の強い命令文や MUST, そして HAD BETTER は「悪い結果」を暗示しうる。しかし, 前者2つと HAD BETTER には決定的な違いがある。それは HAD BETTER は必ず特定の意味の出来事を指示するのに対し, 命令文と MUST は必ずそれを指示するわけではない点である。例えば, 次の例を参照されたい。

(14) *Keep* off the grass.

(15) We *must* make an appointment if we want to see the Dean.

(Huddleston and Pullum 2002: 183)

(14) は、特定の相手に発する場合と掲示物として不特定多数の相手に伝える場合が考えられるが、後者の場合、特定の未来の出来事を示しているわけではない。それは一般規則を述べる (15) の場合も同様である。したがって、目の前で履行しなければいけない事態を述べる HAD BETTER は、命令文や MUST よりも「悪い結果」をより暗示しやすい。また、SHOULD は中立性を保つ場合が多く、「単なる助言」程度であるため、「悪い結果」を暗示するまでには至らない。

脚注

- 1 本稿では、had better / 'd better / better を HAD BETTER として論を進める。
- 2 HAD BETTER の意味の弱化は、“'d better” よりも “o better” に、ひいては会話時にのみ観察される現象だと考えられる。筆者が尋ねた北米英語母語話者は、以下のような談話状況では “had better” は使用しないと言う（なお、should の使用は可能であるとの回答もえた）。

(i) Marty: Hey, Doc. We **better** back up. We don't have enough roads to get up to 88.
 Doc: Roads? Where we're going, we don't need roads. (*Back to the Future*)

 この「HAD BETTER の意味の弱化現象」に関しては、稿を改めることにする。
- 3 特定の事態のみを指示し、習慣を表す副詞語句と共に起しないという特徴は、have got to にもパラレルに観察される。

(ii) I |*have to* / **have got to*| take these pills every day. (Declerck 1991: 383)
- 4 この文が非適格になる別の理由として、had と better 間への副詞挿入が考えられる。had better は（言うまでもなく）had と better の 2 語から成っているが、統語上は単一化されたものとみなされる。その傍証として、had better の否定形 had better not が挙げられる。had not better という（副詞が had と better の間に挿入された）形式がないわけではないが、文法・語法上では問題のある用法であることは多くの文法家が認めている。したがって、had と better の間には、いかなる語句も挿入すべきではなく、この点も (6b) が非適格となる理由となろう。
- 5 この点が日本語の「したほうが良い」と HAD BETTER の決定的に異なる点であり、したがって、「HAD BETTER = したほうが良い」のように、両者を等式でつなぐことはできない。
- 6 この「履行義務」は、中野 (1993: 27-31) の「遂行的義務」に等しいが、正確性を期するために本稿ではこの用語を用いる。
- 7 筆者が尋ねた北米英語母語話者も Mitchell (2003) と同様の（非）容認性を (9a) と (9b) に下している。
- 8 Collins (2009: 79) によれば、二人称主語の割合は 61.8% で、一人称主語の割合は 34.8% である。ちなみに、三人称主語の割合は 3.4% しかない。このように、二人称主語、および一人称主語がほとんどの割合を占め、誰に対する発話であるかが容易にわかるため、主語省略が起こせるのだと考えられる。

(iii) (You) **better** come tomorrow. (Butterfield 2015: 106)

辞書

Macmillan English Dictionary for Advanced Learners. 2nd ed. 2006. London: Macmillan.
[MED]
Oxford Advanced Learner's Dictionary. 9th ed. 2015. Oxford: OUP. [OALD]

参考文献

- Butterfield, J. 2015. (ed.) *Fowler's Dictionary of Modern English Usage*. 4th ed. New York: OUP.
- Celce-Murcia, M. and D. Larsen-Freeman. 1999. *The Grammar Book: An Efl/Esl Teacher's Course*. 2nd ed. New York: Heinle & Heinle.
- Chalker, S. 1990. *English Grammar Word by Word*. Walton-on-Thames: Nelson.
- Close, R. A. 1988. "The future in English," In Bald, Wolf-Dietrich (ed.) *Kernprobleme der englischen Grammatik, Sprachliche Fakten und Ihre Vermittlung*, 51-66.
- Collins, P. 2009. *Modals and Quasi-Modals in English*. Amsterdam/New York: Rodopi.
- Declerck, R. 1991. *A Comprehensive Descriptive Grammar of English*. Tokyo: Kaitakusha.
- Denison, D. and A. Cort. 2010. "Better as a verb," In Kristin D., L. Vandelanotte and H. Cuyckens (eds.) *Subjectification, Intersubjectification and Grammaticalization*, 349-383.
- 江川泰一郎. 1991. 『英文法解説 (改訂三版)』 金子書房.
- Huddleston, R. and G. K. Pullum. 2002. *The Cambridge Grammar of the English Language*. Cambridge: CUP.
- 柏野健次. 1993. 『意味論から見た語法』 研究社.
- , 2002. 『英語助動詞の語法』 研究社.
- , 2010. 『英語語法レファレンス』 三省堂.
- Leech, G. 2004. *Meaning and the English Verb*. 3rd ed. London: Longman.
- Mitchell, K. 2003. "Had better and might as well: On the margins of modality?" In Facchinetti, R., M. G. Krug and F. R. Palmer (eds.) *Modality in Contemporary English*, 129-149.
- Murphy, R. 2012. *English Grammar in Use with answers*. 4th ed. Cambridge: CUP.
- 中野弘三. 1993. 『英語法助動詞の意味論』 英潮社.
- Palmer, F. R. 1990. *Modality and the English Modals*. 2nd ed. London: Longman.
- Perkins, M. R. 1983. *Modal Expressions in English*. London: Frances Pinter.
- Swan, M. 2005. *Practical English Usage*. 3rd ed. Oxford: OUP.
- van der Auwera, J. and A. De Wit. 2010. "The English Comparative Modals - A Pilot Study," In Cappelle, B. and N. Wada (eds.) *Distinctions in English Grammar: Offered to Renat Declerck*, 127-147.
- van der Auwera, J., D. Noël and A. V. linden. 2013. "Had better, 'd better and better: Diachronic and transatlantic variation," In Marin-Arrese, J. I., M. Carretero, J. A. Hita and J. van der Auwera (eds.) *English Modality: Core, Periphery and Evidentiality*, 119-154.
- Westney, P. 1995. *Modals and Periphrastics in English: An Investigation into the Semantic Correspondence between Certain English Modal Verbs and Their Periphrastic Equivalents*. Tübingen: Niemeyer.

執筆者紹介（執筆順）

鍋本由徳 准教授（通信教育部）

雨宮史卓 教授（通信教育部）

古賀徹 教授（通信教育部）

陸亦群 教授（通信教育部）

根本晋一 准教授（通信教育部）

猪野恵也 准教授（通信教育部）

中澤瞳 助教（通信教育部）

高綱博文 教授（通信教育部）

小澤賢司 助教（通信教育部）

あとがき

日本大学通信教育部『研究紀要』第三十号をお届けします。平成二十八年四月に短期大学部より通信教育部（商学部）に雨宮史卓教授を迎えました。本号では、九名の通信教育部専任教員の論文及び研究ノートを収載いたしました。投稿された先生方におかれましては、この場を借りて心より感謝を申し上げます。

日本大学通信教育部は四学部八学科専攻が統合された複合型通信教育部であり、その『研究紀要』はまさに「多様性」に富んだものとなっております。昨今、多元化や多様化が叫ばれておりますが、その三十年も前から本学『研究紀要』はその立場を踏襲しております。今後とも、時代を静観した更なる研究成果がこの『研究紀要』に収載され続けることを願っております。

（小澤賢司）

研究紀要

第30号

平成29年3月31日 発行

（非売品）

編集兼発行人

関根 二三夫

発行所

日本大学通信教育部
通信教育研究所

〒101-8005

東京都千代田区九段南4-8-28

電話 03(5275)8890

印刷／日本フィニッシュ株式会社

JOURNAL

OF

DISTANCE LEARNING DIVISION

NIHON UNIVERSITY

No.30 Mar. 2017

CONTENTS

Research Articles

NABEMOTO, Yoshinori : Relations between the Tokugawa Shogunate and Feudal Lords (*Daimyo*) in the 17th century

AMEMIYA, Fumitaka : A Study on the Promotion of the Experiential Value in the Food Business

KOGA, Toru : Active Learning and Pedagogy for University Education

RIKU, Yugun : A Study of Agglomeration, Urbanization and Job Creation in Regional Economic

NEMOTO, Shinichi : Study on Private Rights of Way

INO, Keiya : The Background of *Ulysses* (1922) — As an Introduction —

NAKAZAWA, Hitomi : Concept of Body Schema in *Phénoménologie de la perception*

Research Notes

TAKATSUNA, Hirofumi : About the <gray zone> Problem of Occupied Areas / Colonies

OZAWA, Kenji : A Pilot Study of *HAD BETTER*